

國民精神總動員

人口問題研究

第一卷第四號

昭和十五年七月刊行

研究

資料

紹介

彙報

文獻

滿洲に於ける移動人口——勞働力としての苦力(其の二)……………小山榮三(一)

ブルグドエルファー著「白色民族は滅亡するか?」(一)……………本多龍雄(三九)
國勢調査間年に於ける普通世帯人口及普通世帯数の推計……………窪田嘉彰(四九)

トイトマス著「貧乏と人口」(北關)……………(五二)
マーシャル著「人口問題に關する英國民衆の考へ」(大月)……………(五五)
支那及滿洲に於ける將來人口の推定(小山)……………(六〇)

内地在住朝鮮人出生力調査の施行——人口問題研究所研究報告會

厚生省衛生局の國民醫療調査——厚生省豫防局の東京大阪兩市に於ける兒童健康診斷成績の發表——昭和十三年全國結核死亡統計の集計——厚生省主催國民優生大講演會の開催——職員健康保險法並船員保險法の實施——紀元二千六百年記念全國社會事業大會の開催——司法省の支那事變前後に互る一般及少年犯罪増減

調——東京市に於ける市民調査の施行——財團法人人口問題研究會の罹災——厚生科學研究會の創立並機關誌「厚生科學」の創刊——恩賜財團愛育會昭和十五年度事業計畫——社団法人日本產業衛生協會の健康保險法の改善に對する決議

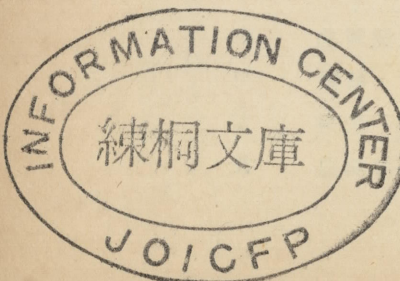
一九三九年獨逸の婚姻、出生及死亡統計の發表——一九三三—三三九年間獨逸の結婚資金貸與及其の償還免除件數の集計——獨逸DAFの多子家族生計費調査

邦文人口問題關係文獻(四)——外國雜誌人口問題關係文獻(四)

厚生省

人口問題研究所

昭和十五年七月二十日
人口問題研究所
3183



人口問題研究

第一卷 第四號

研究

『滿洲に於ける移動人口—勞働力』

としての苦力』其の二

小山 榮 三

四、滿洲國に於ける勞働人口の移動現象

國外移動 滿洲入國の移住者及び出稼苦力は人口統計上の用語に従へば、人口増加に於て出生、死亡による「自然的増加」に對し地域的變動なるが故に「社會的增加」と呼ばれるものである。

滿洲の如く海陸に入口を持つ國に於ては正確なる移民統計の計量は極めて困難である。第二十表に見られる如く昭和二年入滿數が百四萬と甚だしく急激な増加を示したのは支那動亂の影響と見るべく、昭和七年に入滿三十七萬に對し離滿四十四萬を數へ、出超となつたのは滿洲事變の影響に基くものである。更に昭和九年以來入滿數が漸減してゐるのは外國勞働者入國取締による制限が加へられたからであるが最近生産擴充の結果この取締

滿洲に於ける移動人口 — 勞働力としての苦力 其の二

を緩にし百萬の苦力を移入しやうと計畫されてゐる。而して入離滿差が略、滿洲國に定住するところの人口數と推定されるのである。

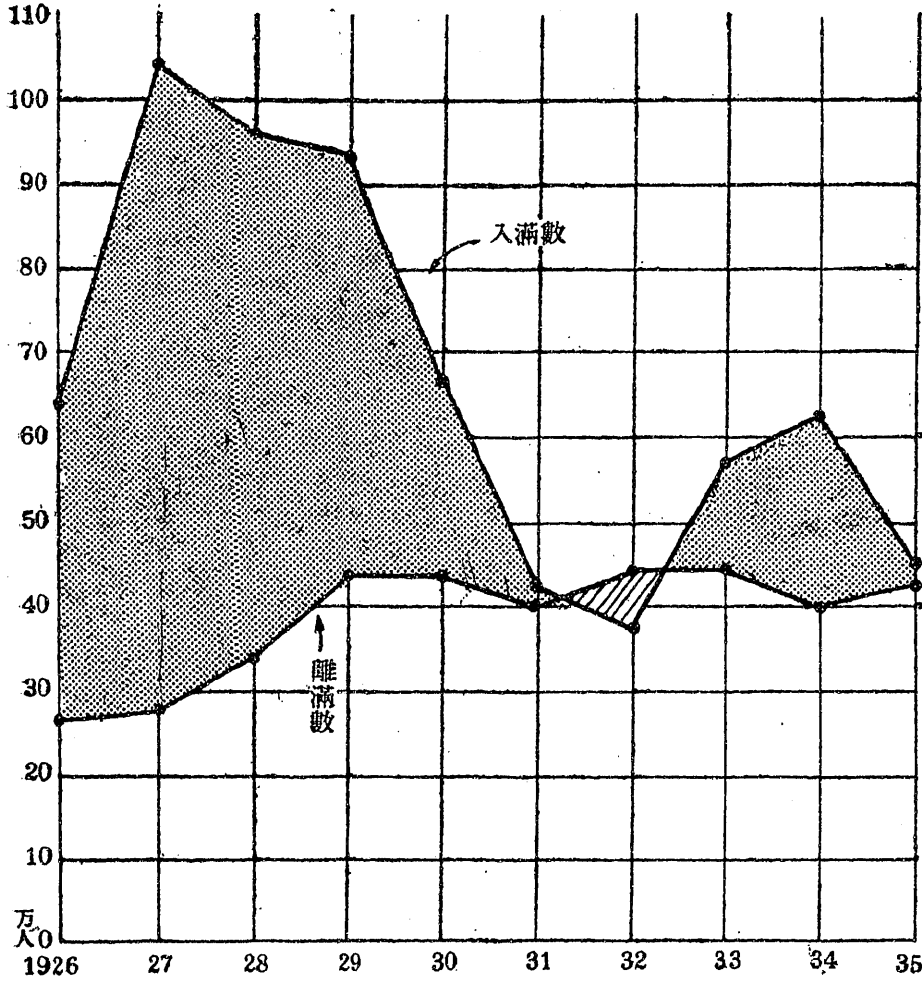
第二十表 入離滿勞働者年度別統計

種別	實數				入滿數に對する離滿數の比
	入滿數	離滿數	差	引	
大正一四年	四七九,四七五	一九三,〇九三	二八六,三八二	四〇・三	
昭和元年	六四六,六二七	二七二,四五三	三七四,一六四	四二・一	
二年	一,〇四三,七三二	二八一,二九五	七六二,四七七	二六・九	
三年	九六七,一五四	三四二,九九九	六二四,一七五	三五・五	
四年	九四一,六六一	五四一,二五四	四〇〇,四〇七	五七・五	
五年	六七三,三九二	四三九,六五四	二三三,七三八	六五・三	
六年	四一六,八二五	四〇二,八〇九	一四,〇一六	九六・六	
七年	三七二,六二九	四四八,九〇五	(-) 七六,二七六	一二〇・五	
八年	五六八,七六七	四四七,五二三	一一一,二四四	七八・七	
九年	六二七,三三三	三九九,五七一	二二七,七六一	六三・七	
一〇年	四四四,五四〇	四二〇,三三四	二四,二〇六	九四・六	
一一年	三五九,七六一	三八二,九六六	(-) 三三,二〇五	一〇六・五	
一二年	三三三,六八九	二五九,〇九三	六四,五九六	八〇・〇	
一三年	四九二,三七六	二五二,七九五	二三九,五八一	五二・三	

入滿経路 入滿苦力の發港地は表に見られるが如く青島が最も人數多く、次に芝罘、龍口、天津、威海衛、塘沽の順であり、滿洲に於ける經由

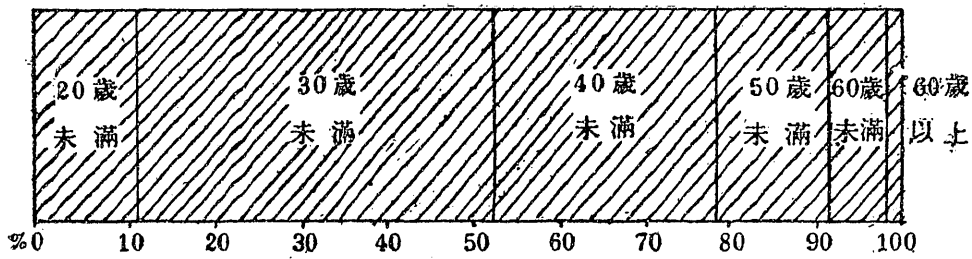
港は大連、營口、安東である。陸路は山海關が壓倒的に多く、次は喜峰口、古北口、冷口の順である。
 離滿の場合も略々同様である。

第二十一表 入離滿労働者累年比較圖



入滿労働者年齢別

(康德2年)



第二十二表 入離滿勞働者經由路別統計(昭和十二年度) 大東公司調

入滿門 戶地	經由地	海路				陸路				計			
		大連	營口	安東	山海關	古北口	喜峰口	冷口	其他				
入滿門 戶地	經由地	天津	塘沽	青島	芝罘	龍口	威海衛	山海關	喜峰口	冷口	古北口	其他	計
		六七,一三三	九,二七七	四五,〇〇三	三九,九四二	三四,五五〇	七,〇五二	一一四,八九六	二,八九六	六五一	一,八七六	三三三	三三三,六八九
		二〇・七	三・〇	一三・九	一一・四	一〇・六	二・二	三五・四	一・〇	〇・一一	〇・五	〇・一	一〇〇・〇
		天津	塘沽	青島	芝罘	龍口	威海衛	山海關	喜峰口	冷口	古北口	其他	計
		五,一五七	三三	二,六三五	三,六〇〇	一,一七〇	一,〇二〇	一一四,八九六	二,八九六	六五一	一,八七六	三三三	三三三,六八九
		五,一五七	三三	二,六三五	三,六〇〇	一,一七〇	一,〇二〇	一一四,八九六	二,八九六	六五一	一,八七六	三三三	三三三,六八九
		五,一五七	三三	二,六三五	三,六〇〇	一,一七〇	一,〇二〇	一一四,八九六	二,八九六	六五一	一,八七六	三三三	三三三,六八九
		五,一五七	三三	二,六三五	三,六〇〇	一,一七〇	一,〇二〇	一一四,八九六	二,八九六	六五一	一,八七六	三三三	三三三,六八九
		五,一五七	三三	二,六三五	三,六〇〇	一,一七〇	一,〇二〇	一一四,八九六	二,八九六	六五一	一,八七六	三三三	三三三,六八九
		五,一五七	三三	二,六三五	三,六〇〇	一,一七〇	一,〇二〇	一一四,八九六	二,八九六	六五一	一,八七六	三三三	三三三,六八九
		五,一五七	三三	二,六三五	三,六〇〇	一,一七〇	一,〇二〇	一一四,八九六	二,八九六	六五一	一,八七六	三三三	三三三,六八九
		五,一五七	三三	二,六三五	三,六〇〇	一,一七〇	一,〇二〇	一一四,八九六	二,八九六	六五一	一,八七六	三三三	三三三,六八九

國內移動 滿洲國に於ける勞働者の季節的移動は國外勞働者に限らな
い。寧ろ農業以外の産業に於ては南滿の農村過剩人口が國內移動を反覆し
てゐるのである。

農業による人口の吸収が著しく澁滞してゐるところでは必然的に農村か

ら都市への流入が認められる。然し北支の農村勞働の後進性と後れた技術
に比し、南滿の勞働者はより熟練した生産力の高い勞働を興へてゐるので
あつて、このことは産業別勞働者に於ける國內勞働者と國外勞働者の比率
によつても知ることが出来る。

滿洲に於ける移働人口 〓勞働力としての苦力 其二

滿洲國の産業及び國民經濟一般の發展にとつて第二の大きな意義をもつてゐるものは人口の國內移動であつて、この流動の現象はその原因および結果においても工業、鑛山業、土木、製造業等の産業活動に結びついた。

彼等の國內流動が如何に激しいかは昭和十二年四月一日から同年六月三十日に至る三箇月間に互つて滿鐵鐵道總局が調査した次の統計によつて明らかである。(滿鐵・産業部鐵道總局滿支人労働者國內移動調査二一六頁)

第一 集中状態

省別移動 調査期間中に於ける移動人員を月別に見るに四月三三六、九九九人(四〇・二%)、五月二九〇、九七六六(三四・七%)、六月二二〇、五〇七人(二五・一%)にして此の合計は八三八、四八二人となる、而してこれを集中省別——降車驛別人員を省別に分類集計せるもの——に示せば次の如くである。

省別	集中人員	比率
總數	八三八、四八二	一〇〇・〇
關東州	一八、八一六	二・二
奉天省	二〇〇、五〇八	二三・九
吉林省	八六、一七二	一〇・三
安東省	八、一〇九	一・〇
錦州省	五七、五一八	六・八
熱河省	八、五九一	一・〇
興安省	一八、三七一	二・二
龍江省	九六、四〇三	一一・五
濱江省	二七〇、〇六五	三三・二
間島省	二二、三一六	二・七
三江省	四五、二三五	五・四
黑河省	六、三七八	〇・八

省の内外別移動 省別移動を更に省の内外別即ち自省内に於ける各驛相互間の移動と他省より自省へ流入せる移動とに分てば興安省、間島省及黑河省の三省以外は何れも前者が多くなつてゐる。

省の内外別移動

省別	總數	人員		比率		
		省内移動	省外移動			
關東州	一八、八二六	一〇、五五七	八、二五九	一〇〇	五六・一	四三・九
奉天省	二〇〇、五〇八	一三六、四二八	七四、〇九〇	一〇〇	六三・〇	三七・〇
吉林省	八六、一七二	五五、二二七	三〇、九四五	一〇〇	六四・一	三五・九
安東省	八、一〇九	六、二三五	一、八七四	一〇〇	七六・九	二三・一
錦州省	五七、五一八	四三、六〇一	一三、九一七	一〇〇	七五・八	二四・二
熱河省	八、五九一	六、八二二	一、七七〇	一〇〇	七九・四	二〇・六
興安省	一八、三七一	七、六九三	一〇、六七八	一〇〇	四一・九	五八・一
龍江省	九六、四〇三	五二、〇八八	四四、三一五	一〇〇	五四・〇	四六・〇
濱江省	二七〇、〇六五	一五八、四四三	一一一、六二二	一〇〇	五八・七	四一・三
間島省	二二、三一六	一〇、二一八	一一、〇九八	一〇〇	四五・八	五四・二
三江省	四五、二三五	二五、三三五	一九、九〇〇	一〇〇	五六・〇	四四・〇
黑河省	六、三七八	一、一八九	五、一八九	一〇〇	一八・六	八一・四

人員階級別 労働者の降車人員二千人以上の驛を十階級に分ち各階級に相當する驛を夫々列擧せば下の如くである。而して二萬人以上降車せる三驛の實數は哈爾濱一〇三、二七八人、奉天八二、四八五人、牡丹江二二、二七二人となる。

人員	驛名
二,〇〇一—三,〇〇〇	普蘭店 興城 朝陽 壺盧島 八道壕 凌源
三,〇〇一—四,〇〇〇	穆稜 闔家 鐵嶺 開原 本溪湖 山城鎮
四,〇〇一—五,〇〇〇	大連 沙河子 鐵嶺 開原 本溪湖 山城鎮
五,〇〇一—六,〇〇〇	西安 公主嶺 大石頭 北票 阜新 海州

四、〇〇一—五、〇〇〇	奉天總站	四平街	撫順城	吉林	義縣	安達
五、〇〇一—六、〇〇〇	雙城堡	克音河	濱江	洮南	綏化	海浪
六、〇〇一—七、〇〇〇	三岔河	蛟河	山海關	清河門	訥河	延吉
七、〇〇一—八、〇〇〇	營口	梅花口	清河門	敦化	錦縣	滿溝
八、〇〇一—一〇、〇〇〇	倭肯	千振	新臺子	珠河	鞍山	墨爾根
一〇、〇〇一—一五、〇〇〇	新臺子	敦化	錦縣	滿溝	平房	五常
一五、〇〇一—二〇、〇〇〇	撫順	新臺子	齊々哈爾	寧安	撫順	密山
二〇、〇〇一以上	奉天	哈爾濱	牡丹江	佳木斯	勃利	

主要都市別移動 主要都市別集中人員を見るに左表の如くにして哈爾濱

は最高一〇三、二七八人にして集中總數八三八、四八二人に對する比は一二・三%奉天は第二位八二、四八五人にして比率は九・八%となる、尙ほ下記主要都市の中には次の驛を含むものである。

大連——大連、沙河、奉天——奉天、皇姑屯、奉天總站、新京——新京、南新京、東新京、哈爾濱——哈爾濱、濱江、安東——安東、沙河鎮、營口——營口、河北

主要都市別移動

都市別	集中人員	總數ニ對スル比
大連	六、八四〇	〇・八
營口	八、五〇四	一・〇
奉天	八二、四八五	九・八
安東	一、四三二	〇・二
錦縣	七、四二七	〇・九

新 京 二〇、一三三 二・四
吉 林 四、九五五 〇・六
哈 爾 濱 一〇三、二七八 一二・三
齊 々 哈 爾 濱 一七、一二七 二・〇
牡 丹 江 二二、二七二 二・五

鑛山所在地別移動 鑛山所在地に接近せる驛に降車集中せる人員を見るに撫順は最高二〇、五一六人にして移動總數八三八、四八二人に對する比は二・四%第二位は密山の二三、三八二人一・六%となつてゐる、左表撫順の中には撫順城を含む。

鑛山所在地

鑛山所在地	集中人員	總數ニ對スル比
撫順	二〇、五一六	二・四
鞍山	九、七九四	一・二
本 溪 湖	三、八〇九	〇・五
北 票	三、七〇〇	〇・四
阜 新	三、五〇七	〇・四
西 安	三、二三二	〇・四
蛟 河	五、〇〇八	〇・六
密 山	一三、三八二	一・六
穆 稜	二、二八六	〇・三
佳 木 斯	九、八五九	一・二

離滿門戶地別 支那人労働者の離滿門戶地即ち大連、營口、安東及山海關の各驛へ集中せる人員は次の如くである。

離滿門戶地	集中人員	總數ニ對スル比
大連	三、四八九	〇・四
安東	七八九	〇・一
營口	六、九八六	〇・八
山海關	五、二一七	〇・六

滿洲に於ける移動人口 〓 勞働力としての苦力 其の二

第二分 散 狀 態

省別移動 調査期間中に於ける移動人員總計八三八、四八二人を分散省別に示せば次の如くである。

省 別	總 數	分散人員	比 率
關 東 州	八三八、四八二	一〇〇・〇	
奉 天 省	三三、六九三	四・〇	
吉 林 省	一二六、〇七四	二七・〇	
安 東 省	一〇八、六一二	一三・〇	
錦 州 省	一七、一二六	二・〇	
熱 河 省	九八、六七九	一一・八	
興 安 省	九、八五一	一・一	
龍 江 省	一三、〇八四	一・五	
濱 江 省	七七、六〇五	九・二	
間 島 省	二〇四、三七八	二四・四	
三 江 省	一五、六六一	一・九	
黑 河 省	三一、五七三	三・八	
	二、一四六	〇・三	

省 別	人 員		比 率	
	省 内 移 動	省 外 移 動	省 内 移 動	省 外 移 動
關 東 州	三三、六九三	一〇、五五七	二二、一三六	一〇〇
奉 天 省	一二六、〇七四	二二、六四一	九、六五六	一〇〇
吉 林 省	一〇八、六一二	五五、二一七	五三、三九五	一〇〇
安 東 省	一七、一二六	六、二三五	一〇、八九一	一〇〇

省の内外別移動 省別移動を更に省の内外別即ち自省内の分散と他省へ流出せる移動とに分てば關東州、安東省及錦州省以外は何れも前者が多くなつてゐる。

省 別	人 員	名
錦 州 省	九八、六七九	四三、六〇一 五五、〇七八 一〇〇 四四・二 五五・八
熱 河 省	九、八五一	六、八二二 三、〇三〇 一〇〇 六九・二 三〇・八
興 安 省	一三、〇八四	七、六九三 五、三九一 一〇〇 五八・八 四一・二
龍 江 省	七七、六〇五	五二、〇八八 二五、五一七 一〇〇 六七・一 三三・九
濱 江 省	二〇四、三七八	一五八、四四三 四五、九三五 一〇〇 七七・五 二二・五
間 島 省	一五、六六一	一〇、二一八 五、四四三 一〇〇 六五・三 三四・七
三 江 省	三一、五七三	二五、三三五 六、二三八 一〇〇 八〇・二 一九・八
黑 河 省	二、一四六	一、一八九 九、五七 一〇〇 五五・四 四四・六

人 員	名
二、〇〇一—三、〇〇〇	普蘭店 瓦房店 新城子 昌圖 南雜木 山城鎮 朝陽鎮 松花口 蛟河 大石頭 新站 沙河鎮 連山 綏中縣 朝陽 北票 新立屯 海州 海拉爾 洮南 富拉爾基 呼蘭 泰安 拉林 珠河 綏芬河 海浪 樺林 莫和山 黑臺 明月溝 圖們
三、〇〇一—四、〇〇〇	大石橋 奉天總站 鄭家屯 西安 范家屯 鳳凰城 白城子 北安 對青山 昂々溪 海倫 克山 五常 東京城 倭肯 千振
四、〇〇一—五、〇〇〇	沙河子 鞍山 開原 本溪湖 梅花口 公主嶺 安東 滿溝 安達 山河屯 阿城 一面坡 海城 三岔河 雙城堡 綏化 林口
五、〇〇一—六、〇〇〇	遼陽 撫順 郭化 義縣 寧安 勃利 佳木斯
六、〇〇一—七、〇〇〇	

人員階級別

勞働者の乗車人員二千人以上の驛を十階級に分ち、各階級に相當する驛を夫々列舉せば下の如くである。而して乗車人員二萬人以上の驛の實數は奉天四六、九六九人、山海關四六、三四一人、營口三五、五六三人、牡丹江三四、七一四人、新京三三、〇三七人、哈爾濱二五、二二一人となる。

7001—8000	鐵嶺	吉林
8001—10000	四平街	錦縣
10001—15000	齊々哈爾濱	訥河
15001—20000	大連	
20001以上	奉天	營口
	新京	山海關
	哈爾濱	牡丹江

主要都市別移動 勞働者の供給地乃至は分散中心地と目される、主要都市別分散人員を見るに左表の如くにして奉天は最高の五一、五八六人にして總數八三八、四八二人に對する比は六・二%、營口は第二位三七、二八三人にして比率は四・四%となる、尙ほ下記主要都市の中には次の驛を含むものである。

大連——大連、沙河、奉天——奉天、皇姑屯、奉天總站、新京——新京、南新京、東新京、哈爾濱——哈爾濱、濱江、安東——安東、沙河鎮、營口——營口、河北

主要都市別移動

都市別	分散人員	總數に對する比
大連	二四、六八八	二・九
營口	三七、二八三	四・四
奉天	五一、五八六	六・二
安東	七、一五二	〇・九
錦縣	九、七八三	一・二
新京	三四、六〇二	四・一
吉林	七、三七三	〇・九
哈爾濱	三六、〇五三	四・三
齊々哈爾濱	一二、四六八	一・五
牡丹江	三四、七一四	四・一

鑛山所在地別移動 鑛山所在地に接近せる驛より乗車し分散せる人員を見るに撫順は最高七、八〇〇人にして移動總數八三八、四八二人に對する比

滿洲に於ける移動人口 〓 勞働力としての苦力 其の二

は〇・九%第二位は佳木斯の六、九八七人〇・八%となつてゐる左表撫順の中には撫順城を含む。

鑛山所在地別移動

鑛山所在地	分散人員	總數に對する比
鞍山	四、〇五九	〇・五
撫順	七、八〇〇	〇・九
本溪湖	四、一八六	〇・五
北票	二、〇一四	〇・二
阜新	七、二二二	〇・一
西安	三、〇〇八	〇・四
蛟河	二、六五一	〇・三
密山	一、二八七	〇・二
穆稜	一、九一三	〇・二
佳木斯	六、九八七	〇・八

入滿門戶地別 支那人勞働者の入滿門戶地即ち大連、營口、安東及山海關の各驛より乗車分散せる人員は左記の如くである。

入滿門戶地	分散人員	總數に對する比
大連	一九、九三六	二・四
安東	四、八七〇	〇・六
營口	三五、五六三	四・二
山海關	四六、三四一	五・五

出身地・職業別 入滿勞働者の出身地は山東、河北が絶對多數を示し次に河南、山西、江蘇の順であることは第二十三表の示す通りである。

又職業に於ては製造業が最も多く次に農業土木業である。このことは最近の滿洲國に於ける産業、狀勢を反映してゐるものである。

元來滿洲に於ける眞の移民の端初は鐵道の發達によるその建設工事のための勞力の需要と廣漠たる鐵道沿線地方への移民との必要と相俟つた移民

招致の積極的な活動からである。

早期より移民招致が行はれてゐたのに拘らず——例へば清朝順治年間に於ける遼東招民令、墾殖實邊政策等——交通の不便と匪賊の跳梁は移民の渡來を阻んでゐた。従つて東支鐵道敷設以前迄は大量の移民は行はれなかつたのである。東支鐵道貫通以後に於てもその移民は純粹に農業的な性質を帯びてゐた頃の鐵道網の發達が不充分であり、市場からの距離が甚しかつたために農業經營そのものは著しく消費的性質を帯び、農業の商品性は極めて微弱であつた。これはまた農業の技術、資本の低い構成、「低勞賃經濟」が植民の成功を阻害する消極的影響を及ぼした。更に滿洲の在來の植民が専ら農業的性質を帯びてゐたために、滿洲の廣漠たる地域の森林、鑛物等は利用さるべくもなかつた。このことは、それ自身また、國內商品市場および國內商品流通の發達を阻害したのである。

第二十三表 入滿勞働者出身地及職業別統計 大東公司調(昭和十二年度)

出身地	職業	農業	林業	漁業	鑛業	商業	土木業	建築業	製造業	運交業	雜業	計
山東		三四八四三	九七	一七四	五、七〇〇	一、七四〇	二、六二六	一九、九七七	五〇、一〇八	一一、一三三	二五、七一一	一八一、一六五
河北		一三、七四六	四四	一七六	七、五九九	一九、五八六	二四、五一七	一、一七一	三五、九二九	四、八〇六	一五、〇七六	一三三、一八九
河南		六七一			二一八	一七四	一、三八〇	二六	一、七六二	五〇	一五五	四、四四五
山西		二八二			三五	一六五	七九	一四〇	九六八	一〇九	三五七	二、一三五
浙江		四一〇			九五	二八	四六六	一〇五	一四六	四一	六五	一、三五八
湖北		一			一	一三	一	二五九	一四六	三	一〇四	三三二
福建		一四			一	一六三	六	三三	三三	三	一三〇	三四七
安徽		一				一〇		五	五		一〇	二六
廣東		二一九			七六	四	四一	二	四二	一四	一八	三二六
察哈爾						四			三		六	九
江西		五			七	一三	四八	六〇	一五一	六	七	二九七

然るに日露戰爭以後日本の對滿政策の緩急は滿洲の產業界、従つてまた勞働界に甚大な影響を與へた。而して滿鐵の擴張整備、鞍山製鐵所等の建設は、漸次滿洲國に於ける産業資本主義を助成せしめ、その發展過程は農村人口を封建的土地關係から獨立させ、それを都市の産業市場に投げ出すこととなつた。そしてこの勞働人口は滿洲の産業のために生産上の基礎たる勞働力を提供するのみでなく販賣市場をも提供したのである。

然し今尙滿洲國に於ける農業に於ける勞働使用の社會的——歴史的特殊性は殘存せる先資本主義的土地所有諸關係と結びついた先資本主義的諸關係の歴史的殘存物として勞働の雇傭狀態及勞賃形態即ち苦力のシステムに執拗に維持されてゐるのである。工業の進歩に伴ひ舊來の封建的土地關係は破壊されると共に人口大衆を土地から切り離しつゝあるのである。このことは入滿苦力の職業別人口數によつても明かである。

計	50,103	141	350	1,380	3,186	3,186	48,164	3,013	8,945	1,614	4,651	3,368	6
---	--------	-----	-----	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	---

第二十四表 離滿勞働者出身地統計 大東公司調(昭和一二年度)

出身地	山東	河北	河南	山西	江蘇	浙江	湖北	福建	安徽	廣東	察哈爾	江西	其他	計
離滿門	90,644	6,688	73	11	287	231	126	2	47	3	1	2	97,535	
戶	10,576	5,439	183	190	26	7	7	11	110	16,549	14,084	1,010	1,980	
連	11,563	457	20	14	2	4	4	3	1	1,010	1,010	1,010	1,980	
東	20,301	103,786	1,762	1,825	256	23	3	3	42	4	35	1	128,013	
北	136	656	6										798	
口	27	1,953		2									1,982	
喜	6	131											137	
冷	133,674	119,062	20,444	1,041	571	265	140	5	100	7	37	3	1,149	
計													259,098	

行先地 彼等の行先は其の職業の性質及び賃金の高低、連絡の有無等に
よつて決定される。云ふまでもなく大多数が行く先は奉天であり、次に關
東州、吉林、濱江、安東、錦州、龍江、興安、三江、黑河、熱河、間島の
順序である。

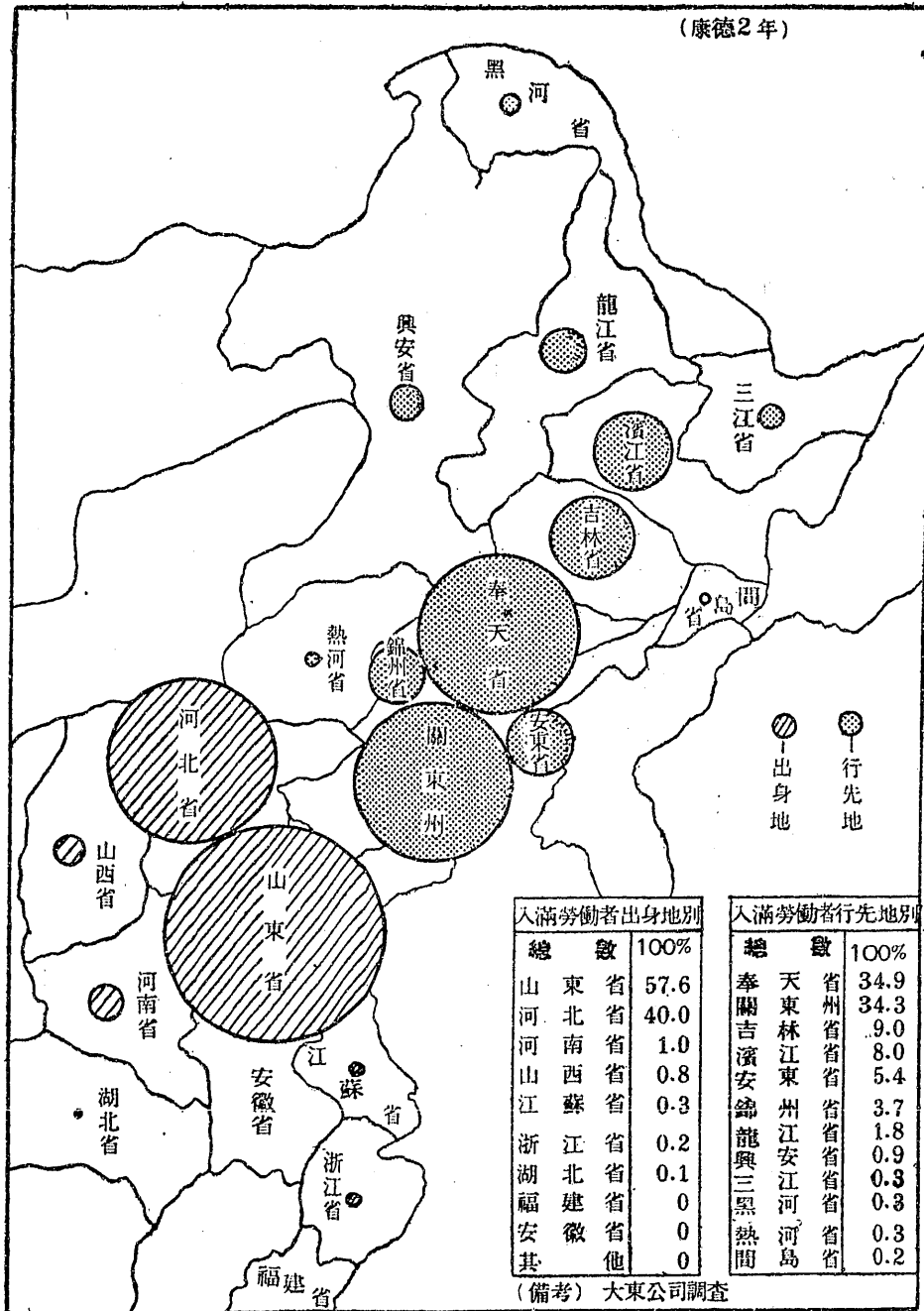
第二十五表 入滿勞働者行先地別統計 大東公司調(昭和一二年度)

行先地	入滿門	戶	連	東	山	海	關	古	北	口	喜	峰	口	冷	口	計
關	76,107	17	15	390												76,530
奉	12,046	28,444	46	47,676												88,210
吉	5,193	7,427	13	20,043												32,680
濱	12,380	20,025	14	21,984												54,316
牡	107	40	3	148												298
龍	1,296	3,192	4	8,043												12,536
安	1,919	2,598	9	1,644												14,508
通	59	12	78	185												334
三	1,461	1,913	3	2,058												5,490
黑	512	1,941	11	111												2,564

滿洲に於ける移動人口 勞働力としての苦力 其の二

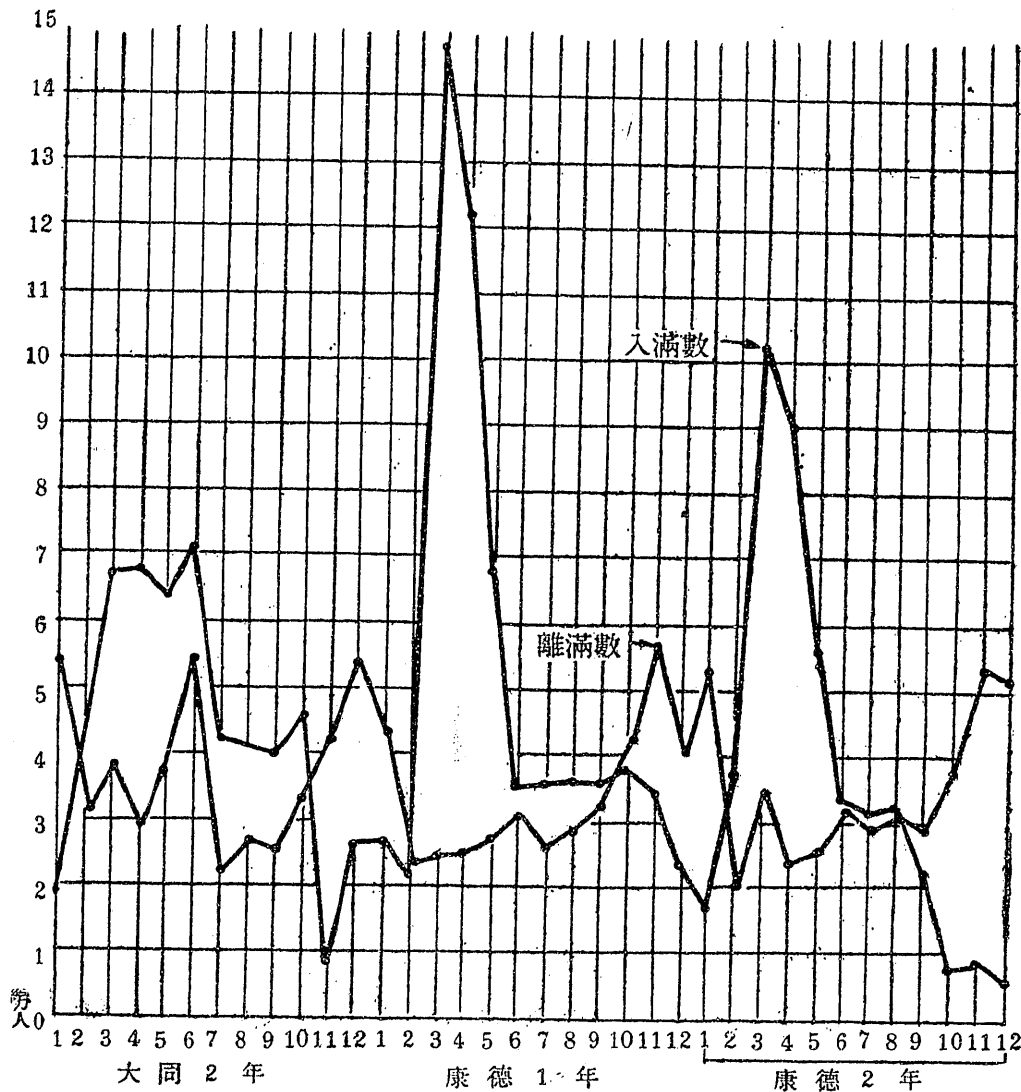
計

第二十六表 入滿勞働者出身及行先地別圖



島	安	河	州
一、二、八三二	一、二、〇三三	一、三、四	四、〇二
七五、九四八	六、三三〇	二、一九	三、七七八
九、三四九	一	一	一、四、一七四
一、二、〇五六	六、〇二	三、〇四七	八六五
一、八七六	二	三、一一	一、四八六
二、九八六			七
六五一		九	二、七〇六
三三三、六八九	八、一三六	三、九八五	一、八、三八三
		五、七一〇	八
		一、三三三	五、七一一〇
		八、一三六	三、九八五

第二十七表 入離満月別労働者圖



入満の時期 出稼苦力の郷土は北支の農村である。農業に於ける労働の使用は極めて季節的な性質を帯びてをり、生産季節を通じて労働使用自體が變動する。出稼である限りその賃銀は郷土の生活費の一部をなすもので

あり、そこに必然的に出稼の時期が決定される。一般に出稼期は舊曆二月、六月、十月であり、舊正月明けの中旬頃から二月上旬が最も盛であることはグラフの示す通りである。

満洲に於ける移動人口 || 労働力としての苦力 其の二

第 二 十 八 表

入 出 國 外 國 人 勞 働 者 數

1. 入 國

月 別	滿 洲 國 側						關東局側	合 計	累 計	前年累計
	營 口	山海關	喜峰口	古北口	安 東	其ノ他	大 連			
康德4年1月	結 氷	2,418	332	693	結 氷	—	6,069	9,512	9,512	6,506
2月	58	4,858	259	295	〃	—	9,175	14,645	24,157	41,362
3月	21,179	28,466	598	822	96	—	38,292	89,453	113,610	102,514
4月	26,439	27,556	805	663	4,060	—	23,291	82,814	196,424	174,685
5月	14,082	13,262	789	521	2,062	634	14,196	45,546	241,970	225,455
6月	7,305	9,104	841	254	1,245	471	7,500	26,720	268,690	251,229
7月	4,515	4,559	364	92	1,115	310	6,389	17,344	286,034	273,535
8月	348	1,874	135	11	233	194	1,236	4,031	290,065	292,658
9月	—	4,460	78	23	44	—	223	4,828	294,893	313,486
10月	—	8,257	18	90	2	—	167	8,584	303,477	335,144
11月	—	8,267	200	67	5	—	1,075	9,614	313,091	352,704
12月	—	9,819	304	170	3	—	4,267	14,563	327,654	360,192
計	73,926	122,900	4,773	3,701	8,865	1,609	111,880	327,654	—	—
康 德 3 年	85,815		109,996		18,343	—	145,607	359,761	—	—
〃 2 年	107,466		138,300		21,136	—	177,638	444,540	—	—
〃 1 年	123,767		127,908		42,931	—	332,716	627,322	—	—
大 同 2 年	142,004		105,300		38,501	—	282,962	568,767	—	—
〃 1 年	64,106		93,383		25,379	—	189,761	372,629	—	—

2. 出 國

月 別	滿 洲 國 側						關東局側	合 計	累 計	前年累計
	營 口	山海關	喜峰口	古北口	安 東	其ノ他	大 連			
康德4年1月	結 氷	23,104	200	449	結 氷	—	23,492	47,245	47,245	36,346
2月	18	12,748	120	191	〃	—	9,221	22,298	69,543	64,070
3月	2,527	18,404	178	325	108	—	9,025	30,567	100,110	94,488
4月	3,215	12,603	414	264	1,859	—	7,535	25,890	126,000	120,968
5月	3,375	11,091	587	311	3,423	361	7,663	26,811	152,811	147,385
6月	3,082	10,240	613	279	1,859	114	7,776	23,963	176,774	167,994
7月	3,080	7,225	423	59	2,114	182	8,409	12,327	198,266	191,533
8月	1,331	1,905	332	4	2,438	168	6,149	21,492	210,593	211,775
9月	—	2,447	75	18	786	—	3,576	6,902	217,495	230,939
10月	—	5,291	210	149	1,378	—	2,084	9,112	226,607	263,333
11月	—	9,356	175	70	395	—	3,434	13,430	240,037	317,535
12月	—	14,363	181	105	6	—	9,171	23,831	623,868	373,014
計	16,628	128,782	3,508	2,224	14,366	825	97,535	263,868	—	—
康 德 3 年	64,060		163,909		17,822	—	137,175	382,966	—	—
〃 2 年	66,374		179,028		32,029	—	142,883	420,314	—	—
〃 1 年	85,159		91,590		39,093	—	182,729	399,571	—	—
大 同 2 年	89,667		135,000		22,253	—	200,603	447,523	—	—
〃 1 年	121,805		107,567		25,408	—	194,125	448,905	—	—

五、滿洲における労働の雇傭および勞賃の

諸形態

農業労働者 滿洲における労働の雇傭および勞賃の現在の諸形態は支那本土から承け継いだ前資本主義的・封建制的刻印を著しく有してゐる。

この關係は特に漢民族の社會的諸條件の結果として農業において最も執拗に維持されてゐるのである。而もその特殊なる現象は滿洲國の労働がその技術的發達の低度なるに反し、被傭者數が甚だしく大なることであり、また労働の移動が甚だ高度なことである。既に述べた如く滿洲に於ける労働力の源泉の大部分は國外移民に依存し、而も労働力需給の關係に於ては季節的變動が大である。これは主として滿洲の氣候的・季節的條件が強く滿洲國の産業を支配してゐることに基づくものであつて、特殊の工鑛業を除いては一般の産業は冬期は休業の状態に陥る。殊に農業部門に於ては農閑期と農繁期とがあつて労働の需要度が夫々異なり、而も南滿が人口過剩であるにも拘らず北滿は人口が過少である如く地域的に労働力の分布に偏在があるのである。

本來農業労働者の十分の七は滿洲本地人であつて外部から來るものは其の十分の三に過ぎない。而して前者は長年雇工になるに反し山東其他の地方から來るものは日雇或は月雇となつて農繁期にのみ雇傭されるのである。これは出稼工であつて滿洲に家庭を有せず且つ滿洲農業に不熟練であり、緣故も少ないからである。

苦力とは本來労働者の總稱であつて其の本義は雜役労働者を指す。在滿の邦人が農業上用ひるところの日雇労働を苦力と稱するのは甚しい誤であ

滿洲に於ける移動人口 Ⅱ労働力としての苦力 其の一

ることは馮和法氏の指摘してゐるところである。

滿洲の農業労働を三種に分つ。一は長工、二は月工、三は短工と云ふ。

長工は年極め傭であり、月工は月極め傭であり、短工は日傭である。従てまた長工を年工、月工を月伙、短工を小工とも呼ぶ。

年工のうちには一年中主人の家宅に居住し、耕作や雜用をなすものと、農繁期の内、二、三月から十一、二月まで主人の家に住むも秋節が來て收穫が終ると自分の故郷の家庭へ歸り、新年を迎へ、早春に再び主人の家僕として再歸するものとの二種あるが、いづれも年工と呼ばれる。

併し二つの範疇——傭農と苦力は互に絡み合つてゐる。土地のない農民は今日は雇農として傭れ、明日苦力として使はれる。土地利用の零細化と、それによつて生み出された農業における労働力に對する恒常的需要の缺如の結果、零落もしくは土地を失つた農民は、大多數の場合、雇農ではなく苦力となる。借地人および農民——土地所有者の最下層範疇も農閑期には苦力の労働に従事する。

かくして滿洲に於ける農民の社會的分化に就いての著しい特徴の一つは、其の生産技術、生産力の發展の低位に比して農業被傭者數が比較的に多數なる點にある。

農業被傭者の比較的多數なる事の原因として次の如きものが考へられる。

- 一、長き農閑期と短く集約的なる農繁期を有するがため季節的雇傭を有利とする。
- 二、かゝる需要に應ずべき山東、直隸等の諸省よりの大量的移民が存在する。
- 三、零細農民多數にして、且つ土地よりの分離の傾向が發展しつゝあつて、彼等小農業労働賃銀によつて補ふに非ざれば、其の最低の生活をさへ營み得ない。

四、比較的新しく開拓せられし土地なるため、土地と農民との傳統的結び付きが比較的少なく、その爲に、土地を失ひたる農民又は土地を得られざる移住者の或る者は、直ちに小作農にならず、農業労働者となる傾向が存する。

五、零細經營と並存する大土地所有者は、以上の理由によつて支那本土等に比して小作人も比較的得難く、且つ水田耕作が殆どなく専ら畑作なるため、技術的にも低位乍らも、比較的に大規模の經營を行ふものがある。(鈴木小兵衛著滿洲の農業機構八三頁)

第二十九表 滿洲における自家労働と雇傭労働の對比表

經營面積	平均戸數	自家労働		雇傭労働		雇傭労働力の總勞働力百分比	家族一人當雇傭労働者數
		労働者數	労働力	労働者數	労働力		
一五〇响以上	八戸	六四三	八二〇	一四六三	五六〇	〇・五三三	
五〇—三〇响以上	五戸	六〇八	二八七	八九五	三三・一	〇・二六七	
三〇—二〇响以上	五戸	四〇二	二五八	六六〇	三九・一	〇・三三〇	
二〇—一〇响以上	四戸	四七五	一〇五	五八〇	一八・一	〇・二〇五	
一〇响以下	八戸	三二五	〇三八	三六三	一〇・五	〇・〇五三	
平均	三〇戸	四九〇	三三一	八二二	四〇・三	〇・二七四	

(1) 雇傭労働者數は年雇傭労働者數に日雇一五〇日を一年として採算したものを合計す

(2) 滿鐵調査課「滿洲農家の生産と消費」

この表によれば五〇响以上の大農經營で全労働の五割六分を雇傭労働に求め、三〇响から二〇响の中農經營では全労働の四割を雇傭労働に求め、一〇响以下の過小農經營でさへその一割を雇傭労働に求めている。

これを「北滿」について見ると、「北滿」は「南滿」に比し、耕作面積が大であるだけ雇傭労働者の割合も大なのである。

第三十表 自家・雇傭労働力數量表

播種面積	自家労働		雇傭労働		其他雇傭労働		雇傭労働力の總勞働力百分比
	労働者數	労働力	労働者數	労働力	労働者數	労働力	
一五响以下	二〇八	〇・六九	九七	一・三四	三九・二	〇・一六一	
一五响—三〇响	三・二一	一・五八	一四三	二・五三	四四・一	〇・一七八	
三〇响—七五响	三・三二	三・六八	三三二	五・八九	六四・〇	〇・三七三	
七五响以上	五・四五	六・一八	五五二	九・九八	六四・七	〇・三一〇	
平均	三・三九	二・八〇	二五八	四・五二	五七・一	〇・二七九	

(1) 労働者合計は、一五〇日工を一年として計算
(2) ヤシエーフ「北滿洲支那農業經濟」

今この一戸當一・三四人と云ふ計數を北滿洲の農家のみに限るものとし、南滿洲に於ける農家の雇傭労働者數を第二十九表に於ける小農並に過小農の平均的計數たる〇・七二人によつて計算し、北滿洲農家數を百萬に、南滿洲農家數を二百五十萬戸と概算すれば、北滿洲に於ける農業被傭者數は百三十四萬人、南滿洲の農業雇傭労働者數は百八十萬、全滿洲合計三百四十萬となる。したがつて現在滿洲には約三百萬の農業雇傭労働者が必要であると推算され、更に「北滿」の農耕所要不足労働力は約七十萬と目算されてゐる。農業のみを見てもこの老大な労働力要求に對し、更に工業が新たな労働力を要求してゐるのである。この不足労働力を填補するものは北支からの出稼苦力と南滿の過剩労働力の移動である。

註 今滿洲の主要な農耕地帯を南滿・中滿・北滿とに分つて、南滿には鐵嶺附近を過る緯度線以南の地方を含みしめ、中滿はその以北より哈爾濱の線以南とし、より北方に連る地方を北滿と呼ぶことゝすれば、農業労働者が農村戸口中に占める比率は略々南滿に於て一割から二割、中滿に於て三割前後、北滿に於て五割に及ぶものと推定されるのである。これ等農業労働者の家族員數は普通耕作農民と比較

して少いで人口に於て占める比率はこれよりも多少低下するが、なほ全滿押しなべて農業人口の三割を占めてゐるであらうと思へるのである。従つて純然たる農業労働者の家族だけでも少くとも八、九百萬人は居ることになるのであつて、この點日本の農村とは相當事情が異つてゐる。更にこの數に半労働者である過小農を加へると農業被傭労働者の家族數は更に夥しいものとなり、如何に内輪に見積つても一千萬人を下らず、恐らく一千二、三百萬即ち全農村人口の四割程度にも達するであらう。(滿洲國産業部大臣官房資料科編「滿洲國産業概観」八二頁)

賃銀形態 滿洲國に於ける農業機構の半封建制的・半農奴制的諸關係は労働使用の社會的・歴史的的特殊性として一方に於ける急速な産業資本主義の發展乃至生産が擴充に伴ふ物資動員計畫の遂行にも拘らず、殘存せる前資本主義的土地所有諸關係と結びついたところの社會關係が雇傭狀態および賃銀形態に於て根強く維持され現在に於てはまだ滿洲の中世的經濟機構を質的に變化せしめ、産業特に農業自體の生産諸條件および農業のうちに起る社會經濟的分化を引き起してはゐない。

生活水準の低位な人口源泉が存在する滿洲では労働生産性の低い水準および後れた労働形態を條件付ける北支の農業の社會經濟的特殊性が依然として維持されてゐる限り労働賃銀も亦極めて低いのである。

投下不變資本の僅少、生きた労働の一層多くの分量、高い剩餘價值率は豊富な人口源泉が存在する處では極めて低い労働生産性の維持に導き、直接生産者のこの甚しい低賃銀の可能性、同時に最大の剩餘價值の占有の可能性を固定せしめるやうな、労働雇傭の諸形態、および諸方法を存続せしめるものである。

労働雇傭 滿洲に於ける労働の期限性、季節性は雇傭および賃銀支拂の諸形態に於て生活、習慣に結合した特殊の構造を持つてゐる。労働雇傭の方式は地域の異なるに從ひ多少差違があるが大別すると長工と短工に區別

される。

短工は日工とも云ひ農業日傭労働者の謂である。彼等の多くは地方の貧農にして、農業經營のみにては生計が困難なるため、餘剩労働の捌口を努めてこの方面に需めんとするものである。日工のことを別に「做工夫的」或は「做零工的」等といふ。日工の供給箇所は多く「工夫市」である。彼等の需要最盛期は、除草、中耕乃至收穫期である。この時期は作業の性質上、短期間に多數の労働者を必要とするからである。

長工は雇傭期間が比較的長期に亙る労働者の意にして短工に對する比較上の語である。一般に一ケ年内外乃至それ以上連續的に雇傭される農業労働者と解されてゐる。長工に對しては地方的に様々な呼稱がある。即ち山東省方面では「做活的」と謂ひ、河北方面では「長年夥計」又は「長年大工」といひ、滿洲國吉林方面では「抗大年的」等といふ。

長工は雇傭形式の異なるに依り數種に分つことが出来る。

一、長工の雇傭期間に依る類別

(イ) 一ケ年に充たざる者——例へば舊曆四月の除草及び高粱播種期に雇傭し、十月大豆收穫後に解雇する。或は舊正月二十日より、十二月二十日に至る十一ケ月間雇傭するといふが如し。

(ロ) 滿一ケ年のもの——期間の始期は一般的には舊正月元旦であるが二月一日、十月一日等區々に互つて居る。この種の労働者は陰曆の節日に十餘日の休日が得られるのである。

(ハ) 一ケ年以上の者——この種の長工の中には前借の關係から人身質入に類する窮地に陥つて居るものがある。

長工に對しては食物と住居とを賃物給與するのが通例である。而して住居は物置同様のものであるが、食物は家族と餘り差がない。(武居郷一著勞

勸用語彙典一九四頁、一六二頁)

二、短工の雇傭

甲、雇傭市場——短工の多く存する所には勞工雇傭市場が存在する。これは勞働力を賣らうとする苦力が一定時間、一定の場所に集合するのである。普通、市場、寺廟等であつて買手はこゝで商品と同様な關係で勞力を買入れるのである。北方では人市、工市、工夫市と云ひ廣東では擺工、人行、賣人行、雲南では工場或は站工場とも云ふ。早朝勞働力の賣手、買手が齊しく集まる。賃銀の決定に關しては當日の需給狀況によつて中間人が決定することが多い。この中間人は普通村長、郷長、閭長、僧侶であつてオークションの如く賃銀がせりあげられるのである。

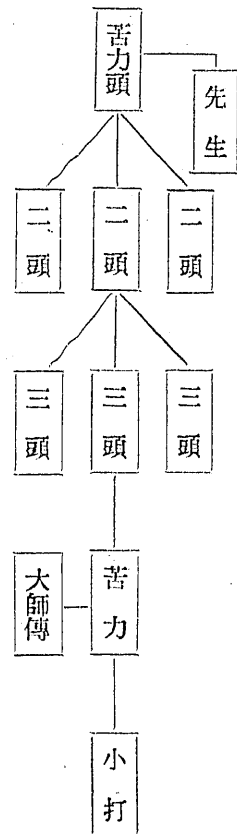
乙、雇傭市場なき場合——この場合には雇主が近村に出掛けて短工を雇ふか或は勞工が隊を組んで尋ねて來るのを待つて傭ふのである。

丙、工頭——各地の農業短工には常に工頭がある。工頭は事業主と苦力との中間に存在してゐる組頭とも云ふべきものである。(馮和法編「中國農村經濟資料續編」七一二頁)

滿洲人の勞働者中技術的精練勞働者若くは個々單獨に雇傭されて居る勞働者は問題外とし、多くの場合苦力頭に依つて統轄されて居る、それで武居氏、飯島氏に據り苦力制度について考察をせしやう。

苦力頭、長夫目、把頭、工頭等は嚴格な意味に於ては幾分の差はあるが邦人の間に於ては大體同じ意味に解されて居る。曾ては大苦力頭と云つて配下に二頭、三頭を介して多數の苦力を擁し、この大苦力頭は純然たる企業家的立場に在ると云ふやうな封建的搾取制度が多く行はれて居たが、其の弊害が少くなかつたので、現在ではこの制度は殆んど影を没するに至つ

た。そして中苦力頭制度がこれに代つて現れて來た。これも弊害の度が少いと云ふのみで前者と類を同じくするものではあるしこの苦力頭は日本内地に於ける親方の如きものであるが、配下苦力の多少に依り其の格に於て甚だしい逕庭がある、次に説明に便するために苦力の組織を圖解する。



これは二百名内外の苦力が一團をなして居る場合の組織であつて、十四五名の苦力を一班となし三頭が班長となつて苦力と共に一つの作業に對し共同動作を取り、二頭は數名の班長を部下に持ち作業の指揮と統制の任に當るもので何れも作業の第一線に出働するものであるが、苦力頭は自ら作業にタッチすることは全然なく配下苦力に對する管理の總括的實務と、事業主との間に於ける折衝の任に當るものである、従つて各々其の責任に輕重のある關係上、二頭、三頭乃至苦力の間には賃銀の分配比率に夫々差違がある、この點に關しては後に詳述する所がある。苦力頭の任務としては作業の指導鞭撻は勿論苦力の私生活上に於ける、一切の世話をしてやる、つまり勞働管理の實權を掌握して居る理である、従つて配下苦力に對する一つの任免權とも稱すべきものを有し、且其の地方に於ける一つの顔役をなして居る。

尙先生、大師夫等を勞働編成上大きな分子をなして居る。先生と云ふのは要するに書記であつて苦力頭に直屬し、賃銀の計算、金錢の出納其他一般記録事務を擔當し、苦力頭から月給を貰ひ受け共同食事を攝り、食費は自

己が負擔して居る者が多い。大師夫とは——大師傅、大什夫とも書く——炊事夫のことであるが炊事のみをするのであない、苦力の出働中は留守居番もなし食事材料の購入其他宿舍の内部的な仕事一切をする。(滿鐵調査部「滿洲の苦力」三〇頁)

尙ほ苦力頭は團體苦力の募集にも有力な役割を演ずる。

團體苦力を募集するには、普通最初に募集責任者(俗に櫃頭といつて請負人即ち組頭に直屬のもの)の方から信頼する工頭即ち小苦力頭を募集地に派遣する。其の小苦力頭は應募苦力に對して敷底費(此の費用は安家費又は苦力募集の手附金となる)を支拂つて約束の期日に指定の場所に集合せしめる、(此の小苦力頭に所屬する一團の苦力を一鋪と云ふ故に小苦力頭を鋪頭とも云ふ)。それから目的地に引率せられて仕事に取りかゝると云ふ段取であつた。此の敷底費は櫃頭が信用あれば出さずに済むことが多かつたが、それでも苦力は先を争つて應募したものである。併し初めて苦力募集をするには必ず敷底費を必要とした、其額は一人に付二元乃至三元で一定はしてゐない。募集が困難であればある程高くなるのは自然で五、六元に達したこともある。近來此の敷底費(前貸金)が高くなつたのは、滿洲國建國後事業が俄に勃興し、業者も多くなり初めて苦力を募集する者が増加したためと、募集困難の二つの原因からである。

團體苦力の經費は、出身地から目的地までの旅費、即ち、車馬賃、汽車賃、船賃、途中の宿泊代、飲食費、作業地に於ける一鋪毎の宿舍建設費(一人アンペラ二枚分竹桿、材木、繩代等)土工用具として一人に付シャベル一箇、天秤棒一本、土籠一組、麻繩二本、又食事用として小鍋、碗、小皿、箸、水壺等の費用の總計で、此等の費用は全部、櫃頭が立替へて呉れるのである。

一團體の苦力には大櫃(櫃頭)、二櫃、小工頭(鋪頭)の三階級の頭があ

滿洲に於ける移動人口 Ⅱ 勞働力としての苦力 其の二

る。普通大櫃は組頭に直屬し、二櫃は大櫃から仕事を請け鋪頭に渡す。時としては大櫃は監督の立場に立ち二櫃に全部任せられることもある。此外に一團體には、主事一人、正副司帳各一人、正副拉杆各一人掌棒一人計六人の従事員がある。正副司帳は俸給制度で其他は皆歩合制度である。主事は團體の仕事全般を掌り、正副司帳は會計、正副拉杆は技手、掌棒は苦力に仕事を分配し監督する役目である。尙一小苦力頭の配下即ち一鋪は概ね三十人で一團を爲し、一人は此の鋪の餘計、二人は炊事掛り、後の三十人が毎日勞働に従事する組織で團體自活と云ふわけである。

稼賃はどうなるかと云ふと、賃銀制度と請負制度とで異なるが、要するに大櫃、二櫃は苦力の數に應じ其の往復の旅費、其の他の費用立替金及各自の利益を計算して一人宛幾何かの頭をはねてから苦力に支拂ふのである、其の中から鋪頭が又一人に付一日三仙乃至五仙を取るのである、唯此等頭目は苦力に相當の賃銀を剩させて歸國せしめ、又來年も喜んで出稼に出る様に仕向けて居ることを忘れてはならぬ。

大櫃(二櫃、小工頭は損害を防ぎ苦力に迷惑を掛けない様に組頭と(一)賃銀幾何或は工費幾何(二)支拂期日(三)前貸金幾何(四)保證方法(五)勞働時間(六)工事受渡規定(七)傷病時の處置(八)死亡時の處置並に救恤方法(九)工事に關し組頭側から直接苦力を譴責した結果苦力が逃亡した場合は組頭側で責に任ずること(十)團體苦力は其工事の完否に拘はらず約定の期限内に安全に歸國せしむること等を豫め契約して置く。

(飯島滿洲滿洲國勞働問題の種々相勞工會報第二卷、第十二號、三八頁)

出稼苦力は各一定の系統を有し各郷間から系統を持つて選れるものであつて出稼地には多く繩張がある。苦力頭は一村の有力者であつて常に長者として目され、其の命令は絶對的であつて、若し違反行爲があると制裁が

必ず實行され郷間で排斥されるので整然たる秩序が維持されると云ふ。(青島守備軍民政部山東資料第一編七頁)

短工の賃銀 短工の賃銀は多く貨幣で支拂はれるが又農産物で支拂はれる場合もある。更に長工の場合には田地使用權を給して賃銀に代へることも行はれる。短工を日工と月工の二種に分ち更に食事附のものとならざるものとの二種に分たれる。

今日企業主の支拂つた勞銀が個々の勞働者の手に這入る迄にどんな經路を履んで行くかを見るに、それは單獨勞働者と集團勞働者、其の集團の中には一人乃至二人の苦力頭に依つて統一されて居るものと、百餘名の大小苦力頭の下に分屬され一大集團となつて居るものとの間にはそれ／＼多少の相違はあるも大別して左の三種に分つ事が出来る。

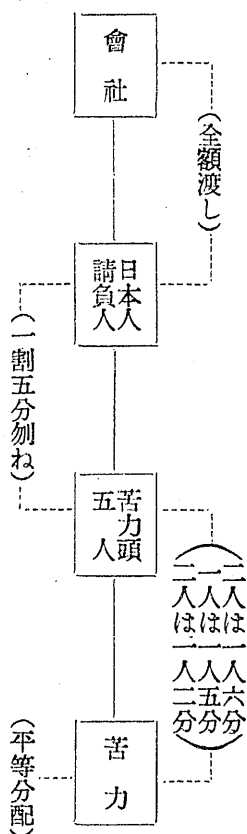
- 一、事業主の依頼に依り或作業に對し總括請負を爲すと云ふ様な場合に は請負賃銀は一括して事業主より請負人に渡し、請負人より更に苦力頭、二頭の手を経て始めて個々の苦力の手に勞銀が渡される、だから其間に各々多少の搾取が行はれ、前賃金の元利、食費代、作業用具費、破損辨償金等を差引かれて行き、最後に勞働者の實収入となるもの微々たるものとなつて仕舞ふ。
- 二、供給苦力の賃銀は企業主より供給請負人に支拂はれ、更に苦力頭の手を経て苦力に渡される。
- 三、直轄苦力——撫順炭礦採炭苦力の如き——に對しては會社の會計係に於て總工賃に對する或一定率を苦力頭に對する別途支給金として控除し、更に物品購入代、食費、苦力頭の前賃金がある場合は其元利等を賃金より控除し殘額を個々の苦力に直接支給する、即ち個人計算個人支拂である、だから苦力頭の収益は一定されて居り他に搾取の行は

る、間隙が全く與へられないのである。

滿洲國に於ける勞働者の頭刎ね制度發生の原因として秋山斧助氏は次の如き説を爲して居る。

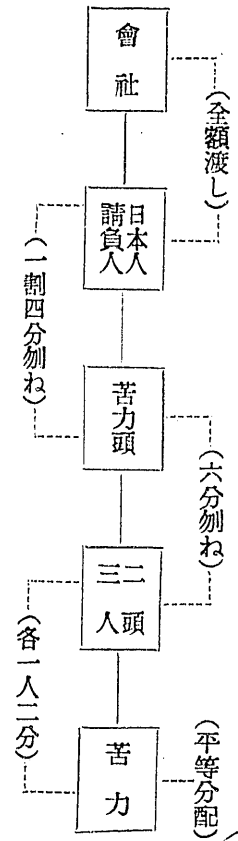
彼等(日傭勞働者)は全然貯蓄を有しないと同時に全然信用を有しない、従つて總ての計算期間の單位が極めて短い、日用品の購入が現金である事は勿論、下宿料や家賃の支拂が多くは日拂である、金を借りるにしても烏金と云ふのがある。(中略)日傭勞働者の生活が右のやうな有様であるから従つて其日の賃金は其日に握らなければならないと云ふことになる、然るに官廳其他一般事業主の賃銀支拂習慣は一箇月拂若くは半月拂であつて到底彼等の要求を満足せしめ得ない、従つて事業主と勞働者との間にあつて、賃銀を立替へ兩者の要求を満足せしむる仲介者が必要となるのである、之が日傭勞働者の賃銀頭刎ね制度發生の根幹を爲すものである。

つまり頭刎ねの中には前拂賃銀に對する金利が含まれて居る、滿支人の勞働者を取り巻いて居る下請負人若くは苦力頭の頭刎ねの根底を究むれば右と全く同一關係の存在することが認められる、今賃銀の分配關係を一、二圖解して見る、次に記すのは荷役作業に従事する收容苦力即ち部屋人夫であるから、請負人が邦人であり、別に苦力頭を有するものと、請負人と苦力頭とを同一人が兼ねて居るものとの間には多少趣きを異にする。



右の苦力頭は自己も作業に従事するから結局、六分乃至二分が一般苦力

に比較して餘分に分配を受けて居ることになる、この分け前を「空份子」と云ふ、次に記す二頭も亦同じ關係にある。



右は單に一例に過ぎない、元來苦力頭に依り統率されて居る労働者一我國の名稱で云へば部屋人夫一の組織は多種多様であり、従つて先生(書記)の賃銀乃至は食費を請負人が負擔するもの、苦力頭が負擔するもの、或は食費だけは先生自ら支辨するもの等があり、又共同生活上の使用人即ち大師夫(炊事夫)、小打(小使)等の賃銀を苦力頭が支出するものと、苦力が共同して支出するもの等がある、従つて分配額にも自然様々な變化が伴つて来る。(滿鐵調査部「滿洲苦力」四七頁)

農業労働の大多數は土地に結びついてをり、且つ農繁期をもつてゐるので農業に於ては一方では日傭労働者の雇傭他方では期限付労働者の雇傭が重要な役割を占める。雇傭形態には長工、月工、短工の區別があることは前述した通りであるが彼等の賃銀は地方、或は能力の相違に従つて一定してゐない。殊に月工と短工は其の労働時期によつて大きな變化がある。

年工は普通農繁期二、三月から十一、二月まで主人の所で働き收穫が終了すると家郷に歸り新年を迎へ、早春又主人の元に歸るものと一年中主人の家で働くものがあるが、いづれも年工と呼ばれてゐる。今各地の年工の賃銀を示せば左の如くである。(馮和法編中國農村經濟資料一〇七四頁)

滿洲に於ける移動人口 労働力としての苦力 其の二

第三十一表

地名	最高			
	上	中	下	最低
金州	六十七元	四十五元	三十四元	
熊岳	五十元	四十元		
瓦房店	六十元	五十元		
蓋平	六十元	五十元	四十元	
海城	六十五元	五十元	三十元	
營口	五十元	四十元		
奉天	八十元	六十元	四十元	
鐵嶺	七十元	五十元	三十五元	
公主嶺	六十元	五十五元	四十五元	
大石橋	四十五元	三十四元		
遼陽	五十元	四十元	三十元	
開原	五十元	四十元		
四平街	六十元	五十元	四十元	
長春	五十元	四十元	三十元	
平均	五十五元	四十五元	四十元	

備考 技術優秀な者が上等である。苦力頭、耙頭、鋤頭、大師傳等が之に屬す。普通の苦力は中等、下等とは十五六歳の少年苦力、技術劣等者および食事を主人側が負擔するもの等である。

第三十二表 長年雇工賃銀表(民國十八年八月遼省民政廳調査)

地名	最高			
	上	中	下	最低
清原縣	八〇元	六十七元	四十五元	
輯安縣	一〇〇元	八〇元	七〇元	
隴榆縣	一〇〇元	七〇元	五〇元	
雙山縣	一二〇元	九〇元	七〇元	
安東縣	六五元	五五元	四五元	
通化縣	五〇元	四〇元	三〇元	

第三十四表 短工毎日工資賃銀表 (民國十八年八月遼省民政廳 調査)

地名	下種時	拔草時	收割時
清原縣	四—五角	同	同
輯安縣	四角	六角	五角
瞻榆縣	五—六角	一元	一元
雙山縣	四角	六角	七角
安東縣	二角	三角	三角五分
通化縣	三角	四角	三角
本溪縣	一元	八角	一元
安圖縣	一元	一元二角	一元二角
綏中縣	一元五角	一元二角	一元五角
蓋平縣	四角	五角	六角
遼陽縣	六角	同	同
懷德縣	五角	四角	一元
西安縣	六角	八角	八角
開通縣	六角	八角	一元
輝南縣	四角	五角	四角
鐵嶺縣	四—六角	八角—一元二角	八角—一元二角
昌圖縣	八角	一元	一元二角
北鎮縣	六角	七角	一元五角
寬甸縣	四角	四角	五角
盤山縣	五角	七角	九角
遼中縣	五角	六角	六角
岫巖縣	六角	六角	八角
海龍縣	五角	八角	六角
新民縣	二角六分	二角二分	三角五分
臨江縣	三角	三角	五角
西豐縣	五角	同	同
鎮東縣	三角	五角	八角

滿洲に於ける移動人口 労働力としての苦力 其の二

鳳城縣 四角 五角 七角
 開原縣 六角 八角 一元六角
 撫順縣 四角 四角 五角
 所謂月工の期間は二ヶ月、三ヶ月、から六ヶ月までの定がある。彼等の賃銀は地方により、雇用期間の長短により毎月の額が大いに違つてゐる。月工一ヶ月の賃銀は略、左の如くである。

第三十五表

地名	雇兩ヶ月 每月工資	雇三ヶ月 每月工資	雇五ヶ月 每月工資
金州	九—十元	八—九元	八—九元
蓋平	—	七—八元	—
營口	—	四—五元	—
公主嶺	八—九元	五—六元	四—五元
開原	—	六—七元	五—六元
大石橋	五—六元	—	—
遼陽	—	四—七元	—
長春	—	四—五元	—
平均	八元	六元	五元

備考 均由雇用人者供給火食

短工の賃銀は時期によつて大いに異なる。大體春期下種時は廉く其後漸次騰貴し、拔草鋳地時期には最高で收穫後は低落する。左表の示すところは短工一日の賃銀であるが年々同じくない故大略を示す。

第三十六表

地方	下種時 (四五月)	拔草鋳地 (六七月)	收成時 (九十月)
金州	三角	四角	四角
熊岳	三角	四角	四角

海城	三角半	四角半	四角半
營口	二角	三角半	二角
奉天	三角	四角	四角
瓦房店	三角	四角	四角
蓋平	二角	三角	二角半
大石橋	二角	二角半	二角
遼陽	二角	二角半	四角
開原	二角	四角	五角
鐵嶺	三角	四角	四角
公主嶺	二角半	三角	四角
四平街	三角	四角	五角
長春	二角半	四角半	四角半

備考 不給伙食、若管飯時工資約減半數

産業労働者賃銀 最近の滿洲労働狀況に於て特に注意を用するものは『農民の職業的分化』である。農民の分化とは産業の一定發展段階において現

はれるところの同質的な農民が社會的にも經濟的にも異質な諸群に分解し、一方の極には農業に従事する群を他の極には工業に従事する群を分出する過程である。この一般前提をなすものは高度の發達せる工業であつてこれは工業人口を農業人口から分離せしめ、分散せる生産労働力を生産過程自體に於て結合しそれを技術的に訓練しなければならぬのである。こゝに苦力の工業労働者化が行はれる。農村に於ける労働の經濟狀態及び賃銀を決定する要素は、農業における社會經濟的諸關係が他の産業部門に比して後れてゐることである。

農業労働者の勞賃變動の一般的傾向は發達せる産業狀態においてさへ工業労働に比して農業労働者に有利に展開してないことは次の賃銀表を比較しても明かである。

第三十七表 賃銀統計

産業別労働者賃銀 (康徳五年一〇月)

一、産業部資料の統計月報に依る。
二、工業労働者賃銀は各工業部門の平均賃銀を表す。

洲	滿洲		民族別	産業別	地域別
	工業	鑛業			
	女	男			
	0.94	0.66	新京		
	0.84	0.55	吉林		
			蛟河		
		0.70	齊齊哈爾		
			延吉		
			佳木斯		
		0.26	鶴崗		
			牡丹江		
			哈爾濱		
			圖們		
		0.68	老頭溝		
			安東		
		0.76	奉天		
		0.77	撫順		
		0.52	本溪湖		
		0.54	遼陽		
		0.50	鞍山		
		0.84	煙台		
			營口		
			四平街		
			錦州		
			阜新		
		0.90	平均		
		0.55			
		0.91			

滿洲に於ける移動人口 労働力としての苦力 其の二

其			朝鮮人						日本内地人						人		
土	鑛	工	平	交	運	土	鑛	工	平	交	運	土	鑛	工	平	交	運
建	業	業	均	通	輸	建	業	業	均	業	業	業	業	業	均	業	業
女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女
男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男
			0.36	0.96				0.36	2.25	2.26	2.26			0.94	0.70		
		0.85												0.50	0.50	1.33	
									1.67	7.71			1.66	0.40	1.10		
									4.45			4.64		1.38		1.67	
			0.95					0.95						1.33			
														0.74			
	3.66		2.70					2.70	1.99	2.00			1.99	0.90	1.37		
		1.8	1.67						3.22	3.23		3.27		1.67		1.80	
		2.08	0.40	1.12				0.40	3.55	3.55		3.59		0.40	0.92	1.33	
			1.10					1.10	3.42	3.42		3.45		0.88			
		0.53	0.89		1.33			0.89	2.85	2.85		2.88		0.53	0.92	1.70	
		1.33	0.71	0.90				0.71	3.22	3.22		3.25		0.53	0.88	0.90	
			0.40	1.12			1.00	0.40	1.99	1.99		1.99		0.40	0.92		
									3.55	3.55		3.59		0.40	0.88		
									1.22	3.90		1.22		0.40	0.92		
			1.67			1.55		1.55	3.59	3.59		3.62		0.40	1.24		
									1.33	3.07		1.33		0.40	0.88		
									2.58	2.58		2.58		0.40	0.77	1.8	
			2.00				2.00							1.55		1.33	
														0.74		0.77	
														0.80			
	3.66								2.99	2.99		3.03		0.91		1.8	
	4.70								3.03	3.03		3.07		0.91		1.8	
	1.28								1.28	1.28		1.32		0.91		1.8	
	2.93								2.93	2.93		2.97		0.91		1.8	
	1.44								1.44	1.44		1.48		0.91		1.8	
	2.93								2.93	2.93		2.97		0.91		1.8	
	4.70								4.70	4.70		4.74		0.91		1.8	
	1.28								1.28	1.28		1.32		0.91		1.8	
	2.93								2.93	2.93		2.97		0.91		1.8	
	4.70								4.70	4.70		4.74		0.91		1.8	
	1.28								1.28	1.28		1.32		0.91		1.8	
	2.93								2.93	2.93		2.97		0.91		1.8	
	4.70								4.70	4.70		4.74		0.91		1.8	

業工器具器械機				業工屬金				業工績紡				別業工	他		
其	朝	日本內地人	滿洲人	其	朝	日本內地人	滿洲人	其	朝	日本內地人	滿洲人	別族民	平	交	運
他	鮮	人	人	他	鮮	人	人	他	鮮	人	人	——	均	通	輸
女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	女	別地域	女	女	女
男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男		男	男	男
							1.100					新 京	0.52	0.52	
												吉 林	0.55		
							0.41					齊 齊 哈 爾			
												住 木 斯 丹 江			
	0.80	2.02	1.80		1.57		1.44					哈 爾 濱	3.37		
1.83		1.99	1.53				0.68	2.35	0.42			安 東	1.28		
	1.29	1.50	0.86						0.80	0.98	0.37	奉 天	2.36	0.69	
2.03	1.95	3.03	0.88		1.89	4.33	0.62		0.56		0.66	撫 順	1.10		
	2.77	3.72	1.13			2.03	0.74				0.68	本 溪 湖	1.28	2.39	
						3.75	1.00					遼 陽			
							0.37				2.60	鞍 山			
					3.51	3.95	1.14				0.49	營 口			
			0.51				0.29				0.46	四 平 街			
												錦 州			
1.99	1.26	3.33	1.33		1.80	2.62	0.95	2.35	0.55	0.98	0.45	平 均	0.78	2.68	

工業勞働者賃銀 (康德五年一〇月)

他 其		業工斯瓦及氣電				業工品料食				業工學化				業 窯			
日本内地人	滿洲人	其 他	朝 鮮 人	日本内地人	滿洲人	其 他	朝 鮮 人	日本内地人	滿洲人	其 他	朝 鮮 人	日本内地人	滿洲人	其 他	朝 鮮 人	日本内地人	滿洲人
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
二・二五	三・一七																
	一・〇一																
	〇・五〇																
	〇・四九																
	〇・八五																
	〇・八五																
	一・三三																
	〇・九二																
	〇・六八																
	二・五四																
	〇・七二																
	〇・八四																
	二・七六																
	〇・二一																
	〇・八四																
	二・七六																
	〇・九二																
	〇・六八																
	四・八三																
	〇・三九																
	〇・六八																
	〇・九二																
	〇・七九																
	〇・四六																
	〇・九〇																
	〇・九〇																
	〇・五八																
	〇・九〇																
	二・二四																

滿洲に於ける移動人口 〓 勞働力としての苦力 其の二

業 鑛 炭 石 別種業												業 工					
夫 外 坑				夫 內 坑				均 平				別坑內外	別族民	別性	別地域	其 他	朝 鮮
其	朝	日 本 內 地 人	滿 洲 人	其	朝	日 本 內 地 人	滿 洲 人	其	朝	日 本 內 地 人	滿 洲 人	別	性	別	女 男	女 男	
			0.70			1.66	3.71			1.66	3.71	0.70	1.10	蛟 河		0.85	
			0.89				1.18							黑 河			
			0.70											佳 木 斯			
			0.94											鶴 岡			
3.36	2.74	1.89	1.30				1.13	3.36	2.74	1.89	1.30	0.94	1.26	老 頭 溝		0.83	
	0.81		0.81		1.18	3.45	1.63		1.10	3.45	0.81	0.81	0.81	延 吉		1.75	
			0.81											撫 順		1.19	
	1.40	1.37	0.88		2.08	1.43	2.91		1.85	1.40	2.91	0.91	0.91	本 溪 湖			
			0.91				0.83						0.84	鞍 山			
			0.70			1.32	3.07			1.32	3.07	0.84	0.84	煙 台			
			0.72				0.66						0.80	阜 新			
3.36	0.86	1.45	0.87		1.18	1.40	2.97	3.36	1.11	1.45	2.97	0.73	0.91	平 均	1.43	1.51	

鑛業勞働者賃銀 (康德五年一〇月)

平均				其他				指物職				木工				官左				工石				工積瓦煉			
其	朝	日	滿	其	朝	日	滿	其	朝	日	滿	其	朝	日	滿	其	朝	日	滿	其	朝	日	滿	其	朝	日	滿
他	人	人	人	他	人	人	人	他	人	人	人	他	人	人	人	他	人	人	人	他	人	人	人	他	人	人	人
		三·四七	一·六〇			三·二〇	一·八一							三·七六	一·七四			三·五〇	二·〇〇				二·五〇				一·九二
		四·六四	一·四八			五·五三	三·〇〇			六·〇〇	二·二〇			六·〇一	二·一〇			四·八〇	二·五〇			五·〇〇	二·五〇			五·二〇	二·〇〇
		三·八七	一·七〇												二·三〇				二·三〇			三·八七	二·五〇				二·三〇
		三·九六	一·五一			三·〇〇								三·七七				五·〇〇	一·七八			四·五〇	一·七〇				一·六四
		三·〇六	一·〇五			二·九〇	〇·五八							三·五〇	一·五七				一·七〇				一·七五				一·九七
			〇·八七												一·四八				一·四三								一·四九
		二·〇〇	一·二六			四·〇〇	一·五三								一·五三			四·〇〇	一·六五			四·〇〇	一·五〇				一·四八
		一·五五	一·一四			一·六七	一·四九			四·四四				三·六四	一·四〇				一·三三				一·二六				一·二八
			〇·九六												一·二九												一·〇一
		二·〇〇	〇·九三												一·五四				一·八〇				一·六〇				一·六〇
		一·九〇	一·二九			一·六七	一·六八			五·五八	二·二〇			三·九五	一·八一			四·三五	一·七四			四·五四	一·七七			五·二〇	一·六八

第三十九表 送金額と人員 昭和十二年 大東公司調

送金額	調査地	大連	安東	營口	山海關	計
無		四八五人	五五五人	五九五人	六八五人	二、三六五人
五圓未滿		〇	〇	〇	〇	〇
五圓以上		〇	〇	〇	〇	〇
一〇圓以上		二六八	二四〇	三〇七	二二二	一、〇〇七
一五圓		二六	二四	三〇	二二	一〇〇
二〇圓		二一	二〇	二六	二二	九三
二五圓		二一	二〇	二六	二二	九三
三〇圓		二一	二〇	二六	二二	九三
四〇圓		二一	二〇	二六	二二	九三
五〇圓		二一	二〇	二六	二二	九三
六〇圓		二一	二〇	二六	二二	九三
七〇圓		二一	二〇	二六	二二	九三
八〇圓		二一	二〇	二六	二二	九三
九〇圓		二一	二〇	二六	二二	九三
一〇〇圓		二一	二〇	二六	二二	九三
一五〇圓		二一	二〇	二六	二二	九三

滿洲に於ける移動人口 労働力としての苦力 其の二

第四十表 携帶金額と人員 昭和十二年 大東公司調

携帶金額	調査地	大連	安東	營口	山海關	計
無		〇	〇	〇	〇	〇
五圓未滿		一八三	三九	一四八	九四	八〇四
五圓以上		四四六	八七	三五八	二七一	一、九〇二
一〇圓以上		二八〇	一六〇	二四四	二二九	八〇三
一五圓		二六	一五	二〇	一八	八六
二〇圓		二六	一五	二〇	一八	八六
二五圓		二六	一五	二〇	一八	八六
三〇圓		二六	一五	二〇	一八	八六
四〇圓		二六	一五	二〇	一八	八六
五〇圓		二六	一五	二〇	一八	八六
六〇圓		二六	一五	二〇	一八	八六
合計		一、〇〇七	九三	一、〇〇七	九三	五、〇〇七

七〇圓〃	一、五八〇	七〇	二、一三四	三、〇〇〇	四、一八九
八〇圓〃	一、〇〇〇	三三五	三、三三一	二、〇五七	四、〇〇三
九〇圓〃	四六〇	九四一	一、〇八二	七三六	一、四七二
一〇〇圓〃	二、二二二	六二五	五、四〇〇	四、四八八	七、九六六
一五〇圓〃	一、三二〇	三三〇	六、〇五二	一、九六六	四、一五一
二〇〇圓〃	四四〇	四四〇	一、〇一六	一、四五六	一、四五六
二五〇圓〃	二五〇	二五〇	二、五〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
三〇〇圓〃	一、二〇〇	一、七〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇
合計	四、四三六	一〇、五九九	一七、五三三	四六、六〇〇	一〇、九〇〇

六、滿洲に於ける労働統制

労働生産性の増進 滿洲事變を契機とし、『日滿一億一心・民族協和・王道樂土・道義的世界の實現』を建國の理想として發祥した滿洲帝國は五箇年にして政治經濟諸般の基礎的建設を一應完了し、康徳四年を機としてあらゆる部門に於ける積極的な建設の段階に入つた。産業開發の五箇年計畫の著手、開拓國策の本格化、治外法權の撤廢等着々として國家態勢を確立しつゝ産業の飛躍的發展を實現してゐる。従つてこゝには在來の社會諸關係の抵抗力に遭遇せざるを得ないのである。労働生産性の増加を計り、工業諸部門の發達を促進するには労働の統制が必須の條件である。滿洲の經濟および社會構造は農業生産的諸關係に於ても、輒近に發達した大工業的

諸關係に於ても、労働生産性の低い従つて低廉且つ大量な生産上の基礎—労働力—の上に築かれたるのである。こゝにおいて滿洲國産業の基本問題は生産組織のうちに如何にして労働力の適正なる使用配置をなし、産業の發達を抑制する諸關係を廢棄し、かゝる労働力の源泉を培養するかにあるのである。

殊に滿洲に於てはそれらは單なる労働關係として解決され得ず、その民族構成の錯綜性は常に労働の問題を社會的に複雑化する傾向を有してゐるからである。

滿洲に於ける労働事情の變遷を滿洲國勞工協會の「我が協會に與へられた使命」により記さう。

労働事情の變遷 滿洲に於ける現住民族の發展過程は、他の國家の夫れと趣を異にし、自然増加に比し遙かに強大なる移民によつて形成せられたのである。

労働統制の一元的實踐機關として滿洲勞工協會の設置を見るに至つた今日迄の労働事情の推移變遷の跡を探ぐれば次の如くである。

(一) 清朝時代 滿洲に於ける幾多民族の興亡盛衰の歴史は扱て置き、滿洲近世史を繙くに、特筆すべきは康熙、乾隆の繁榮時代をなした清朝時代である。

清朝は封禁によつて、滿洲を自家の私領と做し、祖先發祥の地として神聖視し、優越觀を以て漢人移民の混入を避け、鎖國主義を採つたのである。之れ所謂移民統制(或は禁止)の魁をなしたものである。

然し乍ら、國勢の衰頽は如何ともし難く加へて内亂、外患(ロシアの侵略)は遂には滿洲人たる清朝の自家郷土主義を精算せざるべからざるに至り、其の開拓を先づ漢民族の手に委ぬるの結果となつたのである。

(二) ロシアの東方經營 十九世紀の後半に至るや、ロマノフロシアは俄然積極的東漸政策を開始し、滿洲經營に乗出すに至つたのである。

而して、之が積極策の具現として、一八九七年總延長一千五百七十五哩の東清鐵道の建設に移り、僅か五ヶ年と云ふ驚くべき短日月を以て完成せしめ、之が工事に使役せる無数の勞働者は山東方面に仰ぎ、之が勞銀として三億ルーブルを滿支人に吸收せられしと云ふ。

ロシアの滿洲經營に伴ふ鐵道建設並に産業開發に従事せる無数の勞働者群は、茲に生活の根據を定め、恒久的に滿洲に土着するに至つたのである。

斯くて、滿洲の人口は劃期的激増を示すに至つた。

(三) 日露戰爭以後 滿洲に於けるロシアの地位は、日露戰爭以後、日本のとつて代る所となり、日本の對滿政策の緩急順逆は滿洲勞働界に重大影響を及すに至つた。

日本の對滿政策具現の第一期と目すべき時代は明治四十年滿鐵會社の創立による南滿洲鐵道の整備、旅順、大連の建設修築、同四十一年より四十二年に至る安奉線の改築、大連蘇家屯間の複線工事等、戦捷の感激による大陸發展の礎石を据えた建設時代である。

第二期は大正初期より同七、八年間に於ける鞍山製鐵所、鞍山市街の建設を中心とする諸事業が起工せられたる産業開發時代である。

第三期は大正十年より昭和五年に至る四洮鐵道、洮昂鐵道及び吉長、吉敦等各借款鐵道の建設時代にして、之が前半は滿鐵事業の大飛躍期と目せらるゝが、後半大正末期より昭和初期に於ては利權回收熱に動かされた張軍閥の資本及び技術による滿鐵包圍線敷設時代であり、日本特殊權益の危殆時代である。

此等の各期共、國內勞働力を以てしては如何ともなし難く、無数の苦力を山東河北方面より入滿せしめたのである。

滿洲建國と外國勞働者入國制限舊東北軍閥の全面的排日毎日政策は、昭和六年九月十八日の滿鐵線破壞事件を契機として日本軍のため斷乎一蹴さるゝ所となり、昭和七年三月王道國家滿洲帝國の生誕となり、民族協和を表徴する五色旗は翻翻として滿洲の天地の上に翻へるに至つた。

滿洲國の整備と共に建國當初一時三十七萬(大同元年)を激減した山東河北方面よりの入滿出稼勞働者再び累進的增加を來し、康德元年に於ては六十三萬の多きに達するに至り、之が勞働者による勞銀の國外流出年額は一千六百萬圓にのぼりしと云はれる。

茲に於てか、識者間に在りては治安の維持、勞銀の國外逃避防止、滿洲人勞働者の生活安定、日滿統制經濟の展化、人口支持力の保持等々の觀點より、入滿勞働者に對し量的並に質的制限を加ふるの要ありとの説が唱へらるゝに至つた。

而して、其の聲は聽て昭和九年一月、勞働統制委員會の設置を齎らし之が第三回委員會の決議は康德二年三月二十一日公布の外國勞働者取締規則の制定となり、之が實踐機關として康德二年二月二十六日創設せられし外國勞働者取締に關する國策的的正常機關「大東公司」が専ら之に當ることゝなつたのである。

然し乍ら、右の單なる外國勞働者の入國制限のみにては、滿洲國內に於ける勞働統制の完璧を期し得べくもなく、更に之が、第二次工作たる國內に於ける勞働需給の調整と勞働資源の涵養を圖るを要し、支那事變の勃發と産業年次計畫の遂行とは之が一元的統制實踐機關の設立を急速ならしめ、斯くて、滿洲勞工協會の創設を見るに至つたのである。

勞働統制の内容 勞働統制とは勞働者對資本家の關係をより合理的に解決せんため、政府或は之に代るべき統制機關が支配力を以て積極的に雇傭關係を是正せんとする計劃的行爲である。

而して之が、内容は次の如くである

(一) 勞働條件の統制

1. 賃銀支拂方法の統制
2. 賃銀支拂確保の統制
3. 最低賃銀の決定
4. 勞働時間の統制

(二) 勞働保護の統制

1. 休息時間の制定
2. 夜業の禁止
3. 女子少年勞働者の保護

(三) 勞働需給の統制

1. 勞働者募集の取締
2. 勞働紹介の統制

勞働統制の内容は以上の如くなるも、特殊事情下にある滿洲國にありては更に滿洲國內に於ける勞働力の自給自足化を確立せんとする統制——勞働者の國民的統制——を行はなければならぬのである。

勞働統制の必要性 現下滿洲國の諸産業は産業年次計劃の線に沿ひ、飛躍的發展をなしつつあり、之に要する勞働量は莫大の數にのぼり、勞働力の配分調整と人的資源の確保涵養とを必至ならしめるに至つた。

物的資源の計劃的開發は人的資源即ち勞働力の計劃的確保涵養を俟たず

して遂行不可能であり、生産力の劃期的擴充は勞働力の重要性を倍加せしめ、茲に今日迄看過せられてゐた勞働資源は、非常時を背景として、俄然脚光を浴びて登場するに至つた。

今勞働統制を必要ならしむる諸項目を擧ぐれば次の如くである。

滿洲に於ける勞働需給の特異性 滿洲勞働界は左記の如く他の夫れと異なる特徴を有し計劃的統制の必要性も茲に存するのである。

1. 諸企業の勞働力補給は國外勞働力に俟つ所大なり。

先づ滿洲國に於ける勞働力の自給自足化を圖り、足らざるを國外より補給するの策に出ざるを要す。

2. 工鑛業部門を除いては冬期企業を繼續するもの殆んど少なし。

この冬期に於ける莫大なる休眠勞働力を工鑛業等の部門に振り向ける要あり。

3. 農業部門にありては農閑期と農繁期とがあり、之に伴ひ勞働力も過不足あり。

農閑期餘剩勞働力を農繁期に支障なき範圍の所要部門に振り向ける要あり。

4. 地域的に勞働力の飽和地あり、不足地あり。

即ち南滿地方に於ては比較的に勞働人口の飽和状態を呈するを見、北滿地方に於ては勞働人口の過少状態におかれてあるを見るのである。

この過剩勞働力を有する地域の勞働力を不足地域に移動せしむる要あり。

5. 特異な企業形態(油房、製粉業等)にありては原料の出廻期と否とにより勞働力需要の繁閑あり。

勞働力不要となりたる時の勞働力の合理的配分を要す。

より勞働力需要の繁閑あり。

勞働力不要となりたる時の勞働力の合理的配分を要す。

より勞働力需要の繁閑あり。

勞働力不要となりたる時の勞働力の合理的配分を要す。

より勞働力需要の繁閑あり。

勞働力不要となりたる時の勞働力の合理的配分を要す。

より勞働力需要の繁閑あり。

勞働力不要となりたる時の勞働力の合理的配分を要す。

滿洲人労働者の生活安定 滿洲國の生誕を一轉期として、日滿兩國の關係は恰も日本内地の都市と農村との關係の如く、都市の繁榮は農村の購買力の上に立つと云ふ理論其ものを以て結ぶことが絶対に必要であり、兩國の永遠の繁榮を惟ふ時滿洲人の生活の安定と其の向上促進こそ急務中の急務であるのである。

茲に於てか、道義國家滿洲國の進展は滿洲人の生活の安定向上を意味すべきであり、同時に滿洲人労働者の生活の安定向上を期すべきである。斯かる見地より滿洲人労働者の生活の安定向上を外國よりの出稼入滿洲労働者の先きにすべきは論を俟たぬ所である。

而して滿洲人労働者の生活の安定と其の向上を圖ると云ふことは單に日給五拾錢の者に八拾錢を與へると云ふことのみではなく、國外労働者の入國制限や、國內に於ける労働管理の合理化又は特殊事業の統制を圖ること等であり、企業家の犠牲的精神の發露を俟たずして賃銀収入を増加せしめ得る方策があるのである。

勞銀の國外逃避防止 滿洲國産業の振興は好むと好まざるとに拘らず、國外労働者の多數を吸収せざるべからざるに至り、この出稼労働者の殆んどは歸還に際し一人平均四〇圓乃至五〇圓程度の金額を懐にして去るか又は送金してをり之がため最近北支方面に年々一千五六百萬圓の金額が流失しておつたのである。

若しも斯かる状態が、永年繼續せんか、折角滿洲國産業に投下せし資本は國外に流出してもどらず滿洲經濟社會の健全なる發達は期し得らるべくもないのである。

茲に於てか、勞銀の國外逃避を防止するの要あり、之がためには國外労働者の入國制限若くは滿洲國內永住策を講ずるの必要があるのである。

滿洲に於ける移動人口 — 労働力としての苦力 其二

日滿統制經濟の展化 日滿兩國の關係は一體不可分たるべきであり、日滿兩國の經濟も亦この原則下に其の機能を發揮しなければならぬのである。

持たざる國日本と持つ國滿洲國とが經濟的結合——日滿統制經濟——をなすべきは議論の餘地なく之に伴ふ物的、人的交流は必然にして日本は生活必需品及び工業原料を滿洲に仰ぎ、工業生産品の販賣市場を滿洲に求むべきであり且つ日本の資本、技術等を滿洲に移入せしむることは必要缺くべからざることである。

之がためには日滿兩國の經濟的交流を第一義とし日滿以外の國家及び國民は第二義的意義を持つものである。

茲に日滿統制經濟の確立に當り、労働者の統制をなす所以が存するのである。

治安の維持 滿洲國成立して以來既に有數星霜、萬般早くも成ると雖も其の地域の廣大さと、未開國より一足飛びに文明國に趨遷せるとにより、治安は必ずしも全しと云ふを得ず、加へて北に赤露あり、南西に支那國あり、彼等の絶えざる攪亂使喚は治安工作の上に幾多の難題を與へつゝある。

戰禍、匪禍、災禍、税禍等により喰はむがために郷土を後にした支那人苦力如何なる障壁をも乗り越へて入滿し、下級労働に關する限りより高率とより低賃銀と云ふ武器を以て滿洲人労働者を驅逐した是等多數の失職土著労働者は喰はんがために已むなく匪賊と化するに至り、斯くては滿洲の治安は永久に全きを得ないのである。

茲に於てさきに述べし如く、入國の外國労働者取締規則の公布を見たのは當然であるが、更に、國內労働資源の質的量的把握を爲しそれらの保全に

任ずると同時に密入國を阻止し通匪を妨げ牒報を防ぎ治安を紊る虞ある者の取締を嚴にするの要あり、茲に勞働統制の必要性を強調する所以である。

産業の計劃的開發 先に幾度か論じた如く、産業の開發は勞働資源を絶對に輕視することを得ず勞働力の計劃的調整配分なくして産業年次計劃の遂行は不可能である。

勞働力の供給配分に際しては需要の輕重緩急に即應し圓滑なる供給をなすを必須要件とし、物的資源が如何に豊富であり産業開發が、如何に緊迫するとも勞働力が、之に順應して供給せらるるに非ざれば到底産業の計劃的開發は望むべくもないのである。

支那事變戰時體制 去る年七月七日蘆溝橋に於ける支那側の不法事件を契機として遂に支那事變の幕は切つて落され局面は更に更に擴大しつゝある。

皇軍出師の意圖は民衆と遊離せる暴逆蔣軍閥を膺懲し誤れる抗日排日感情を拭色し赤色勢力と白人帝國主義への依存を打破し東亞の恒久的和平を計るにある。

日本一度戰時體制下に置かれるや、國內は擧げて之が目的遂行のために整備され、産業に、經濟に、財政に正しく聖戰遂行への態勢下に入るに至れり。

斯かる秋日本と一體共存共榮共亡の關係にある滿洲國亦當然戰時體制下を離るるを許さず諸般の機構は改まり、産業年次計劃は修正され生産力は擴充され人的資源の確保は急を要するに至れり。

生産力の擴充に際しては勞働資源の計劃的配分は充分にして必要なる要件であり、勞働資源の涵養確保こそなまねばならぬ重大要件となつたのである。

一言にしてつくすなら戰爭は生産力の擴充を必須要件とし、生産力の擴充は勞働統制を不可缺要件とするのである。

勞工協會の生誕と其の使命 以上の勞働統制の必要性は康徳四年七月行政機構改革により民生部内に新設せられし輔導科をして着々と之が、一元的統制實行機關の設置を急がせるに至り、同年十二月十四日勅令第四五六號の滿洲勞工協會法の公布となり、康徳五年一月七日財團法人滿洲勞工協會の成立(登記完了)となつたのである。

其の與へられたる使命は勞働者を保護し、勞働力の需給を調整し勞働資源の涵養を圖り、平時にありては産業年次計劃に對應する勞働力の供給を遺憾なからしめ有事に際しては必要勞働量の供給を萬全たらしめ以て狹義竝に廣義國防の完璧を期するにあるのである。

而して之がため滿洲勞工協會の行ふべき業務は左の如くである。

1. 國公勞働者の募集、供給輸送の斡旋
2. 國外勞働者の招致及び輸送の斡旋
3. 入國勞働者の配給の斡旋
4. 勞働者の登録及び勞働票の發給
5. 勞働者の訓練及び保護施設の經營
6. 勞働市場の管理經營及び一般職業紹介
7. 勞働に關する各種調査
8. 其の他政府より特に命ぜられし事項

勞働力配分の調整と勞働資源の涵養 滿洲勞工協會に與へられたる二大使命たる勞働力配分の調整と勞働資源の涵養との間には相關表裏の關係があるのである。

勞働資源の涵養確保なくして勞働力配分の調整をなし得べくもなく、益

益増大する勞働力の需要に應じ自由齟達に需給調整を圖るためには先行的に之が基礎となるべき供給可能の勞働者數を正確に把握すると同時に一面之が勞働力の保護培養を圖り勞働力の需給量を精査し、勞働力の配置の範圍に妥當性を持たしむることが肝要である。

一例をとるに現下戰時體制下に於ては戰線に有力なる兵力配置が絶対に必要なるが他面國內に於ては戰線に必要な兵力を常に保持するために後方豫備軍の訓練育成を必要とするが如きである。

實に勞働力の配分調整と勞働資源の涵養との關係は兩輪唇齒の關係にあるのである。

勞働者登録 既に述べたる勞働統制の必要性により茲に從來の無統制狀態を精算し政府の統制ある實行機關として滿洲勞工協會創設せられ、勞働者の募集供給、輸送、斡旋、訓練、保護施設の經營、勞働市場の管理、一般職業紹介等の業務を行ふこととなり之が基礎的工作として、協會は勞働者登録に乗出すに至つた。勞働者登録及勞働票の發給は滿洲勞工協會が之を行ひ、これを受けようとする者は申請書を提出するのである。協會は申請を受理したときは直に登録臺帳に下記の事項を登録しなければならぬ。

- (一) 出生地又は本籍地、
- (二) 現住所、
- (三) 性別、
- (四) 氏名、
- (五) 年齢、
- (六) 民族別、
- (七) 産業中分類、
- (八) 職業小分類、
- (九) 職能、
- (十) 現職、
- (十一) 勞働者(日傭勞働者を除く)の雇主の氏名及事業の種類、
- (十二) 寫眞(已むを得ざる場合は右食指指紋)、
- (十三) 十本指紋、
- (十四) 前各號に掲ぐる事項の外特に指定する事項。

勞働者登録の必要性 滿洲勞工協會が其の使命を遂行するに當つては、先づ之が第一次工作として凡ゆる部門に互る勞働者の登録を計劃的に實行することを必要とするのである。

即ち滿洲に於ける全勞働人口の分布狀態の確認を要し、更に詳述するならば職業別、民族別、性別、年齢別若くは雇傭形式別に依る勞働者の地方別乃至産業部門別勞働者分布狀態を的確に掴みつゝ一面に於て勞働移動の整理を滞りなく行ひ更に進んでは潜在的乃至顯在失業者を量的に把握することを必要とするのである。

滿洲國の現状を見るに國民の經濟的活動を統計的に考察すべき基礎資料に乏しく前述せる如き基礎資料はおるか、勞働者の産業大分類分布狀態の量的觀察すらの確には行ひ難く、勞働力の需要と供給とを計劃的に將又組織的に結合せしめんとする企ては蓋し至難とする所である。

勞働者登録は以上の必要性を充さんがための手段として行はれるものにして、勞働者の戸籍簿の作成にも當るものである。之なくしては櫓楫の便なくして河江を遡るにも等しく勞働統制なる重大使命を遺憾なく遂行することは至難であり、従つて協會は先決問題として之に全力を傾注しつゝあるのである。

勞働者登録の派生的效果 以上述べた所により勞働者登録は協會に與へられたる使命達成の手段であることは明瞭であるが之が派生的效果も亦大いなるものがある。

今一例を擧げて見るならば從來の如き無統制狀態下に於ては勞働力必要を目前に控へてゐる企業家は徒らに摸索し勞働者の狩り集めに狂奔し、勞働者爭奪引拔に大童となり、その結果は益々賃銀の昂騰をもたらし、勞働市場の不安と動搖を醸し延いては産業部門の生産力を減殺し、勞働者の素質を低下せしめ禍根を將來に迄殘すに至るのであるが登録の結果は一面勞働者に定著性を與へ、技術の練磨向上を圖り適所に適當なる勞働力を供給し得ることにより、企業の圓滑なる遂行を期し得ると同時に他面勞働者支拂

の保障、其他の勞働保護により勞働力の質的向上を圖り得るのである。滿洲國が勞働登錄制度實施に於て指紋を管理したのは滿洲國の特殊の一端を窺ふものとして注意したい。指紋は個人鑑別法として主に司法、警察方面に於て利用されてゐるものであるが、これが勞働統制上の目的で使用したのは滿洲國が最初であらう。在來警務司で管理してゐた警察指紋と民生部が勞工協會をして管理してゐる勞働指紋は康徳六年以來新に治安部大臣の管理に屬する指紋管理局が統合管理することゝなつた。

今後の問題 まことに極東十億の被壓迫民族を歐米諸國の半植地的隸屬化から解放するのは我が日本民族の歴史的使命である。而してこの使命を遂行するための技術的・經濟的・物的基礎を確立するためには、日本を指導者とする日・滿・蒙・支を貫く極東經濟ブロックの完成に待たなければならない。

したがつて滿洲開拓民の如きも、それは單に日本内地における過剩人口調節または細農の再生産の手段としてではなく、かゝる使命達成のための大和民族大陸移動の前衛部隊と解釋されなければならないものなのである。

それ故に滿洲國の諸問題を取扱ふには民族構成の複雑性を認識して、それから出發しなくてはならない。殊に滿洲社會の特性の原型は支那本土に存する限り、我々はそれを正しく把握するのみならず更にそれを日本と有機的に結合さすことによつ問題全體の解決の根據としなくてはならないのである。

附記

本資料に關しては滿洲勞工協會監理科長土屋於菟熊氏、同理事佐枝常一氏、

同理事飯島滿治氏、同調査科蛭田武雄氏、國務院總務廳統計處統計科長尹明善氏、同統計處佐野博氏、滿洲國產業部大臣官房資料科鶴岡龍太郎氏、南滿洲鐵道株式會社調査部資料課石堂清倫氏、同哈爾濱北滿經濟調查所篠崎武雄氏、同尾崎西郷氏、同飯島昇氏及び大連碧山莊係員の方々の御懇情に負ふところが深い。こゝに厚くお禮を申し上げます。

註 吾力は前述した如く山東省の農村出身者が大部分であつて、概ね温順、質朴、忍耐力強く營々として最低限度の生活標準に甘じて一日十時間乃至十二時間の筋肉勞働に堪へるも比類なき勞作能率をあげてゐる。然らば彼等の衛生保健はどうであらうか。大連の苦力大收容所たる「碧山莊」の苦力の保健状態を見るに昭和十二年一月より同年十二月迄の一ヶ年間に於ける傷病者は公傷者（作業中の負傷）二、〇二七名其他の罹病者四、一九三名合計六、二二〇名にして一日平均一七名強、之を同期間に於ける平均一日在籍數一三、〇九一名より見れば一、〇〇〇名につき一・三名となる、比較的良好的状態にあると云へよう。次に前記一ヶ年間に於ける重なる病名を擧げて見よう。

公罹病者數六、二二〇名を一〇〇として算出せる罹病種別率

病名別	患者數	百分比
公傷	二、〇二七	三三・六
腫症	九六六	一五・九
私傷	四六三	七・六
眼症	三九〇	六・三
梅毒	三九〇	六・三
腸炎	二六六	四・三
呼吸器病	三三八	六・三
感冒	二〇五	三・三
神經病	一八二	二・九
疥癬	一四六	二・四
耳症	四六	〇・七
其他	八六	一・四
合計	六、二二〇	一〇〇

負傷者の多數なるのは作業の關係上當然と見るべきものであるが、比較的梅毒患者の多數なるは彼等が單身者なると低級なる享樂に満足する結果である。流行病に對する防疫は彼等の文化の向上と共に定時及臨時豫防注射を甘受するに至り近來甚だ良好なる成績を擧げてゐる。（福昌華工株式會社「碧山莊」一

ブルグドエルファー著「白色民族は

滅亡するか？」(一)

Dr. Friedrich Burgdörfer, Direktor beim Statistischen Reichsamt, „Sterben die weissen Völker? Die Zukunft der weissen und farbigen Völker im Lichte der biologischen Statistik.“ Herausgegeben von der Deutschen Akademie 1934.

本 多 龍 雄

茲に紹介せんとする右の小冊子は獨逸統計局長ブルグドエルファー博士がナチス政權樹立の翌年、白色民族特にゲルマン系諸民族の民族的衰亡の危険を精細なる統計的資料を以て檢證し忠告する爲に出版されたナチス獨逸の啓蒙的著作で、單に獨逸のみならず廣く世界の識者の注意を喚起せるものである。聊か舊著には屬するが稍、詳細に互つて紹介する所以である。行論中現今とあるは一九三四年當時をいふものであることを注意され度い。尤もナチス治下の獨逸を除いては各國其の後の人口學的狀況はさして注目すべき變動を示してゐない。

一 前世紀に於ける世界人口増加の概勢

著者ブルグドエルファーは冒頭先づ十九世紀に於ける未曾有の世界人口増加の事實に豫め讀者の注意を喚起してゐるが、其の概勢を見ると一八〇〇年に漸く六億を算した世界總人口は、一八三〇年には八億に、一八七〇年には十二億近くに、一九〇〇年には約十五億に増大し、そして現在は略、二十億に達すると考へられる。世界人口は前世紀中に二倍以上になつたわけ、一八〇〇年に對し現在は三倍以上となつてをり、更に之を一六五〇年即ち三十年戦争の終結後(推定約四億五六千萬)に較べると四倍以上となつたことになる。著者は常設國際統計局の報告その他資料に著者自身の種の推定を加へて此の前世紀世界人口増加の大陸別概勢を次の如き第一表として掲げてゐる。

第一表 一八〇〇—一九三二年間の世界人口増加

(a) 大陸別人口數(單位百萬)	
ヨーロッパ	一六〇 一八三〇 一八七〇 一九一〇 一九三二
アジア	一七二 二二〇 三〇六 四四七 四九八 四三七
アフリカ	三三〇 四五〇 六七〇 八五九 一二五*
アメリカ	七三 八二 一〇〇 一二七 一四六 五〇
オーストラリア	二二 三八 八五 一八〇 二五一 五八
計	五八七 八〇一 一二六四 一六二〇 二〇三〇 一五四
* この内支那を四七四(百萬)と推定	
(b) 大陸別人口増加(一八〇〇年—一〇〇)	
ヨーロッパ	一八〇〇 一八三〇 一八七〇 一九一〇 一九三二
アジア	一〇〇 一三四 一七八 二六〇 二九〇
アフリカ	一〇〇 一四一 二〇九 二六八 三五二
アメリカ	一〇〇 一一二 一三七 一七四 二〇〇

アメリカ	一〇〇	一八一	四〇五	八五七	一、一九五
オーストラリア (大洋洲)	一〇〇	一〇〇	三〇〇	七〇〇	一、〇〇〇
計	一〇〇	一三六	一九八	二七六	三四六

之によつてみると先づヨーロッパは一七五〇年(一〇(百萬))から一八三〇年までの間に約二倍となつたのに續いて、一八三〇年から一九三〇年までの間に再び倍加してをり、それに世界大戦による戦死及び出生減は三千五百萬を超えるると推定されてゐるばかりでなく、このヨーロッパは又過去數世紀間特に十九世紀中に莫大な人口を新大陸へ送り出してゐる(北米合衆國だけでも一八一九—一九三一年間に約三千八百萬、その内獨逸は約六百萬)。この大量移入民を獲た兩米大陸は一八三〇年以降百年間に六倍以上に増大した。世界人口の半數以上を占めてゐるアジアも二倍以上となり、アフリカも亦二倍近くになつてゐる。十九世紀に於けるこの澎湃たる人口増加の趨勢は爲めに世界的過剩人口の杞憂をさへ惹き起した位だが、現在も猶ほ一部の關心者を失はないこの種論議が本著者に極めて軽く扱はれてゐることは當然で、全大陸の人口収容力が八十億乃至百億と推定されてゐる現在、況んや今後に於ける農業その他一般技術の進歩を考慮に入れるなら殆んど論議の價値なき問題に過ぎぬと著者は考へてゐるようである。

この様な教壇的論議よりも著者が以て遙かに重大なる事柄として指摘するのは、外でもない、現在白色民族の當面してゐる顯著な出生減退の事實で、今世紀初頭以來特に西・中・北歐諸國や其他の西洋文化圏内に克明に看取されるこの事實が將來これら白色諸民族に及ぼすに相違ない世界史的變動を豫告し忠告することこそ聊、本著成立の所以でもあるわけである。

二 人種別世界人口の現状と其の動勢、特に白色及有色人種の生産力比較

於是、著者は先づ過去數世紀に於ける白色民族の未曾有の膨脹に樂觀して其の現在及び將來の危険を思はない讀者を戒めにかゝる。人種別世界人口の現状は第二表の如く、

第二表 人種別世界人口(單位百萬)

計	總數	白色					黄色		赤色		褐色		黑色		其他の混血	
		北	中	南	アフリカ	アジ	ア	ヨ	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア
計	二、〇三〇	六七八	九九九	一八	二八	二四〇	一六七									
オーストラリア (大洋洲)	一〇	八	一	一	一	二										
南米	八四	三九	〇・二	一一	一	九	二五									
中米	三四	六	一	七	一	三	一八									
北米	一三三	一一九	〇・三	〇・三	一	二	一四									
アフリカ	一四六	四	一	一	二	二	一									
アジア	一、二五	一四	九八八	一	一	一	二									
ヨーロッパ	四九八	四八八	一〇	一	一	一	一									

* この全部は近東に於けるアジア人でモンゴル、アリアン、セム、ハムの雑多な混血人種と考へられる。

白色人種は世界總人口の約三分の一を占めてをり、かくの如き比重を獲得せる過去數世紀間の白人激増の數字は確かに未來への杞憂を無用視せしむるも故ありとして、著者はアメリカ著名の統計學者ウィルコックスの興味ある計算結果を引用してゐるが、之によると全世界の人口は

一六五〇年に 四六五(百萬)、その内歐洲は一〇〇(百萬)
一七五〇年々 六九二 〃 〃 一四〇

一八五〇年〃 一一三〇 〃 〃 二六六
 一九二九年〃 一八二〇 〃 〃 四七八

となつてゐて、約三百年近い間に世界人口は約四倍となつたのに對し、白色人口は歐洲内だけで約五倍となつてをり、且つ其間大量の移民を他大陸へ送つてゐて一九二九年現在の全世界白色人口は(同じくウィルコックに依れば)六四二(百萬)に達する。換言すれば有色人口が三倍化する間に白色人口は六倍以上にも増大せることになる。

(註) Walter F. Willcox, Increase of the Population of the Earth and of Continents. In "International Migrations," Vol. II, New York 1930.

右の如く過去數世紀間白色人種が有色人種に對して持つてゐた此の謂はば生物學的優越こそ、著者によれば、其の政治的經濟的乃至は文化的世界支配の基礎であつたのだが、併し漸く産兒制限といふ民族的自殺病に侵され初めた此の最高文化民族は最早その人口の現状維持にさへ困難を感じる状態に立到つてをり、現在なほ數字の上に現はれてゐる自然増なるものも實は子供や青年の増加に非ずして單に老人の増加に過ぎないことを著者は警告しようとするのである。それだけに多産的なアジアの有色人種が著者の憂患の種となるのも當然で、著者は前掲第一表(b)の中に既に其の増殖速度の逆轉を看取し得ることを注意してゐる。即ち前世紀中、殊に今世紀以降歐洲人口の増加速度は他大陸より遅れてきてをり、一八〇〇—一九三二年間世界人口は三・五倍に増加せるに對し歐洲は二・九倍の増加に過ぎず、世界の白色總人口に於いても其の増加は三倍を僅かに超えるに對し、其の間黄色人種は三・五倍に増大し現在世界總人口の約五分の三を占めるに到つてゐる(第二表参照)。

於是、著者は白色及び有色人種の出産數の比較を試み、資料の缺除を種々の推定を以て補足せる次の如き第三表を掲げてゐるが、

ブルグドエルファー著白色民族は滅亡するか(一)

第三表 白色及び有色諸民族の出産數の推定(一九三二年)

種族	總人口 (單位百萬)	出生數		
		總數	白色	有色
ヨーロッパ (ロシアを除く)	三八二	八、二二七千	八、二二七千	一千
歐露	一一六	四、九〇八	四、四八三	四二五
ヨーロッパ	四九八	一三、一三五	一二、七一〇	四二五
アジア	一、一二五	三六、二〇〇	六〇〇	三五、六〇〇
アフリカ	一四六	五、二〇〇	一〇〇	五、一〇〇
北米	一三三	二、三四〇	二、〇九〇	二五〇
中米	三四	一、五〇〇	二五〇	一、二五〇
南米	八四	二、四〇〇	一、一〇〇	一、三〇〇
オーストラリア (大洋洲)	一〇	二〇〇	一四〇	六〇
計	二、〇三〇	六一、〇〇〇	一七、〇〇〇	四四、〇〇〇

之によつて見ても世界總人口の三分の一を占めてゐる白色人種が其の出産數に於て占めてゐる割合は四分の一に過ぎないことになる。更に其の内の四分の一強はロシアの占める所で、ロシアを白色人種に入れることに異議はないとしても之をヨーロッパといふ政治的觀念の中へ包攝し得るか如何かは多少問題となるだらうと著者はいつてゐる。

三 歐洲に於ける出生減退傾向、特に出生率及出生數の低下に就て

於是、著者は本著の主題たる白色民族の出産減退の事實を各國別に檢證しはじめ。蓋し十九世紀末までは尙フランス特有の現象と思はれてゐる

た出生減退は、二十世紀に入るに及んで多少の程度の差こそあれ全白人文明國に見られる國際的現象となつてをり、獨逸を筆頭として二三の諸國は此の點では既にフランスを追ひ越して了つてさへあるからである。それも醫學の進歩普及が死亡率を漸減させてゐた間は焦眉の問題でもなかつたし、のみならず死亡率の低下は出生率の低下にも拘らず出生超過（自然増加）を漸増させさせたのだが、併しこの種の人口増加に限度があるのは恰も消費の節約だけで永く企業収益の増大を圖らうとするに等しいと著者はいふ。

そこで先づ普通の出生率について調べてみると、一九〇〇年には多くの歐洲諸國は人口千に付三〇乃至四〇の出生數（獨逸は三六）を示してをり、英、瑞、白、スイスでは三〇を僅か割つてはゐたが今日の比ではない。フランスだけが例外で一八〇一年の三二・八を最高として以後漸減し、前世紀末には約二〇の數値を以て世界最下位に立つてゐたのだが、併し現在（一九三三年現在）獨・英・瑞典のゲルマン系諸國と其の位置を替へるに到つたことは前述の如くである。そこで著者は之ら諸國が夫々出生率の最高を示せる年次をとつて之を一九三三年現在と比較し次の如き數字を掲げてゐる。

フランス 人口千に付 三三・八（一八〇一年）より 一七・三へ、即ち 四七・％減

第四表

(a) 世界各國別出生數の増減（單位千）

獨逸(1)	年 平 均 出 生 數				
	一九〇五	一九一〇	一九一五	一九二〇	一九二五
總人口	一、九〇九	一、九二四	一、九二九	一、九三四	一、九三九
獨逸(1)	一、七四八	一、六二八	九六五	一、四〇八	一、二〇一

(b) 同上指數（一九一〇—一九一四平均—一〇〇）

獨逸(1)	年 平 均 出 生 數				
	一九〇五	一九一〇	一九一五	一九二〇	一九二五
總人口	一〇七	一〇〇	六二	八七	六〇

獨逸 三九・七（一八七三年） 一五・一 六二・％
 瑞典 三六・五（一八二五年） 一四・五 六〇・％
 大ブリテン 三五・九（一八七六年） 一五・八 五六・％
 イタリ 三九・三（一八七六年） 二三・八 三九・％

また出生總數に就て之を見ると獨逸に於ける最高は一九〇一年で、當時の領土内（人口五七（百萬）に二、〇三二（千）の出生數をもつてゐたが、一九三二年には（人口六五（百萬）に對し）僅かに九七八（千）しかない。出生數はこの三十年間に、總人口の増加及び妊孕年齢有配偶女子の著増にも拘らず百萬以上、即ち半分以上も低落したことになる。著者はこの出生總數に於いても次の如き各國別夫々の最高年次との對照を試みてゐる。

獨逸(大戰前領土)	一、〇五四減	即ち五二・％減
獨逸(大戰後領土)	七九二	四四・％
大ブリテン	三七五	三四・％
フランス	三一二	三〇・％
イタリ	一七〇	一四・％

併し其他の歐洲諸國にも同様の傾向の看取し得る事は次の第四表の數字の示す如くで、唯一つ和蘭を除いて中・西・北歐諸國に於いては其の總人口の増加にも拘らず其の出生數は大戰前よりも少くなつてをり、たゞ南歐及び東歐の一部に例外的現象を見るに過ぎない。

	註 (1) 大戦後領土	(2) 大戦前領土	(3) 一九三一年																	
オーストリア(1)	六七三六	—	一六八	一〇六	一四八	一三三	一〇二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
瑞 西	四、〇二	九五	九一	七三	七八	七一	六九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フィンランド	三、六九八	九二	九〇	七七	八一	七七	七三(3)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
瑞 典	六、一七六	一三七	一三三	一一〇	一一一	一〇〇	九〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
諸 威 抹(1)	二、八三一	六一	六一	六一	六三	五一	四七(3)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
丁 威 抹(1)	三、五九〇	七五	七四	七一	七六	六九	六五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大ブリテン及	四九、三一	一、一六〇	一、一〇六	九二〇	一、〇二六	八五八	七八六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アイルランド	八、一六	一七一	一七一	一六九	一八七	一七七	一七九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
和 蘭	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ベルギ (1)	八、一八六	一八四	一六九	一〇四	一五八	一四八	一四五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フ ラ ン ス (1)	四、九二八	八四一	七九〇	四四六	七八四	七五一	七三二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ス ペ イ ン	二、三、六五六	六五五	六二八	六〇六	六四九	六五三	六七一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ポ ル ト ガ ル	六、七七七	一七八	二〇四	一八六	二〇六	二〇七	二〇八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
イ タ リ ー (2)	四一、六六四	一、〇九四	一、一三三	八一九	一、二一〇	一、〇八二	九九二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ブルガリア(1)	五、九二二	—	一八一	一一三	一九八	一八八	一八五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ハンガリー(1)	八、七五八	—	二六六	一六〇	二四三	二二三	二〇一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ウクライナ	三、八一三	一、二一六	一、一五二	—	—	一、一五三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日 本	六六、二九六	一、五七一	一、七五三	一、七九七	二、〇〇六	二、〇九三	二、一八三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アルゼンチン	一一、七四九	—	二六二	二六五	二八三	三〇六	三〇八(3)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オーストラリア	六、五四九	一一〇	二二九	二二九	一三六	一三三	一一一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

四 特に歐洲諸國に於ける自然増加の遞減

に就て

人口動態の真相は併し單なる出生數に於てよりも寧ろ其の死亡數との比較に、即ち自然増加なるものに更に明確に表示される。於是、著者は歐洲諸國の出生率及び自然増加率を次の第五表として掲げてゐるが、

第五表 歐洲の出生率及び自然増加率の増減

年次	出生率					自然増加率				
	1913	1927	1930	1931	1932	1913	1927	1930	1931	1932
獨逸	191.3	192.7	193.0	193.1	193.2	191.3	192.7	193.0	193.1	193.2
オーストリア	127.5	184.4	175.5	160.0	155.1	124.4	164.4	165.5	147.7	143.3
瑞西	224.1	177.8	168.8	158.8	152.2	57.7	29.9	33.3	19.9	13.3
リトアニア	233.1	176.6	172.2	167.7	167.7	88.8	52.2	56.6	46.6	45.5
エストニア	233.1	176.6	172.2	167.7	167.7	88.8	52.2	56.6	46.6	45.5
フィンランド	227.2	212.2	206.6	195.5	176.6	11.1	67.7	74.4	62.2	27.7
瑞典	233.2	161.1	154.4	148.8	145.5	95.5	34.4	37.7	23.3	30.0
諸威	255.1	178.8	170.0	167.7	180.0	118.8	66.6	64.4	60.0	69.9
大イギリス及アイルランド	224.2	177.3	169.9	180.0	159.9	99.9	47.7	79.9	66.6	69.9
ペルギ	222.4	183.3	186.6	182.2	176.6	78.8	49.9	54.4	50.0	48.8
フランス	188.8	182.2	180.0	174.4	173.3	1.1	17.7	24.4	1.1	15.5
スペイン	304.4	286.6	290.0	283.3	283.3	83.3	97.7	117.7	105.5	119.9
ポルトガル	332.3	332.3	304.4	304.4	307.7	118.8	123.3	129.9	133.3	132.2
イタリア	317.7	270.0	267.7	249.9	238.8	130.0	112.2	126.6	101.1	92.2
ギリシヤ	293.3	314.4	314.4	309.9	313.3	127.7	127.7	150.0	131.1	131.1
ブルガリア	410.0	332.2	313.3	294.4	313.3	186.6	129.9	152.2	125.5	151.1
ルーマニア	421.1	355.5	350.0	333.3	359.9	160.0	124.4	156.6	125.5	142.2
ハンガリー	333.8	257.7	254.4	233.3	230.0	115.5	80.0	99.9	67.7	52.2
チェコスロバキア	289.9	233.3	227.7	215.5	210.0	96.6	73.3	85.5	71.1	69.9
ポーランド	418.8	319.9	323.3	303.3	287.7	181.1	143.3	167.7	148.8	137.7
ウクライナ	403.3	333.3	333.3	303.3	287.7	223.3	225.5	167.7	148.8	137.7

白 露	三九・〇	三八・六	—	—
歐 露	四九・八	四四・二	—	—

之によると出生率及び自然増加率の低下は殆んど凡ての歐洲諸國に看取せられるものの、前大戰以來ゲルマン系諸國に最も著しく、ラテン系諸國これに繼ぎ、最近はバルカン諸國や波蘭等のスラブ系諸國にも及んでゐる。最近の調査發表のないロシアに就ては其の反家族的立法の影響を見るに由ないが、波蘭の數字から類推しても恐らく同様の傾向を辿り初めてゐるに相違ないと著者は推定してゐる。とはいへ凋落傾向は特に中・西・北歐に重くて邊境地域に軽く、スラブの女は西歐特に獨逸の女に較べると現在なほ略二倍の子供を生むことを著者は注意してゐる。

著者は更に自然増加を其の總數に於ても檢討し乍ら茲でも亦變動の最も激しいのは獨逸であることを忠告する。即ち世紀の變り目頃には出生總數年二百萬、自然増加は毎年八乃至九十萬、人口千に付一五の割合であつたのに、其後の死亡率の著減にも拘らず一九三二年には出生總數は約半減して九十八萬、自然増加は三分の一以下に萎縮して二十八萬、人口千に付四・三の割合となつてゐる。

この自然増加の遞減傾向を各國別に夫々大戰前年との比較に於て見ると次の如くで、

總 數	自 然 増 加			
	人口千に付			
獨逸 (大戰後領土)	一九三二年	一九三二年	一九三二年	一九三二年
	七二・二	二八・〇	一一・一	四・三
大ブリテン	四五・〇	一七・五	九・九	三・六

ブルグドエルファー著白色民族は滅亡するか(一)

瑞 典	一九・七	二四・五	—	—
フ ラ ン ス	一六・三	二一・九	—	—

イ タ リ ー	四五九	三八五	一三・〇	九・二
ス ペ イ ン	一六九	二八二	八・三	一一・九
ポ ー ラ ン ド	—	四四五	—	一三・七
ウ ク ラ イ ナ	四九九	五一八	一八・一	一七・〇*

* 一九二九年の調査
獨逸の凋落は最も著しく、現在は獨逸の半數の人口しかない波蘭やウクライナより更に尠い。伊太利も落調を辿つて率ではスペインとその位置を逆にしたが、このスペインの上昇傾向は同國に於ける最近の衛生施設の普及に負ふものだと著者は見てゐる。自然増加總數に見ても凋落傾向が中・北西歐に著しく南・東歐に輕いのは前と同様で、特に東歐諸國の自然増加率は中・北歐の出生率に匹敵する數値をもつてゐることを著者は重ねて注意してゐる。

ロシアに就いて著者がその部分的資料から推定してゐる所によると、歐露については毎年の自然増加約三百萬、アジア部分では五十萬、計三百五十萬で、この數字は他の全歐諸國の總和より大きい。ロシアに就いても自然増加に遞減傾向ありや否やは不明だが、この大數に對しては如何でもよいことでもあり、且つソ聯邦の反家族的立法もスラブ人の健全な出産力に對しては何の障害ともなつてゐまいと著者は推察してゐる。この點ロシアにも出産減退の傾向あるべしとした著者自身の前の論述と多少の矛盾はあるが、この矛盾は恐らく獨逸人たる著書がスラブ人種に對して抱いてゐる

願望と恐怖との産物と考へるのが至當と思はれる。

著者はこゝで更にこの『ソ聯邦の好敵手、極東の日本』、著者によれば西洋文明を取り入れ乍ら出産減退といふ没落の現象だけは少くとも今迄のところ眞似てゐない我が國を拉し來つて之を未來の黄色人種或は有色人種一般の代表者となし、日本と略同人口をもつ獨逸と比較對照して、有色及び白色人種の増殖傾向の相違を一目瞭然たらしむる好資料として掲げてゐる。

	一九一三年	一九三二年
自然増加數	人口千に付	自然増加
獨逸	七二・一	二八・〇
日本(内地)	七三・〇	一三・八
		一、〇〇八
		一五・二

之によると兩國は大戦前年には略、同じ自然増加を示してゐたのに、現在の日本は獨逸の三倍以上となつて獨逸の總出生數よりも大きいことになつてゐる。尤も本著出版以後、ナチス政權下の獨逸は其の人口現象に顯著な回復傾向をみせてをり、一九三八年には出生率一九・七、自然増加率八・〇となつてゐるのに對し、日本は事變の影響をも入れて出生率二六・七、自然増加率九・二六と激減してゐることを附記してをく。

五 自然増加の假面を剥いだ白色諸民族の眞の生命力

ところが著者は中・北・西歐諸國に見るこの貧しい自然増加をさへ實は一つの錯覺的現象に過ぎないものだとして、實際には之ら諸國は現在の人口數を單に維持するにさへも困難な状態に立到つてゐるものであることを讀

者に向つて忠告しはじめ。蓋しその様な錯覺の起るのは各人口に固有な年齢構成といふものが問題となるからで、人口千に對する出生、死亡及び自然増加の率を求めるといふ普通のやり方は人口の眞の動態的狀況を捉へようとする以上、各人口の年齢別及性別の構成が一定してゐる場合の外は正當でないと思はれる。特に大戦後の中・北・西歐諸國に見る様に少年層の少く中年層の比較的が多い所では普通の計算法によるものは其の實際の人口動態的狀況よりも遙かに好都合な數値をとつて現はれることになるからである。

そこで著者は眞の出生率又は死亡率は年齢構成に於けるこの種の異常性の取り除かれた正常化されたる年齢構成に對して算出されねばならぬとして、著書自身が嘗て獨逸に就て計算せる方法(註)に従ひ次の如き各國の出生及び死亡の眞正率を算出してゐる。

(註) F. Burgdorfer, Der Geburtenrückgang u. seine Bekämpfung, Die Lebensfrage des Deutschen Volkes 1929 及び Derselbe, Volk ohne Jugend 3 Aufl. 1928. 參照

(筆者補註)ブルグドネルフラーの技にいふ正常化されたる年齢構成 *genormter Altersaufbau* とは、現在人口總數を現在のまゝに止め、之を毎年一定の出生人口が現在通りの性別各歳別死亡率に隨つて各年齢層に配分せられたる状態に變形せる場合に現はれる年齢構成をいふ。言ひ換へれば現在とその總數及び性別各歳別死亡率を等しくする靜止人口 *stationäre Bevölkerung* の年齢構成をいふことになるわけで、簡單に靜止年齢構成 *stationärer Altersaufbau* とよばれてゐる。(なほ右の靜止人口とは、年齢別出生率及死亡率が一定し従つて自然増加率及年齢構成も一定するロトカの所謂安定人口 *stabile Bevölkerung* に於て自然増加率の零となる特殊場合に相當することになる。)

眞の死亡率 *berichtigte Sterbeziffer* とは現在人口が右の如き靜止年齢構成をつたとする場合に現はれてくる死亡率のことで、つまり現在の平均壽命を以て千

を割つた數値をいふことになる。一九二四—二六年の獨逸の平均壽命は五七・四歳で、 $1000 \div 57.4 = 17.4$ が眞の死亡率となる(第六表に一七・二とあるは前大戰の影響及一九二八年の乳幼児死亡率の低下を加算せるによる)。右は一九二七年の死亡率一二を遙かに超えた數値となるが、若し死亡率(人口千に付)一二を以て一九二七年の平均壽命を逆算すると平均壽命八三歳といふ實際上考へ得べからざ

る數値となることになる。
眞の出生率 *hereinigte Geburtenziffer* とは現在人口が右同様の靜止年齡構成をとつた場合に現はれる出生率のこと、この場合の妊娠年齡(一五—四五歳)女子の出生率が現在と同じものとして其の出生總數を總人口に對する千分比として表はせる數値をいふ。

第六表 歐洲諸國の眞の死亡率、出生率、竝に自然増加率

國	生命表	眞の出生率(1)		眞の自然増加率		粗自然増加率	
		一九二六—七	一九二九—三〇	一九二六—七	一九二九—三〇	一九二六—七	一九二九—三〇
獨逸	一九二四—二六(2)	一五九	一四・九	(-)	一・三	(-)	二・三
スウェーデン	(3)	一四・七	一四・二	(-)	一・八	(-)	二・三
瑞典	(4)	一六・六	一四・九	(-)	一・七	(-)	二・九(II)
諸威	(5)	一六・四	一七・〇	(+)	〇・六	(-)	一・二
丁抹	一九二二—二五(6)	一七・一	一五・九(II)	(+)	〇・八	(-)	〇・四(II)
イングランド及ウェールズ	一九二〇—二二(7)	一七・一	一四・六	(-)	二・五	(-)	三・二
アイルランド自由國	一九二五—二七	一七・三	二〇・九	(+)	三・六	(+)	〇・九(II)
和蘭	(8)	一五・八	二一・〇	(+)	五・二	(+)	四・三
フランス	一九二〇—二三(9)	一八・四	一八・〇	(±)	〇・〇	(-)	〇・四
イタリー	一九二〇—二二(10)	一九・八	二四・九	(+)	五・一	(+)	四・四
ウクライナ	一九二五—二六	二二・二	三五・一	(+)	一二・九	(+)	七・七(II)
波蘭	一九二二	二〇・四	二八・八	(+)	八・四	(+)	七・二

(1)獨逸、フランス、イタリーに對しては前大戰の影響による女子妊娠力の一時的停止を調整 (2)一九二八年の低位の乳幼児死亡率を顧慮 (3)一九二四—二六年獨逸の生命表を代用、乳幼児死亡率のみは一九二八年スイスの乳幼児死亡率を使用 (4)一九二四—二六年獨逸の生命表を代用、乳幼児死亡率のみは一九二八年諸威の乳幼児死亡率を使用 (5)一九二四—二六年獨逸の生命表を代用、乳幼児死亡率のみは一九二八年瑞典の乳幼児死亡率を使用 (6)一九二八—二九年の低位の乳幼児死亡率を顧慮 (7)註(6)に同じ (8)一九二二—二五年の丁抹の生命表を代用、乳幼児死亡率のみは一九二八年和蘭の乳幼児死亡率を使用 (9)註(6)に同じ (10)註(6)に同じ (11)一九二八—二九年度

普通の粗算な計算法によると右の各國の自然増加は皆一様に相當の出生 超過となつてゐるが、之を正常化されたる年齡構成の場合に換算すると右

十二ヶ國中七ヶ國までは出産不足を告げてくる。不足の一番輕いのは不思議にもフランスで、その理由はフランスの年齢構成が静止状態の其れに近似してゐるが爲であるが、併しこのフランスに就てさへ僅かの出生超過の錯覺は見出される。獨逸に到つては二・三の不足で、この數値は一九三二年には更に五になつてゐると著者はいふ。要之、本著者の計算によれば、和蘭を除いて中・北歐のゲルマン系諸國の生物學的・生命力は一律に出生不足を告げてゐるわけで、その真相は別掲の圖表に一目瞭然としてゐる。

更に著者は前表第二段の眞の死亡率を以て各國が其の人口現在數を單に維持するだけの爲に必要な要出生率と考へ得るとして、獨逸の實際の出生數は一九二九—三〇年に七分の一（一九三二年には三分の一も）足りないことを注意してゐる。一般にゲルマン系諸國では（和蘭を除いて）現在の子孫はその數に於いて父母の世代に取り替るに足りないわけで、反之、スラブ系諸國に在つては逆に三五乃至五〇%の増加をみるこゝとなる。

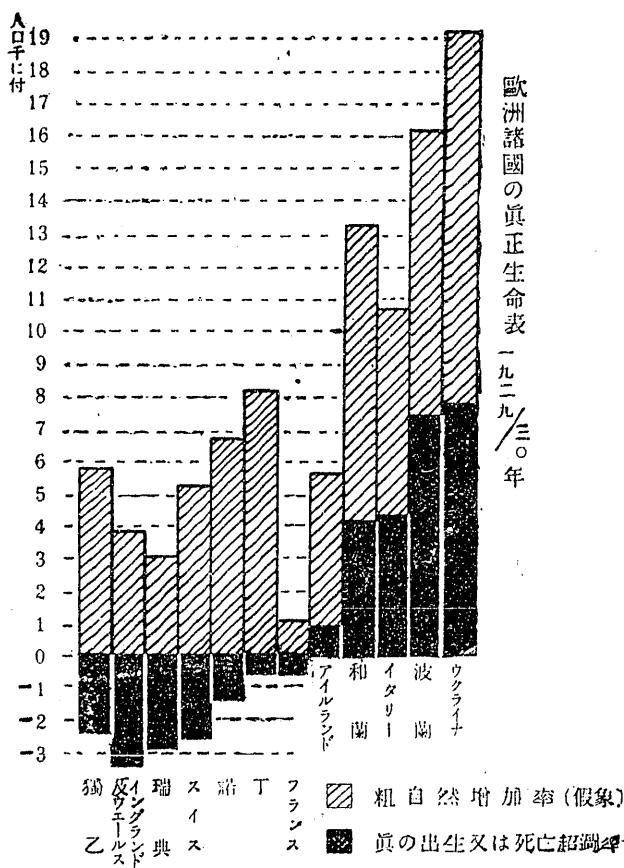
著者は更に著者とは別途の方法によつてクチンスキーの算定せる各國別の再生産率を引用して自説の傍證としてゐるが、之によると現状維持の場合の再生産率は1で、人口の増減傾向は之を上下する大小の數値をとつて表はされることになる。一九二六年に對するクチンスキーの算定によると北・西歐諸國は芬蘭と丁抹

の二國を除いて悉く一以下となつてゐる。

瑞 典	〇・九五	チエツコ、	一・以上
フ ラ ン ス	〇・九四	スロバキア	一・一三
レトアニア	〇・九〇	ハンガリー	一・二九
獨 逸	〇・八九	ブルガリア	一・三二
イ ン グ ラ ン ド	〇・八八	イタリ	一・四〇
英 太 利	〇・八〇	ウクライナ	一・四〇
エストニア	〇・七八	ソ 聯 邦	一・七〇
芬 蘭	一・〇九	露	一・七〇
丁 抹	一・〇九七		

なほ全西・北歐の再生産率は〇・九三三で、既に一九二六年に七%の不足があるわけだが、著者は一九三二年現在では西・中・北歐の全平均で少くとも一五乃至二〇%の不足があり、特に獨逸では不足三〇%とし、ゲルマン系諸國民が人口學上危局的なる萎縮衰亡の段階にあることを忠告してゐる。

尙、歐洲以外の諸國に就ては著者は其の資料難の故に單に其の出生及び死亡の粗率を掲げて其の概勢を大觀させてゐるが、



第七表 歐洲外諸國の人口動態

	出生率			死亡率			自然増加率		
	一九三三	一九三二	一九三一	一九三三	一九三二	一九三一	一九三三	一九三二	一九三一
日本	三三・二	三五・一	三三・二	一九・四	二二・七	一九・〇	一三・八	一二・四	一三・二
英領印度	三九・四	三三・二	三四・四	二八・七	三〇・六	二四・九	一〇・七	一・六	九・五
フィリッピン	三四・五	三三・三	三五・五(1)	一六・八	一八・八	一八・三(1)	一七・七	一四・五	一七・二(1)
エヂプト	四三・六	四二・二	四三・三	二六・六	二五・三	二五・九	一七・〇	一六・九	一七・四
南阿聯邦(3)	三一・七	二八・四	二五・五	一〇・三	一〇・四	九五	二二・四	一八・〇	一六・一
北米合衆國(4)	—	二四・三	一七・八	—	一一・七	一一・一	—	一二・六	六・七
カナダ	二九・一	二九・四	二二・四(2)	一一・三	一一・五	九・九(2)	一五・五	一七・九	一二・五(2)
アルゼンチン	三八・〇	三二・八	二八・六	一六・三	一五・八	一二・四	二一・七	一七・〇	一六・二
チリ	四〇・八	三九・〇	三四・二(2)	三一・一	三三・七	二二・八(2)	九・七	六・三	一一・四(2)
濠洲聯邦	二八・二	二五・〇	一六・九(2)	一〇・八	九・九	八・七(2)	一七・五	一五・一	八・二(2)

(註) (1)一九二八年 (2)一九三二年 (3)白色人口のみ (4)國勢調査區域のみ

こゝでも著者の特に注視するのは歐洲外諸國中の白色人口で、その出生力は既に現状維持の状態に迫り、或は既に之を割つてゐることである。即ち著者はロトカが北米合衆國の白色人口に就て所謂「安定」年齢構成を基として算出せる一九二〇——二二二二間に對する眞の自然増加率人口千に付五・四七の數値を引用し、この數値は其後の粗自然増加率の推移より見て現在すでに零に、即ち單なる現状維持の状態に迫つてゐるに相違ないと推定してゐる。要之、著者によればゲルマン系諸民族の人口學上の危局的段階は單に歐洲に止まらず既に全世界に及んでゐることになる。(續)

國勢調査間年次に於ける普通世帯人口及普通世帯數の推計

縮 田 嘉 彰
窪 田 嘉 彰

本誌第一卷第二號及第三號(昭和一五年五月及六月)に「國勢調査間年次に於ける男女年齢別人口の推計」を掲げ、生存率を適用することによつて

年齢別に推計した全國の推計人口を求めておいた。之に對して此度更に普通世帯人口及普通世帯數を照會して來られた向があつたので以下の如き方法を以て推計したから、次表の如く其の結果を參考として掲げることとする。

二

國勢調査間年次に於ける普通世帯人口及普通世帯數は、種々の方法によつて推計することが出来るが、次表の大正五年より昭和一三年迄の結果は、次の如き方法に基いて算出せられたものである。

普通世帯人口 國勢調査年次毎に、即ち大正九年、同一四年、昭和五年、同一〇年の各年次に就いて總人口に對する普通世帯人口との割合を求めて見るに、各年共大體九七・一——九七・四%で、其の間の異動が可なり僅少であることを認めたので、大正五年から昭和一三年に至る二三年間を大正五年——同一一年、大正一二年——昭和二年、昭和三年——同七年、昭和八年——同一三年の四期間に區分し、第一期即ち大正五年——同一一年の各年次に於いて、總人口に對する普通世帯人口の割合が、大正九年の國勢調査結果に基くそれと同値であることを假定し、此の比率を大正五年——同一一年の各年の推計人口に乗じて、同期間の普通世帯人口を推計した。又第二期即ち大正一二年——昭和二年の期間に於いては、大正一四年の國勢調査の結果を用ひ、第三期即ち昭和三年——同七年の期間では昭和五年の國勢調査結果を、第四期の昭和八年——同一三年の期間に於ては昭和一〇年の國勢調査結果を用ひて、第一期と同様の考察の下に國勢調査間年次の普通世帯人口の推計を行った。

普通世帯數 大正五年から同一〇年迄の普通世帯數は、大正九年の國勢調査の結果によつて求め得られる一世帯當人員を算出し、之が大正五年か

ら同一〇年迄は大體同一と見做し、此の人員で大正五年から同一〇年に至る間の推計人口を除いて同期間の普通世帯數の推計數を求めた。次に大正一一年及同一二年は、大正九年及同一四年兩回の國勢調査結果による一普通世帯當人員により兩期の平均一普通世帯當人員を求め、之で大正一一年及同一二年の普通世帯人口を除いて該期間の普通世帯數を算出した。更に大正一三年及同一五年は、大正一四年の國勢調査、昭和四年及同六年は昭和五年の國勢調査、昭和九年以降は昭和一〇年の國勢調査の結果による一普通世帯當人員を以て、大正五年から同一〇年に至る間の推計法と同様に、夫々當該年次の推計人口を除いて普通世帯數を算出した。又昭和二年、三年及昭和七年、同八年の兩年は、大正一一年、同一二年の普通世帯數を求めた場合と全く同様の方法で、即ち昭和二年、同三年の場合は、大正一四年及昭和五年兩回の國勢調査によつて算出した兩期の平均一普通世帯當人員を用ひ、昭和七年、同八年は、昭和五年及同一〇年兩回の國勢調査による平均一普通世帯當人員を適用して、夫々該年次の普通世帯數を求めた。

國勢調査間年次に於ける人口、普通世帯人口及普通世帯推計數

(各年十月一日現在)

年次	總人口	男	女	普通世帯人口	普通世帯數
大正五年	五,五〇,一〇〇	二,八〇,六〇〇	二,六九,五〇〇	五,一九,七〇〇	一〇,六四六,〇〇〇
六年	五,〇〇,〇〇〇	二,七〇,一〇〇	二,六九,七〇〇	五,五八,一〇〇	一〇,七四九,〇〇〇
七年	四,六六,六〇〇	二,五七,八〇〇	二,五八,四〇〇	五,〇四八,五〇〇	一〇,八八五,〇〇〇
八年	四,三三,〇〇〇	二,四六,八〇〇	二,四六,二〇〇	四,五〇,七〇〇	一〇,九七七,〇〇〇
九年	四,九六,〇〇〇	二,四〇,一八五	二,四八,八六六	四,三三,三五六	一〇,三三三,〇〇〇
一〇年	五,六七,六〇〇	二,八三,三九〇	二,八四,二七〇	五,〇三九,八〇〇	一〇,二六六,〇〇〇
一一年	五,七四九,〇〇〇	二,八八七,一〇〇	二,八六二,九〇〇	五,七七九,四〇〇	一〇,四〇七,〇〇〇

*

十二年	五八,三三〇,〇〇〇	二九,三二二,〇〇〇	二八,九九五,四〇〇	五六,五四三,〇〇〇	二一,五七九,三〇〇	六〇,七五七,一〇〇	三三,八三九,〇〇〇	三三,五二一,八〇〇	六〇,六五七,八〇〇	二七,〇〇〇,〇〇〇
十三年	五八,七五七,〇〇〇	三〇,五九五,六〇〇	二九,三四一,八〇〇	五七,三三三,一〇〇	二二,七八八,〇〇〇	六〇,六四四,六〇〇	三三,八七六,〇〇〇	三三,九六六,〇〇〇	六〇,四七七,〇〇〇	二七,一〇〇,〇〇〇
十四年	五九,七五七,〇〇〇	三〇,〇〇〇,一〇〇	二九,七三三,七三三	五八,〇二五,三三六	二二,九三三,五九三	六〇,三三八,四〇〇	三三,七九一,〇〇〇	三三,五五五,七〇〇	六〇,三七〇,一〇〇	二七,〇〇〇,〇〇〇
十五年	六〇,七八六,〇〇〇	三〇,五〇三,五〇〇	三〇,二二五,一〇〇	五八,九四三,三〇〇	二三,〇二七,〇〇〇	六〇,二七三,〇〇〇	三三,五三三,〇〇〇	三三,〇二五,九〇〇	六〇,二九六,四〇〇	二七,一九三,六〇〇
昭和二年	六二,六七七,〇〇〇	三〇,九六三,〇〇〇	三〇,六九四,五〇〇	五九,八七三,〇〇〇	二三,一五〇,七〇〇	六〇,一〇〇,〇〇〇	三三,四一四,一〇〇	三三,五二〇,〇〇〇	六〇,二四九,七九三	二七,三三三,四九
三年	六二,六九七,〇〇〇	三〇,四〇三,一〇〇	三〇,一六六,五〇〇	六〇,九八八,三〇〇	二三,三七七,〇〇〇	六〇,七〇〇,〇〇〇	三三,三七七,〇〇〇	三三,四二二,一〇〇	六〇,三三六,〇〇〇	二七,三九七,〇〇〇
四年	六二,五五七,〇〇〇	三〇,一九四,一〇〇	三〇,一六八,八〇〇	六〇,八九七,九〇〇	二三,四七〇,〇〇〇	六〇,七〇〇,〇〇〇	三三,四七〇,〇〇〇	三三,四七〇,〇〇〇	六〇,七〇〇,〇〇〇	二七,三九七,〇〇〇
五年	六二,四〇〇,〇〇〇	三〇,三六〇,一五五	三〇,〇九八,八〇〇	六〇,七〇〇,〇〇〇	二三,四〇〇,二二六	六〇,七〇〇,〇〇〇	三三,四〇〇,二二六	三三,四〇〇,二二六	六〇,七〇〇,〇〇〇	二七,三九七,〇〇〇

*は國勢調査

重商主義時代の人口政策

(埋め草)

一、出産増加政策 (a) 獨身防止政策 △未婚者に對して一定の公職に就く資格を與へず、或は獨身者に君主の許可なくして手工業を営むことを禁ずる如き例は屢々各國に見られる。△父母、兄弟又は未婚の姉妹なき未婚者の遺産を國庫に沒收するといふ法律の例もある。(b) 結婚奨励政策 △スペインでは十八才より二十五歳までの間に結婚せる者に此の期間中凡ての税を免除(一六六三年)。△フランスでは一六六六年ルイ十四世の勅令あり、人頭税の納付義務を負ふ者で二十才以前に結婚せる者は五ヶ年間、二十一歳で結婚せる者は四ヶ年間その義務を免除せられた。△花嫁金庫或は結婚金庫等の施設もスペイン、フランス等に創められた。△プロシヤのフリードリヒ大王は一七四七年夫婦死別後の服喪期間を短縮させ、寡婦は九ヶ月、寡夫は三ヶ月の後再婚し得る

こととした。(c) 多産奨励政策 △スペインでは六人の正嫡現存男兒を有つ者に免税の恩典を與へ、△フランスでも人頭税納付義務者で正嫡の現存十子を有つ者にその義務を免じた。(併しこの場合十子中一人を現存者として數へられる。貴族で正嫡の十乃至二十子(尙職に就く者)を有つ者は毎年一千或は二千リール(併しこの場合十子中一人を現存者として數へられる)の年金を、人頭税義務なき市民の場合は右の半額を與へられた。(d) 私生兒懐妊に對する寛容政策 △フリードリヒ大王は一七四六年に懐妊者の教會に於ける懺悔を廢止させたが、一七六五年には裁判に當り私生兒を批難するを禁じてゐる。二、移入民奨励政策 △スペインでは農業又は手工業を営む凡ての入殖外國人に税金を免じた。(一六二三年)。△プロシヤでは諸國の新教徒集團移入民をその都度法律を以て保護せる外、フリードリヒ大王時代には一般的な移入民保護の法律も完備されて種々の恩典が與へられた。△墺太利でも一七八

一年の寛容令は舊教徒に非ざる入國者に家屋財産の購入權を與へ、市民權及び親方權を許容してゐる。三、國外では一六二三年に家族及び財産を伴ひ國外に出づるを禁じた。△フランスで新教徒の國外逃亡を禁ずる爲に設けられた一六八五年の禁令によると新教徒の脱出を直接間接に援助せる商人、船長、船員は三千リールの罰金、再犯の際は體刑となつた。△墺太利では一七五二年ボヘミア硝子工の出國を禁止。一七八四年には法律を以て一般に熟練技能者及び手工業者の出國を防止。△プロシヤのフリードリヒ・ウィルヘルム一世は一七二二年一切の國外移住を禁じ、農夫を之に誘へる者は死刑とし、脱出者を捕へたる者には二百ターレルの賞金を交付する様命じた。

其他この時代に人口増殖策としては、國民各階級の生計の途に種々留意されたる外、衛生警察の改善、葬儀、特に結婚儀式の華美の抑制等の事例をも擧げることができる。

十二年	五八,三三〇,〇〇〇	二九,三二二,〇〇〇	二八,九九五,四〇〇	五六,五四三,〇〇〇	二一,五七九,三〇〇	六〇,七七一,一〇〇	三三,八三九,〇〇〇	三三,五二一,八〇〇	六〇,六五七,八〇〇	二七,〇〇〇,〇〇〇
十三年	五八,七五七,〇〇〇	三〇,五九五,六〇〇	二九,三四一,八〇〇	五七,三三三,一〇〇	二二,七八八,〇〇〇	六〇,六四四,六〇〇	三三,八七六,〇〇〇	三三,九六六,〇〇〇	六〇,四七七,〇〇〇	二七,一〇〇,〇〇〇
十四年	五九,七五七,〇〇〇	三〇,〇〇一,一〇〇	二九,七三三,七〇〇	五八,〇一五,三〇〇	二二,九三三,五〇〇	六〇,七三三,八〇〇	三三,七九一,〇〇〇	三三,五五五,七〇〇	六〇,七三〇,一〇〇	二七,〇〇〇,〇〇〇
十五年	六〇,七八六,〇〇〇	三〇,五〇三,五〇〇	三〇,二二五,一〇〇	五八,九四三,三〇〇	二三,〇二七,〇〇〇	六〇,七三三,〇〇〇	三三,五五五,〇〇〇	三三,〇一五,九〇〇	六〇,二九六,四〇〇	二七,一九三,六〇〇
昭和二年	六二,六七七,〇〇〇	三〇,九六三,〇〇〇	三〇,六九四,五〇〇	五九,八七三,〇〇〇	二三,一五〇,七〇〇	六〇,七三三,〇〇〇	三三,五五五,〇〇〇	三三,〇一五,九〇〇	六〇,二九六,四〇〇	二七,一九三,六〇〇
三年	六二,六九九,〇〇〇	三〇,四〇三,一〇〇	三〇,一六六,五〇〇	六〇,九八八,三〇〇	二三,三七七,〇〇〇	六〇,七三三,〇〇〇	三三,五五五,〇〇〇	三三,〇一五,九〇〇	六〇,二九六,四〇〇	二七,一九三,六〇〇
四年	六二,五五七,〇〇〇	三〇,一九四,一〇〇	三〇,一六八,八〇〇	六〇,八七九,九〇〇	二三,四七〇,〇〇〇	六〇,七三三,〇〇〇	三三,五五五,〇〇〇	三三,〇一五,九〇〇	六〇,二九六,四〇〇	二七,一九三,六〇〇
五年	六二,四〇〇,〇〇〇	三〇,三六〇,一五五	三〇,〇九八,八〇〇	六〇,七三三,〇〇〇	二三,四〇〇,二二六	六〇,七三三,〇〇〇	三三,五五五,〇〇〇	三三,〇一五,九〇〇	六〇,二九六,四〇〇	二七,一九三,六〇〇

*は國勢調査

重商主義時代の人口政策

(埋め草)

一、出産増加政策 (a) 獨身防止政策 △未婚者に對して一定の公職に就く資格を與へず、或は獨身者に君主の許可なくして手工業を営むことを禁ずる如き例は屢々各國に見られる。△父母、兄弟又は未婚の姉妹なき未婚者の遺産を國庫に沒收するといふ法律の例もある。(b) 結婚奨励政策 △スペインでは十八才より二十五歳までの間に結婚せる者に此の期間中凡ての税を免除(一六六〇三年)。△フランスでは一六六六年ルイ十四世の勅令あり、人頭税の納付義務を負ふ者で二十才以前に結婚せる者は五ヶ年間、二十一歳で結婚せる者は四ヶ年間その義務を免除せられた。△花嫁金庫或は結婚金庫等の施設もスペイン、フランス等に創められた。△プロシヤのフリードリヒ大王は一七四七年夫婦死別後の服喪期間を短縮させ、寡婦は九ヶ月、寡夫は三ヶ月の後再婚し得る

こととした。(c) 多産奨励政策 △スペインでは六人の正嫡現存男兒を有つ者に免税の恩典を與へ、△フランスでも人頭税納付義務者で正嫡の現存十子を有つ者にその義務を免じた。(併しこの場合十子中一人を現存者として數へられる。貴族で正嫡の十乃至二十子(尙職に就く者)を有つ者は毎年一千或は二千リール(併しこの場合十子中一人を現存者として數へられる。貴族で正嫡の十乃至二十子の年金を、人頭税義務なき市民の場合は右の半額を與へられた。(d) 私生兒懐妊に對する寛容政策 △フリードリヒ大王は一七四六年に懐妊者の教會に於ける懺悔を廢止させたが、一七六五年には裁判に當り私生兒を批難するを禁じてゐる。二、移入民奨励政策 △スペインでは農業又は手工業を営む凡ての入殖外國人に税金を免じた。(一六二三年)。△プロシヤでは諸國の新教徒集團移入民をその都度法律を以て保護せる外、フリードリヒ大王時代には一般的な移入民保護の法律も完備されて種々の恩典が與へられた。△墺太利でも一七八

一年の寛容令は舊教徒に非ざる入國者に家屋財産の購入權を與へ、市民權及び親方權を許容してゐる。三、國外では一六二三年に家族及び財産を伴ひ國外に出づるを禁じた。△フランスで新教徒の國外逃亡を禁ずる爲に設けられた一六八五年の禁令によると新教徒の脱出を直接間接に援助せる商人、船長、船員は三千リールの罰金、再犯の際は體刑となつた。△墺太利では一七五二年ボヘミア硝子工の出國を禁止。一七八四年には法律を以て一般に熟練技能者及び手工業者の出國を防止。△プロシヤのフリードリヒ・ウィルヘルム一世は一七二二年一切の國外移住を禁じ、農夫を之に誘へる者は死刑とし、脱出者を捕へたる者には二百ターレルの賞金を交付する様命じた。

其他この時代に人口増殖策としては、國民各階級の生計の途に種々留意されたる外、衛生警察の改善、葬儀、特に結婚儀式の華美の抑制等の事例をも擧げることができる。

紹介

トイトマス著「貧乏と人口」

Poverty and Population, by Richard M. Titmuss.

1938, Macmillan. XXVIII + 320

副題 「現代に於ける社會的浪費に關する

實證的研究」

A Factual Study of Contemporary Social

Waste.

英國に於て十九世紀の第四半期以來、出生率の年々減退し來つた事は、心ある英國人の夙に憂へた所であつたが、一九二八年クチンスキーが「出生と死亡の均衡」に於て、婦人が一生の中に生む女子の數を計算して、英國に於て生れる女子の數は、生む母の數よりも少い事を指摘して英國の人口は近き將來に於て減少すべき事を科學的に證明し、一九三五年チャールズ女史は英國の將來の人口の豫測を行つて、もし出生率が今日の調子で減退して行くならば——死亡率は國民の年齢構成の變遷と共に將來遞増すること必然なるが故に——英國の人口は今後百年経つと現時の十分の一になるであらうと發表して以來、英國の將來の人口減退と云ふ事は多くの學者の憂ふる所となつた。失業問題に關連してまだ多くの學者に依つて人口過剩説の唱へられて居る時に、失業問題の權威ベバリッジは一九三七年、

「過去十七年間經濟學者の注意は銀行組織や金本位論に集中されて居たが、今後社會科學の中心は人口問題に移るであらう」と云つた。英國の、經濟及社會問題の興味を中心は失業問題や金融問題から、人口問題、殊に如何にして人口の減退を防止すべきかと云ふ問題に移りつゝある。

本書はこの問題を取扱つた一研究であるが、その研究の範圍を、死亡率の問題に集中し、其の材料を主として地方別死亡統計に依つて、貧困と云ふことが如何に死亡に影響するかと云ふ事を實證せんとしたものである。私は我國に於ても、差別死亡率の研究を行ひ度いと考へて居るもので、その研究方法に何か參考になることはないかと思つて、本書を讀んだのであるが、本書は主として英國に於ける地方別死亡率統計に據るものであつて、英國の如く勞働の移動少なく、大體勞働者の定住して居る所では、地方別死亡率はそのまゝその地方の衛生状態を示すであらうが、我國の如く、勞働移動著しく、農村から都市工業に出稼に行つて病氣になれば郷里に歸る、従つて、農村の死亡率は必ずしも農村の死亡原因をなすものに非ずして却つて工業都市の不衛生が、一部農村の死亡となつて現れると云ふが如き國に於ては、この英國式の地方別差別死亡率に依つて、その地方の衛生状態、従つてその地方が代表する職業や、社會状態(貧富等)の衛生状態を示すものと見る事は出來ない。即ちこの研究方法では日本にそのまゝ適用する事が出來ないが、英國に於ては或程度の實證的價値を失はないであらう。

著者は地方別差別死亡率を利用するために英國の死亡統計の分類に依り、英國を五地方に大別し、更に三十三區に細分し、その外に「標準地區」(Standard)を執へて、比較の基礎として居る。標準地區とは英國の南東地方より大ロンドンを除いたものである。即ちベッドフォードシャー、バークシャー、バッキンガムシャー、エセックス、ハートフォードシャー、ケン

ト、ミッドルセックス、オックスフォードシャー、サザンプトン、サーレ
 ー、サセックス、及ワイト島を含み、富の程度高く衛生状態の最も良好な
 る地方である。(五六頁)この地方を標準地方とし、貧困な失業者の多い工
 業地域がこの標準地区に比して如何に死亡率が高いかを示す事が本書の主
 たる内容である。

そこで本書は種々の角度より貧困地方と富裕地方標準地方との死亡率を
 比較するのであるが、その主たるものを紹介すると左の如くである。因に
 以下本文に於て英國とはイングランド及ウェールズを指し、スコットラン
 ド、北アイルランドを含まない。

一 乳兒死亡率

乳兒死亡率は衛生状態を示す最も標本的なものであるが、是を地方別に
 見ると頗る差の多い事に気がつく、即ち左の如くである。

第一表 地方別乳兒死亡率 (生産百に付)

Coulsdon Purley	三三二	Glanorgan	六三三
Surrey	四一	北部地方	六八
Home Counties	四二	(Fellingae) (サウスウェールズの一都市)	七四
南東部全體	四七	Durham	七六
Middlessex	四八	Scotland	七七
大ロンドン	五一	Farrow	一一四
Midlands	五九	Stockton-on-Tees	一三四
ウェールズ	六三		

以上の地方の貧困程度に關する客觀的科學的の指數のない事はこの統計
 及本書全體を通じての缺點であるが、英國の實情を知るものには右の乳兒
 死亡率の順位が大體富の順序の逆になつて居る事が容易に気がつく。著者

トイトマス著「貧乏と人口」

は更に死因別に右の各地方の死亡率を分析して居るが、病氣の種類による
 差の分析と云ふよりは、種々の病氣につき、是を最良の地區迄向上するこ
 とを得ば何人の生命を防ぎ得たるなるべしとの計算に忙しい。
 病原別に各地方を比較したものを例示すると左の如くでその差の大なる
 に驚く。

第二表 主たる疾病別乳兒死亡率

英國全體	標準地方	北部	北部(-)	ウェールズ	ウェールズ(-)
癩疹	一〇〇	一七八	二二七	一五四	二〇八
百日咳	一〇〇	六一	一二九	一六三	一一一
結核	一〇〇	九三	九八	一一一	一〇五
氣管支炎	一〇〇	五八	一三二	一四二	一一一
先天的弱質	一〇〇	八〇	一三五	一六三	一一七
瘧	一〇〇	四八	一四七	二二二	二四一

北部やウェールズが英國全體に比し、更に南東部の所謂「標準」地方に比
 して遙に高き理由を、著者は失業、人口稠密、不況、救貧法の不完全等に依
 る母體及本人の榮養不良に歸して居る。(八六頁)その説明としてノルウェ
 ーのオスロに於て兒童の學校給食の結果死亡率の減少した事を擧げて居
 る。(同頁)

二 幼年者及少年者の死亡率

幼年者及少年者に就ても貧困地方は死亡率は高い。

第三表 幼年及少年の死亡率 (一〇二、一〇三及一〇六頁)

標準地方	一歳より二歳未満	二歳より五歳未満	五歳より十五歳未満
	一〇〇	一〇〇	一〇〇

大ロンドン	一四九	一三七
北 部(-)	二六二	二二二
ウェールズ(-)	一八四	一七二
備考	一歳より二歳未満、二歳より五歳未満は一九三一年乃至一九三四年、五歳より十五歳迄は一九三一年乃至一九三五年平均	一三七

三 出産に基く死亡

地方別の死亡率は出産に基く死亡率に就ても同様の傾向を示す。

第四表 出産に基く死亡率 (一四四頁)

ウェールズ(-)	五・二九	大ロンドンの内譯	
ウェールズ	五・一七	バーモンデリー	五・〇四
北 部(-)	四・七八	パドイントン	五・〇二
北 部	四・三六	ウェストミンスター	一・八一
南 東 部	二・五七	ケンシントン	〇・八六
大ロンドン	二・一六		

右の表に就ても各地區の貧富の程度を表すべき數字はないが、英國の事情を知るものは右の全國的區分及ロンドンの區分が正に住民の貧富程度をはつきり現はし、出産に基く死亡率の少ない地方が即ち富民地區に該當することは容易に理解し得らるゝのである。

四 結 核

そ結核死亡依率のつてが貧富に貧民 病甚しく異なることは各國共通

の事實であるが英國の統計も亦明白にこの事を示す。

第五表 婦人の結核死亡率 (二七〇頁)

大ロンドン	九〇	三十五歳以上
サーレー州 都市	六八	
同上 田 舍	五八	
ニューカッスル	一三九	
ダラム州 都市	一三六	
同上 田 舍	一一七	
ノーザンパーランド州 都市	一二七	
同上 田 舍	八一	
カヂ 州	一三六	
グラモルガン州 都市	一七七	
同上 田 舍	一四三	
モンマスシャー州 都市	一六三	
同上 田 舍	一一二	
		七九
		七九
		一一二
		一一三
		一〇五
		一〇六
		一二七
		一三三
		一三〇
		九四
		一〇四
		八三

右の表に於て結核死亡率の高い地方は低賃銀、長期失業、貧困の甚しき地方であつて、衛生省が結核は榮養不良と密接の關係があると云つた事を實證するものとして居る。

尙貧困と結核との關係に關して E. F. Wynne がシェフィールドに於て調査した結果一室に二人以上の割合で住んで居る人々の結核死亡率は一室に一人未満なる家の人々の夫に比して二倍以上なりしこと。A. S. MacNalty 卿が一九二九年大都市の調査の結果、一家一室の人々の結核死亡率は千人當り四・四三人なるに反し、一家五室以上を有する人々の結核死亡率は千人

當一、三二人なること、F. C. S. Bradbury がヤラウに於て千三百の家族に就て之を家族の收入一人當り十志未満の家と、十志以上の家とに就て結核患者の居る家の率を調査した結果、前者に於ては五十五%、後者に於ては三十五%であつたこと、ブレイドンに於て同様の調査をなしたるに前者では三十四%、後者では十八%であつたこと等を引用して貧困が結核の重要原因なる事を證明して居る。

同様の事例は尙本書に多數擧げられて居るが、この邊で打切つて本書に對する批判を一言するならば、第一に前に屢々言つた如く、本書は地方別の死亡率比較に依つて直ちに貧富の死亡率に及した影響とするのであるが、各地方の貧富を現はす客觀的數字的標準を示して、貧困指數と死亡率との關係を示すならばもつと效果的であつたであらうと思はれる。第二に本書に於て各種死亡率の最も高い所とされたグラムは出生率一番高く、再生産率に於て英國中最高であると云ふ事である。そして逆に死亡率の一番低い所として擧げられたサーレーは出生率最も低く再生産率最も低いと云ふ事である。唯人道的醫學的見地より死亡率の低き事を以つて最終目的とするならば即ち廢む、然らずして人口論的見地よりするならば如何に死亡率が少くとも同時に出生率も少いのでは何にもならない。この間の因果關係をはつきりする必要がある。第三に死亡率の高い地方は大體勞働者街で死亡率の最も低い所は有閑富裕階級の住宅街又は別荘地で、英國が産業を止めて外國投資の利子で別荘生活をする事を以つて理想とするのでない以上、地方別の死亡率の差の大なる事を示されても如何とも出來るものではない。唯最後に擧げた、室數と結核死亡率、賃銀收入別の結核患者別は直ちに以つて國策の基礎たるを得る様に思はれる。(北岡壽逸)

マーシャル著「人口問題に關する英國民衆の考へ」

マーシャル著「人口問題に關する英國民衆の考へ」

Marshall, T. H. and Others. The Population Problem: The Experts and the Public. George Allen & Unwin, Ltd., London, 1938.

本書は一九三七年の春英國に於て「世代が移り變る毎に」と題し問答體で數回に亘り人口問題に關して専門家諸氏が放送せるものを翌年論文體に改めて發行されたもので、一般國民を對照とした人口問題の解説的普及版である。その目次は、人々はどうか考へてゐるか(T. H. Marshall)、英國の實情(A. M. Carr-Saunders)、經濟的意義(H. D. Henderson)、世界の人口(R. R. Kuczynski)、人口の趨勢と國際移民(Arnold Plant)、原因とその對策(H. D. Henderson)、結論(T. H. Marshall)よりなつてゐる。これらの項目の内容に關しては既に他の機會に我國に屢々紹介されてゐるもので再言を要しないので、こゝでは單にその第一、二章をなしてゐる人口問題を「人々はどうか考へてゐるか」に就てその概要を紹介して見たいと思ふ。

前篇 四代表者の聲

英國放送協會は人口問題に關する専門家の放送に先立ち四名の一般民代表者に依頼してその意見を討議せしめた結果左の如き興味ある回答を得た。

四名の代表者とは倫敦郊外の二事務員、ヨークシャイアの姉妹である女

工二名(姉は獨身、妹は既婚者で一人の子供がある)、及びウェールズの貧困地域の一失業青年であつた。「出産率の低下」と云ふことが彼等にとつては臆氣ながら人口問題を意味してゐた。これは民衆の心理了解への鍵として興味深いものがある。

事務員は三十二歳の男子で、結婚して七年になり五歳と三歳の二兒がある。彼は週給六磅を得て居り年額七十磅を支拂つてゐる家に住んでゐる。彼の言に従へば一ケ年三百磅の収入に對して一家族四名の生活は最大限度なので彼の同輩たちの中には子供が一人あるのもあり、全然ないものが多い状態である。彼も妻も非常に子供好きなので現在二人の子供があり、女兒ならもう一人あつてもよいと思つてゐるほどである。併し第三兒を家族に加へると云ふことは生活程度の低下を意味するのでその實現は容易なことではない。夏期休暇を犠牲にしたり、衣類を節約して貧乏くさくすることも望まないし、まして食費を切詰めることは健康維持の上から忍び得ぬことであり、借家に住むとしても現在以上に經濟的な生活は出来ない。従つて二兒の將來の爲にも現在の家族數を固持することが最も好ましいと云ふのである。

彼の陳述には二つの重要な理由がある。一は生活程度の問題でこれは所謂糊口を凌ぐに足る最少限度のそれではなく、彼の階級相應の社會的標準を維持せんとするもので、これは今日の西洋文明社會には相當根強く民心を支配してゐるものである。他は親としての二兒への責任の問題で、その子供たちによき教育と就職の機會を與へ、よき社會人たらしめんが爲だと云ふのでこれには利己主義的な考慮は含まれてゐない。第三の理由として考へ得ることは近年彼の屬する階級に於ては産兒制限が強化される傾向のあること、その理由としては婦人の社會的地位の變化が擧げられてゐる。近

年多くの婦人は結婚前に就職し、従つて經濟力を有し、比較的自由的な休養や娛樂生活に慣れて來てゐる。従前の状態に反して今日では結婚は自由と収入を奪ひ、出産による犠牲は更に大きい。この場合には夫妻とも子供好きであつたので社交其他のより自由な日常生活を犠牲にすることを意となかつたのであるが、それでも子供が漸く成長して偶に留守番に委ね得るに至れば夫婦で外出するのが普通で、夫として妻にも閑暇、安逸な生活を與へんと望むのが常であると稱してゐる。

次に勞働階級の代表として選ばれたのはヨークシャアの姉妹である二人の女工である。姉は獨身であるが、幼時その父は一家の扶養者としての能力なく母が主として家族を養はなくてはならなかつた。故に子供たちは幼時から家計補助の爲に働かねばならず、弟は十二歳の時既に半日は工場に働き彼女自身も同様であつた。母は事情が許せば子供を通學させておきたかつたし、彼女たちも學校に行きたかつたのであるがそれは出来ない相談であつた。母と彼女は晝間は働き、夜は家事に携つた。次いで母が斃れ、妹は當時僅かに七歳であつたので、全責任が彼女の雙肩に懸つて來た。爾來彼女は一家の生計を支へて來たのである。

妹は結婚して一人の子供がある。彼女は貯蓄して住宅を購入し子供が生まれたのは結婚後五年を経てからであつた。第一子は非常に歓迎されたが、第二子の誕生は室數の不足、子供の將來、定收なくその額も其場々の事情によつて變化するので家計の不如意などの理由により制限されてゐる。故に彼女は定收ある職を得んと希望してゐる。

こゝでも生活程度、子供の將來、住宅、母性としての苦勞などが問題となつてゐるが、事務員の場合と異なる理由は、生活程度が、こゝでは社會的條件でなく、食はんが爲の問題に引下げられてゐる。尤もそれも程度の間

題で低ければ低いなりに矢張り人間らしい生活を望んで産児の制限をしてゐることは前者と同様である。

既に生れてゐる子供の爲に産児を制限すると云ふことは兩者同様であるが、その理由が事務員の場合は子供の高等教育の爲であつたのが、労働階級では子供が幼時から働く必要のない爲にと云ふのであつた。中産階級では一人が働いて一家を支へるのが普通であるが、労働階級では幾人かが働き、それに扶養を要する家族員のあるのが常である。以前は子供は家計の助けとなり大家族の歓迎された時代があつたが、現在は最早その時代は去り、子供は収入の少い労働階級にとつては過重な負擔でしなくなつてゐる。一には子供の在學期間が長くなり、就職時期が遅れて來たと云ふこともある。それに社會的概念が變化して子供の権利が認められて來たと云ふこともある。親が子供を育てることはその老年に至つて子供に養つて貰ふ爲だと云ふ所謂子供を一種の養老保険視した時代は去りつゝあるのである。母である一労働婦人は云ふのである。「一生働いて子供を育てた人々に對してはその老年を安樂に暮せる爲に何等かの社會施設が出來てもよきさうなものだ。青年たちに親を養ふ爲にその青春を犠牲にさせると云ふ法はない」と。現在では未だその施設なく、大家族にとつては子供たちの成長せる後も親の扶養が相當の問題となり、屢々その子の婚期を遅らせ、或は生涯その機を逸することも稀ではない。

生活の安定を希望するのは中産、労働兩階級共通の問題であるが、後者にとつては収入に餘猶なき爲、その必要は痛切に感じられる。而して後者には貯蓄の機會なき爲、結局國家がこれらの階級を如何にすべきかと云ふことになり、こゝに初めて人口問題は政治的問題となり、社會立法の問題となつて來るのである。公私の問題の分岐點がこゝにある。これは第一の場

合には全然見られぬ問題であつた。中産階級には各自の問題として解決の餘地ある點が後者には國家が生活能力を伴ふ職業を與へぬ限り、他の社會的立法を以て援助する以外に解決の途なく、こゝで人口減少の問題は國家の責任として事態が發展して來るのである。

失業者の代表は獨身の一青年である。彼には婚約者があるが彼の失業は經濟的に彼等の結婚を許さない。他の多くの青年男女の爲せる失敗（漫然とどうにかなるだらうと獨斷的に遂行し後日破綻を來せし結婚）を繰返へさぬ爲に彼等は苦しくとも何時迄も機會の來るのを待つてゐるのだと云ふ。この貧困地域では就職は非常に困難なのでこの青年の希望は生活程度の低下を怖れると云ふよりも一種の夢にも等しいことなのである。彼等には責任を以て子供を育てる境遇は許されてゐない。併し多くの人々の中には絶望の底から責任を忘れ子供を持つものもある。彼等は最早人間らしい生活をするなどと云ふことは考へやうともしなくなるのである。

出産率低下の問題に關してはこれらの人々は餘り興味を感じてゐないやうであつたが、社會的施設の擴張が必要であると云ふ點では一同の意見が一致してゐた。それは養老保険、託兒所、學校給食などの制度を改革充實せしむべきであると云ふのであつた。子供を母の手から離しすぎるのは好ましくないから各兒に對して家族手當を與へるのがよいと云ふ意見も出た。併しこれらの事は生活程度の改善には効果はあつても家族數を増加することに餘り影響はあるまいと云ふ意見も出た。こゝに社會政策上困難な問題が横つてゐると考へられるのである。住宅改良の問題が話題に上つたが中産階級にとつては家賃が収入の相當額に達するので實現が困難であると見られてゐる。

これらの人々にとつて對策の問題は左程興味がなかつたやうである。彼

等には人口減少の危険などと云ふことに關しては考へる餘地がないやうであつた。特に失業青年には人口過剰こそ重要問題と見えたのである。彼は云ふのである。「産兒を制限する人々は社會的條件がそれを強要してゐるのでその子供たちが人生に希望を持ち得る如き状態にあれば誰も好んで制限などはしない」と。この説によれば出産率の低下は現代文明とその社會政策への無言の批判だと云ふことになる。

上述の理由を検討してみると戦争以外には經濟的なるもののみと考へられるかも知れない。併し子供を持つことそれ自體に大きな悦びをもつ親たちのあることも忘れてはならない。それ故に分娩の苦痛、養育上の苦勞や經濟的困難を排してまでも第三子の出生を望むものも少くないのである。

要するにこゝで判明したことは今日の英國人の大多數は如何なる事情の下にあつても三人以上の子持を望んでゐないと云ふことである。將來社會施設が如何様に擴張されようとも前世紀の如き大家族主義に戻るとは考へられない。而して一般人のかゝる態度に對しては一見政治家も經濟學者も無力であるかに考へられるのであるが、その將來への對策は専門家に殘された問題として注目されてゐる。

後篇 投書の解説

これは前篇の放送に關して全國から集つた投書に對する解説であるが、その内容は大體前者と同様で、一般人の體験をあるがまゝに綴つたもので、相當眞剣なものである。その數は男子一四七名、女子一六五名、性別不明者四〇名で合計三三二名からのものであつた。男子の中七七名は既婚

者で五五名は子供のことに觸れてゐる。女子の中一三五名は既婚者で九一名が子供のことに觸れて居り、女子の五五%は母としての態度をとつてゐるが、父としての態度を明かにした男子は三七%であつた。これは女子は親子の關係を個人の問題として扱つてゐるに反し、男子はこれを社會政策的見地より論じてゐるによるものと考へられる。彼等の階級別については約半數が判明したのみであるが、それらの分類は知識階級三三%、下級俸給生活者階級二九%、勞働者階級三八%であつた。これによつてみると、これらの投書は稍上層の社會階級の意見に偏してゐることが明かとなる。それは其日々々の生活に追はれてゐる多くの勞働者たちには特殊問題の放送を聞き、それに對して投書すると云ふが如き精神的餘裕なき爲であらう。

子供の數は區々で一人もないのから十七人までのがある。約百五十件では正確に子供の數が判明してゐるが、中一人のもの三十二件、二人のもの三十五件あり、この兩者の數が最も多い。次に三人のもの一九件、四人のもの一七件であるが、子供の數の増すと共に家族數は減少してゐる。これらの中二〇件に於てのみ子供のいないことが明かにされてゐるが、八件は子供を欲して居り、六件は否定してゐる。一人子の家庭では約四分の一がより多くの子供を欲して居り、六人以上の子供のある二十一家族では、二件に於てのみ両親が子供の數がより少ければよかつたと云つてゐる。而して大家族を否定するのは常にその經驗なき小家族であると云ふ傾向がある。

こゝで出産率低下の原因として擧げられたものをその重要性に従ひ列記してみる。

一、純經濟的要素——低収入で大家族を養ふことの困難と生活の不安よ

り来る悪影響。頻繁なる失業。

二、戦争による子供の生命への不安。

三、住宅難。

四、分娩時に於ける生理的苦痛と子女養育の経費。

五、婦人の社會的地位の變化。

六、他に附けたり理由として家事手傳人の不足が擧げられてゐる。

右の原因對策への具體案は擧げられて居らず、暗示されるに止まつてゐる。即ちそれには社會制度の變更、増俸、低廉なる住宅の供給、無月謝の中等學校、幼兒を持つ父母への家族手当、課稅率低下(但し獨身者を除く)、既婚婦人の解雇、より完備せる補助金制度などが含まれてゐる。注目すべきことは養老年金制の改革が家族手当と共に強調されてゐることである。

階級別の色彩はこの投書では餘り認められない。

次に投書の中の代表的な意見を若干拾つてみる。投書家の大部分は發表された意見に例へ不賛成の點ありとしても、企てられし放送そのものに對しては賛成の意を表してゐる。

産兒制限に對して自然の法則に反する行爲として強硬にそれを否定してゐるものがある。併し多くの人々は人口の減少を國家の滅亡と關聯して考へることを快しとしてゐない。彼等は寧ろ少數人口を歓迎してゐる。或は英國は過剩人口に悩んでゐると考へてゐる。速き將來のことなど考慮することなく過剩に悩む現状を救へとか、人口を三千萬(一九三八年には約四千萬であつた)で安定させておけとか、失業對策として人口を減少せしめよとか云ふ意見に對して對談では主催者が詳細にそれらの意義をより科學的に説明し、その考へ方の過誤を指摘したものであつた。

大多數の投書家は出産率に關しては國家的見地から考へてゐるが、さうかと云つて自發的に制限を中止しようなどとは考へてゐない。彼等は低収入とか住宅難とか云ふことのみでなく、全體の經濟機構から考へてそれは不可能なことだと考へてゐるやうである。六十五歳の停年制に達した後、如何にして暮すかの問題がある。老後の生活の不安がある。勞働階級の貧困の不合理を愬へたものもある。倫敦の一熟練工(週給六磅)の妻は五人の子供の母であるが、人間らしい生活標準を保つ爲には子供は二、三人でよいと云つてゐる。彼女は女子がその一生の中の最も華かなるべき青春より中年への活動期間を満足に養へもせぬ子女の成育と家事に無理算段をして過すことの矛盾を説き、子供を養老保險することの矛盾を指摘してゐる。多くの人々は子供たち自身のためにも少數家族を主張してゐる。而して大家族のための貧困の經驗に懲りてゐるもの悲慘なる實話が相當多數に互つてゐる。反面亦八人の子持で収入もさう多くないにも拘らず、圓滿な家庭を營むてゐると云ふのも一、二あつた。こゝでは大家族と云ふものに誇りをもつてゐるかに見える。さうかと思へば一外語教師はその生活程度維持と職責をよりよく完うする爲に子供を持つことを好まないが、老年に達して無聊を愬める爲の伴侶として養子をすることを提案してゐるものもある。この教師の如き事情にあつて尙子供のある家庭では女中など雇へぬ實情にあり、妻が家政の爲に疲れすぎるので、かゝる場合には外部(政府)から救ひの手を差しのべるべきだと云つてゐる。

そこで結論として上述の理由を分類してみると次の如きものがある。

中産階級の大多數は現在の生活程度維持の爲子供を持つことを欲しない。

勿論大家族を歓迎するものもあるが、これは寧ろ例外的である。

住宅問題——子供があると間数の多い家が必要であるが、子持には家を貸さない家主が多い。家事使用人も經濟的に得難いのが實情である。

婦人の地位が經濟的にも社會的にも變化して來て以前の如く家事のみに専念しなくなつてゐる。

現在の經濟機構では新しい機械の發明毎に失業者の増加を招來する。

女子の高等教育は婚期を遅らせてゐる。男子の賃銀を増して既婚婦人を家庭に還らしめんとする聲がある。

分娩の苦痛も一部の婦人たちには過重な負擔であり、醫學的に苦痛なき簡便なる分娩方法の普及が望まれてゐる。一部の人は現代の女子が生理的に變化して來たと云ふやうなことも稱へてゐる。

戰爭の恐怖は相當に根強く民衆を心理的に支配して居り、殺す爲に子供を産むのは困ると云ふのが多い。

これらの投書は勿論限られた一部の人の聲としてのみ扱はるべきもので一般國民の意志を代表するものとしては尙幾多の缺陷のあることも考へ得るのであるが、而も尙よく興味ある資料として或程度の代表的意見を提供してゐるものであり、これにより將來より廣範圍の調査を行ふ場合に國民はよくそれに協力するであらうとの一應の豫測もついた譯である。

現在英國は第二次大戰の眞中にあり、獨逸の壓倒的武力戰の前に佛國に次ぎ一路没落の過程を辿りつつあるかの觀がある。今この現状を三年前の英國國民の人口問題への關心と關聯せしめてみると、相當高き文化の水準を経て老い行く民族の姿とでも云ふべきものを如實に見る如く感ずるのである。(大月照江)

支那及滿洲に於ける將來人口の

推定

○陳長蘅氏「中國近百年來人口増加之徐速及民勢之變遷」(原登東方雜誌第二十四卷第十八號。中國人口論補遺二。十四頁)

○尾崎西郷氏「滿洲人口の増勢。二十年後の人口現象」(南滿洲鐵道株式會社調査部、滿鐵調査研究資料第一編「滿洲の人口問題」九三頁)

一 序 言

本誌第二號に於て中川博士が「將來人口の計算に就て」を書かれたので、それと聯繫して「支那・滿洲に於ける將來人口の推定」に關する二論文を紹介することとした。

日・滿・支のブロックが考へられてゐる今日それらの基礎となる民族人口の發展に一應の見透を與へることは緊急な國家的問題の一だと思はれるからである。

周知の如く支那の人口統計は未だ全國的な國勢調査が實施されることがないので、その總數は部分的な政府の記録、文獻又は局地的な實態調査を根據にして支那全體の人口を推定した「想像された數」に外ならない。従つてそこには推計する個人の相違によつて驚くべき尨大な計算上の差違が存在してゐるのである。

パールは現在世界の總人口の七五%は國勢調査によつて正確な數を與へることが出来るが、その他は不正確な推定人口數があるばかりであつて、而もその大部分を占めてゐるのは支那である。支那は世界總人口の二二%

を構成してゐるので、若し支那が實態的な國勢調査を行つたならば世界人口の研究は充分な統計的正確性に基ついた結論を示すことが出来るであらうと述べてゐる。(Raymond Pearl: The natural history of population P.251)

二 支那の人口増加推定

支那人口数の資料

陳長蘅氏の支那最近百八十年の人口増加に關する統計資料は大部分官廳統計に根據して計算したものであつて乾隆六年から民國十二年までの百八十二年間の人口總數は左の如くである。

年 度	人 口 數	備 考
乾隆六年 (西曆一七四一年)	一四三、四一〇、五五九	東 華 錄
〃 十四年	一七七、四九五、〇三九	同 前
〃 二十二年	一九〇、三四八、三二八	清 通 典
〃 二十四年	一九四、七九一、八五九	清 通 考
〃 二十七年	二〇〇、四七二、四六一	清 通 典
〃 二十九年	二〇五、五九一、〇一七	同 前
〃 三十二年	二〇九、八三九、五四六	同 前
〃 三十六年	二一四、六〇〇、三五六	清 通 考
〃 四十一年	二六八、二三八、一八一	同 前
〃 四十五年	二七七、五五四、四三一	同 前
〃 四十六年	二七九、八一六、〇七〇	東華續錄以下皆同
〃 四十八年	二八三、〇九四、〇〇〇	
〃 五十年	二八八、八六三、九七四	
〃 五十三年	二九四、八五二、〇八九	
〃 五十五年	三〇一、四八七、一一五	
〃 五十八年	三一三、二八一、七九五	

〃 十九年	三二二、二八三、一七九	嘉慶元年 (西曆一七九六年)	二九六、九六八、九六八
〃 二十年	三二二、二五〇、六七三	〃	二七五、六六二、〇四四
〃 二十一年	三二二、一八一、四〇三	〃	一九〇、九八二、九八〇
〃 二十二年	三二二、三四〇、四三三	〃	二九三、二八三、一七九
〃 二十三年	三二二、二九一、七二四	道光元年 (西曆一八二九年)	二九五、二三七、三一一
〃 二十四年	三二二、二五〇、六七三	〃	三〇二、二五〇、六七三
〃 二十五年	三二二、一八一、四〇三	〃	三五〇、二九一、七二四
〃 二十六年	三二二、一八一、四〇三	〃	三五八、六一〇、〇三九
〃 二十七年	三二二、一八一、四〇三	〃	三六一、六九〇、七九一
〃 二十八年	三二二、一八一、四〇三	〃	三一六、五七四、八九五
〃 二十九年	三二二、一八一、四〇三	〃	三三一、三四〇、四三三
〃 三十年	三二二、一八一、四〇三	〃	三〇一、二六〇、五四五
〃 三十一年	三二二、一八一、四〇三	〃	三五五、五四〇、二五八
〃 三十二年	三二二、一八一、四〇三	〃	三七二、四五七、五三九
〃 三十三年	三二二、一八一、四〇三	〃	三七五、一五三、一二二
〃 三十四年	三二二、一八一、四〇三	〃	三七九、八八五、三四〇
〃 三十五年	三二二、一八一、四〇三	〃	三八三、六九六、〇九五
〃 三十六年	三二二、一八一、四〇三	〃	三八六、五三一、五一三
〃 三十七年	三二二、一八一、四〇三	〃	三九五、〇〇〇、六五〇
〃 三十八年	三二二、一八一、四〇三	〃	三九四、七八四、六八一
〃 三十九年	三二二、一八一、四〇三	〃	三九七、一三三、六五九
〃 四十年	三二二、一八一、四〇三	〃	三九八、九四二、〇三六
〃 四十一年	三二二、一八一、四〇三	〃	四〇一、七六七、〇五三
〃 四十二年	三二二、一八一、四〇三	〃	四〇四、九〇一、四四八
〃 四十三年	三二二、一八一、四〇三	〃	四〇五、九二三、一七四
〃 四十四年	三二二、一八一、四〇三	〃	四〇九、〇三九、九九九
〃 四十五年	三二二、一八一、四〇三	〃	四一八、一五〇、六三九

支那及滿洲に於ける將來人口の推定

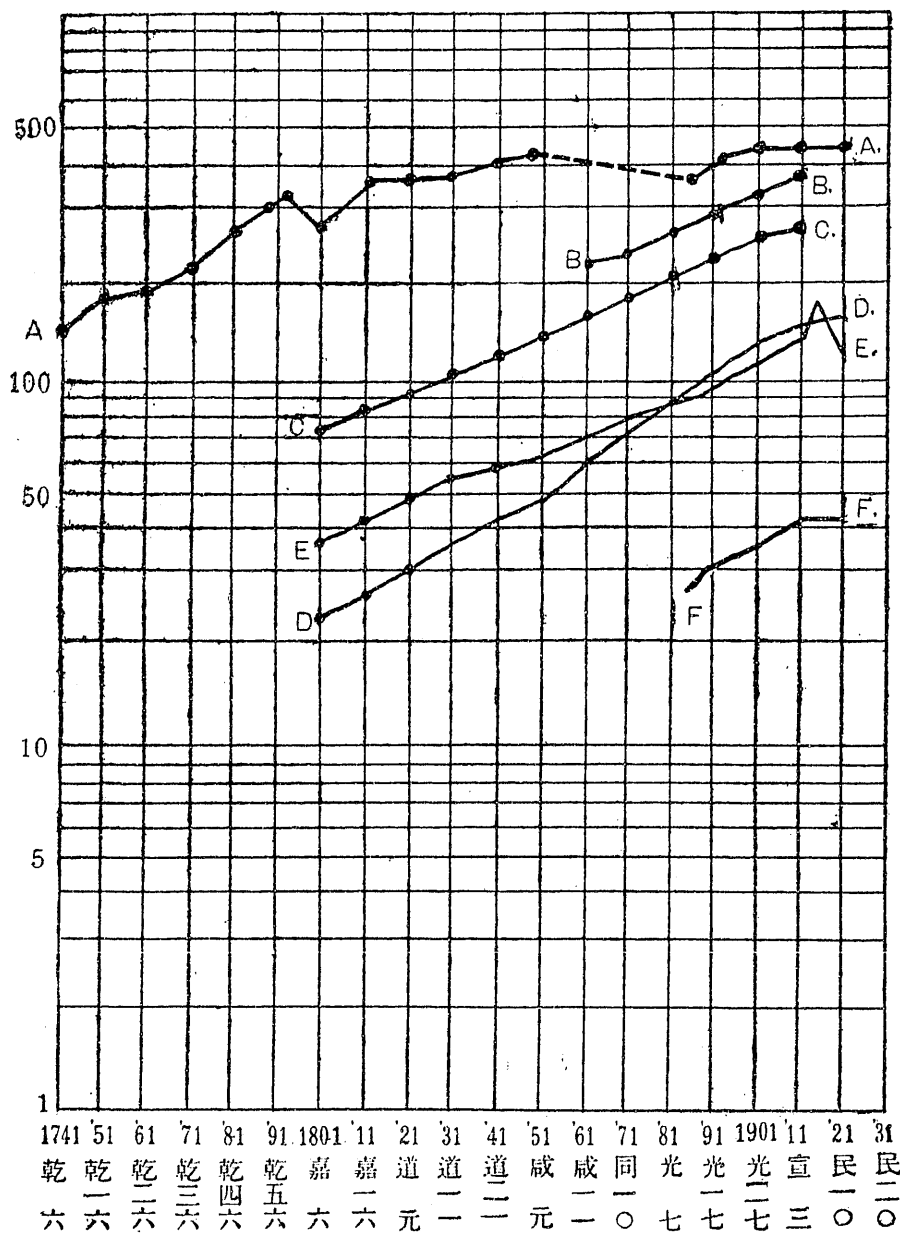
// 二十年
 // 二十一年
 // 二十二年
 // 二十三年
 // 二十四年
 // 二十五年
 // 二十六年
 // 二十七年

四二、八一四、八二八
 四一三、四五七、三一
 四一三、〇二一、四五二
 四一七、二三九、九一七
 四一九、四四一、三三六
 四二一、三四三、七三〇
 四二一、一二一、一二九
 四二四、九三八、九〇〇

// 二十八年
 // 二十九年
 (西曆一八四九年)
 // 三十年
 咸豐元年至十一年
 同治元年至十三年
 光緒元年至十一年
 // 十一年
 (西曆一八八五年)
 中法戰後

四二六、七三七、〇一六
 四一二、九八六、六四九
 無調查
 無調查
 無調查
 無調查
 三七七、六三六、〇〇〇

參考 十八省社會科學季刊 第三卷第四號



二十一年	四二一、〇〇〇、〇〇〇	十八省	同前
(中日戦後)			
二十八年	四三九、九四七、二七一	全國	同前
(庚子役後)			
二十二年	四三八、二一四、〇〇〇	全國	同前
(日俄戦後)			
宣統二年	四三八、四二五、〇〇〇	十八省	海關調査内二
(西曆一九一〇年)			十一行省爲郵
民國十二年	四三八、三七三、六八〇	二十二省	政局調査新疆爲内
(西曆一九一三年)			務部民國五年調査
十二年	四四三、三七三、六八〇	全國	

支那人増加數の數學的分析

今半對數圖表を用ひて最近百八十二年の毎十年人口總數を記入すると歴年の人口増加の速度が明かに表示される。このグラフによつて百八十二年の人口増加が三期に分れてゐることを知ることが出来る。即ち乾隆六年から乾隆五十八年に至る期間が人口増加が最も速かであり、乾隆五十八年から道光二十九年に至る期間は人口増加が暫し緩漫であり道光二十九年から現在までの人口増加は更に緩漫である。

各期間の平均増加率は複利計算法と同じく幾何學的増加をなし次の人口増加の公式で與へられる。

$$P_n = P_0 (1+r)^n$$

この公式中 P_0 は某年の既知の人口數 P_n は n 年後の人口數、(數) r は人口の單位、 n は毎年増加率を示す。 n の値は次の方程式によつて解かれる。

$$\log P_n = \log P_0 + n \log(1+r)$$

$$\text{或は } n \log(1+r) = \log P_n - \log P_0$$

$$\text{或は } \log(1+r) = \frac{\log P_n - \log P_0}{n}$$

この公式中 P_0, P_n, n が皆な既知なる場合未知數 r は對數表によつて容易に求め得る。この公式によつて乾隆六年から乾隆五十八年(即ち西曆一七四

支那及滿洲に於ける將來人口の推定

一年から一七九三年)に至る五十二年間の人口數は一四三、四一〇、〇〇〇から三三三、二八〇、〇〇〇に増したのであるから公式に代入すると

$$\log(1+r) = \frac{\log 313,280,000 - \log 143,410,000}{52}$$

對數表によつて

$$\log(1+r) = \frac{8.4959327 - 8.1565794}{52} = \frac{0.3393533}{52} = 0.006526$$

再び對數表によつて對數 0.006526 の眞數 1.01514 を得

$$\text{故に } 1+r = 1.01514$$

$$\text{故に } r = 1.01514 - 1 = 0.01514$$

故に第一期人口増加の平均率は千分の一五・二四即ち毎年千人に付き十五人弱の増加である。乾隆五十八年から道光二十九年(即ち西曆一七九三年から一八四九年)に至る五十六年間は人口數三二三、二八〇、〇〇〇から四一二、九八〇、〇〇〇に増加した。よつて公式を用ひると

$$1+r = 1.00495$$

$$\text{故に } r = 1.00495 - 1 = 0.00495$$

故に第二期人口増加の平均率は千分の四・九五、即ち毎年千人に付き約五人の増加である。

道光二十九年から民國十二年(即ち西曆一八四九年から一九一三年)に至る七十四年間の人口數は四一二、九八〇、〇〇〇から四八三、三七〇、〇〇〇に増加した。公式を用ひると

$$1+r = 1.00081$$

$$\text{故に } r = 1.00081 - 1 = 0.00081$$

故にこの第三期の平均人口増加率は僅かに千分の〇・八一即ち一萬人に付き僅かに八人弱の増加である。

今各期の人口増加率を示せば左表の如くである。

時 期	年 數	毎千人に付 平均増加率
乾隆六年至乾隆五十八年 (西曆一七四一年至一七九三年)	五二	一五・一四
乾隆六年至道光二十九年 (西曆一七四一年至一八四九年)	一〇八	九・六三
乾隆五十八年至道光二十九年 (西曆一七九三年至一八四九年)	五六	四・九五
嘉慶五年至民國十一年 (西曆一八〇〇年至一九二三年)	一二三	三・二二
道光十五年至民國十二年 (西曆一八三五年至一九二三年)	八八	・九九
道光二十九年至民國十二年 (西曆一八四九年至一九二三年)	七四	・八一
光緒十一年至民國十二年 (西曆一八八五年至一九二三年)	三八	二・四二
乾隆六年至民國十二年 (西曆一七四一年至一九二三年)	一八二	六・一五

更に支那最近百二十三年の人口増加の平均率を標準として支那の人口が二倍になる年數を求めると次の如き答を得る。

P は現在の人口總數、P₁ は二倍になつた時の人口總數、n は二倍になつた時の需める年數とすれば次の公式を得る。

$$P_1 = P(1+r)^n$$

$$\text{即ち } (1+r)^n = \frac{P_1}{P} = \frac{2P}{P} = 2$$

對數式に直し

$$n \log(1+r) = \log 2$$

既知の増加率を代入し

$$n \log(1 + 0.00322) = \log 2$$

$$\text{故に } n = \frac{\log 2}{\log 1.00322}$$

對數表によつて

故に $n = \frac{0.30103}{0.0013959} = 216$ 年
故に求める二倍になる年數は二百十六年である。

三 滿洲の二十年後の人口推定

滿洲の統計的人口數は

- 一、自然増加
 - 二、社會増加
 - 三、新發見増加
- の三要素からなる。

従つて滿洲國の將來人口の推定はこれらの基準となる諸要素に如何なる數値を與へるかが最初の問題である。

滿鐵の尾崎氏は自然増加率を毎年千分の七とし、社會増加に對しては毎年の支那移民の入滿數を四十萬とし、その殘留率を一〇%の場合、三〇%の場合、五〇%の場合の各別に計算し、又未調査實在人口を康徳三年の一〇%即ち三、五〇〇、〇〇〇人と推定して二十年後の滿洲將來人口を次の如く計算してゐる。

自然増加のみに依る累年増加數

尾崎氏が二十年後と限つた理由は、二十年後に於て日本の百萬戸五百萬人移民計畫が完成されることと、過去二十年間に滿洲人口は一千餘萬人の増加をなしたとなす推定(「滿洲の農業」(岡川氏)に於ける推定)から、今後二十年後に於ける人口の増加數は、より大なる量に於てのみ其の推定が可能であると云ふ論據に基づいてゐる。従つて氏によれば、事實は自然増加率を餘りに低く見たことと、最近に於ける傾向として、入滿支那移民數

が往年の三分の一乃至二分の一に激減し、加ふるに其の入離満差即ち殘留率が五〇%から一二%以下に低下したと謂ふ現實を見落せないために、寧ろ過去二十年間の増加率よりも鈍化する結果となつて居る。

即ち、第一表「自然増加のみに依る累年増加數」に於ては、自康徳四年至康徳二十三年二十年間に五百餘萬人の増加に過ぎないが、此の増加率勢は滿洲人口増加の恒久的部分を形成するものであつて、他の社會的増加及未調査部分の増加が解消した後に於ても増加發展するものであるから、滿洲人口純増加部分と謂はるべきものであらう。(自然増加率を千分の七とす)

第一表 自然増加のみに依る累年増加數

年次	人口數	増加數
康徳四年	三五、五八五、三四六 _人	二四七、三六六 _人
同五年	三五、八三四、四四三	二四九、〇九七
同六年	三六、〇八五、二八四	二五〇、八四一
同七年	三六、三三七、八八一	二五二、五九七
同八年	三六、五九二、二四六	二五四、三六五
同九年	三六、八四八、三九二	二五六、一四六
同〇年	三七、一〇六、三三一	二五七、九三九
同一年	三七、三六六、〇七五	二五九、七四四
同二年	三七、六二七、六三七	二六一、五六二
同三年	三七、八九一、〇三〇	二六三、三九三
同四年	三八、一五六、二六七	二六五、二三七
同五年	三八、四二三、三六一	二六七、〇九四
同六年	三八、六九二、三二五	二六八、九六四
同七年	三八、九六三、一七一	二七〇、八四六
同八年	三九、二三五、九一三	二七二、七四二
同九年	三九、五一〇、五六四	二七四、六五一

支那及滿洲に於ける將來人口の推定

同 二〇年	三九、七八七、一三八	二七六、五七四
同 二一年	四〇、〇六五、六四八	二七八、五一〇
同 二二年	四〇、三四六、一〇八	二八〇、四六〇
同 二三年	四〇、六二八、五三一	二八二、四二三

入滿支那移民を加へた累年増加數

次に第二表「入滿支那移民を加へた累年増加數」に於ては、第一表に入滿支那移民の絶對數のみを加へたのであるが、其の結果は、支那移民の入滿數を今後毎年四十萬人とし殘留率を一〇%—A表、三〇%—B表、五〇%—C表として次の如く推定せられる。

即ち二十年後に於ける人口増加數は

表	人口數	増加數
A 表	四一、四二八、五三一 _人	六、〇九〇、五五一 _人
B 表	四三、〇二八、五三一	七、六九〇、五五一
C 表	四四、六二八、五三一	九、二九〇、五五一

であつて、殘留率を五〇%と見積つたC表の場合に於ても、過去二十年間に於けるよりも其の増加速度が低調である。

だが此の算出は、入滿支那移民の自然増加を全然見て居ないから、此の關係を第三表「入滿支那移民並其の自然増加數を加へた累年増加數」に於て見て行くことにする。

第二表(A) 入滿支那移民を加へた累年増加數

年次	人口數	増加數
康徳四年	三五、六二五、三四六 _人	二八九、〇九七 _人
同五年	三五、五一四、四四三	二九〇、八四一
同六年	三六、二〇五、二八四	二九二、五九七
同七年	三六、四九七、八八一	二九四、三六五

年次	人口數	增加數
同 八年	三六、七九二、二四六	二九六、一四六
同 九年	三七、〇八八、三九二	二九七、九三九
同 一〇年	三七、三八六、三三一	二九九、七四四
同 一一年	三七、六八六、〇七五	三〇一、五六二
同 一二年	三七、九八七、六三七	三〇三、三九三
同 一三年	三八、二九一、〇三〇	三〇五、二三七
同 一四年	三八、五九六、二六六	三〇七、〇九四
同 一五年	三八、九〇三、三六一	三〇八、九六四
同 一六年	三九、二二二、三二五	三一〇、八四六
同 一七年	三九、五二三、一七一	三一二、七四二
同 一八年	三九、八三五、九一三	三二四、六五一
同 一九年	四〇、一五〇、五六四	三一六、五七四
同 二〇年	四〇、四六七、一三八	三一八、五一〇
同 二一年	四〇、七八五、六四八	三二〇、四六〇
同 二二年	四一、一〇六、一〇八	三二二、四二三
同 二三年	四一、四二八、五三一	—

(B)

年次	人口數	增加數
同 一四年	三九、四七六、二六七	三八七、〇九四
同 一五年	三九、八六三、三六一	三八八、九六四
同 一六年	四〇、二五二、三二五	三九〇、八四六
同 一七年	四〇、六四三、一七一	三九二、七四二
同 一八年	四一、〇三五、九一三	三九四、六五一
同 一九年	四一、四三〇、五六四	四一六、五七四
同 二〇年	四一、八四七、一三八	四七八、五一〇
同 二一年	四二、二二五、六四八	四〇〇、四六〇
同 二二年	四二、六二六、一〇八	四〇二、四二三
同 二三年	四三、〇二八、五三一	—

(C)

年次	人口數	增加數
康 四 年	三五、七〇五、三四六	三六九、〇九七
同 五 年	三六、〇七四、四四三	三七〇、八四一
同 六 年	三六、四四五、二八四	三七二、五九七
同 七 年	三六、八一七、八八一	三七四、三六五
同 八 年	三七、一九二、二四六	三七六、一四六
同 九 年	三七、五六八、三九二	三七七、九三九
同 一〇年	三七、九四六、三三一	三七九、七四四
同 一一年	三八、三二六、〇七五	三八一、五六二
同 一二年	三八、七〇七、六三七	三八三、三九三
同 一三年	三九、〇九一、〇三〇	三八五、二三七

同	二〇年	四三、一八七、一三八	四七八、五一〇
同	二一年	四三、六六五、六四八	四八〇、四六〇
同	二二年	四四、一四六、一〇八	四八二、四二三
同	二三年	四四、六二八、五三一	

次に第三表「入滿支那移民並其の自然増加數を加へた累年増加數」に於ては
 (人口總十支那移民殘留率) × $\frac{1}{1000}$ の算式に依り、前表と同様に殘留率
 一〇%—A'表、三〇%—B'表、五〇%—C'表として次の如く推定せられる。
 即ち此の方式に依る時は二十年後に於ける人口増加數は

A'	表	四一、四九〇、〇一九人	六、一五二、〇三九人
B'	表	四三、二一三、〇〇五	七、八七五、〇二五
C'	表	四四、九三五、九八九	九、五九八、〇〇九

であつて、此の場合に於ても、過去二十年に於ける人口増加數に及ばな
 5。

第三表(A'表) 入滿支那移民並其の自然増加數を加へた累年増
 加數

年	次	人口數	増加數
康	四	三五、六二五、六二五	二四七、六四六
同	五	三五、九一五、二八五	二四九、六五九
同	六	三六、二〇六、九七二	二五一、六八七
同	七	三六、五〇〇、七〇一	二五三、七二九
同	八	三六、七九六、四八六	二五五、七八五
同	九	三七、〇九四、三四一	二五七、八五五
同	一〇	三七、三九四、二八一	二五九、九四〇
同	一一	三七、六九六、三二一	二六二、〇四〇
同	一二	三八、〇〇〇、四七五	二六四、一五四

支那及滿洲に於ける將來人口の推定

同	一三年	三八、三〇六、七五八	二六六、二八三
同	一四年	三八、六一五、一八五	二六八、四二七
同	一五年	三八、九二五、七七一	二七〇、五八六
同	一六年	三九、二三八、五三一	二七二、七六〇
同	一七年	三九、五五三、四八一	二七四、九五〇
同	一八年	三九、八七〇、六三五	二七七、一五四
同	一九年	四〇、一九〇、〇〇九	二七九、三七四
同	二〇年	四〇、五一一、六一九	二八一、六一〇
同	二一年	四〇、八三五、四八〇	二八三、八六一
同	二二年	四一、一五一、六〇八	二八六、一二八
同	二三年	四一、四九〇、〇一九	二八八、四一一

(B'表)

年	次	人口數	増加數
康	四	三五、七〇六、一八六	二四八、二〇六
同	五	三六、〇七六、九六九	二五〇、七八三
同	六	三六、四五〇、三四八	二五三、三七九
同	七	三六、八二六、三四〇	二五五、九九二
同	八	三七、二〇四、九六四	二五八、六二四
同	九	三七、五八六、二三九	二六一、二七五
同	一〇	三七、九七〇、一八三	二六三、九四四
同	一一	三八、三五六、八一四	二六六、六三一
同	一二	三八、七四六、一五二	二六九、三三八
同	一三	三九、一三八、二一五	二七二、〇六三
同	一四	三九、五三三、〇二三	二七四、八〇八
同	一五	三九、九三〇、五九四	二七七、五七一
同	一六	四〇、三三〇、九四八	二八〇、三五四
同	一七	四〇、七三四、一〇五	二八三、一五七
同	一八	四一、一四〇、〇八四	二八五、九七九

年次	人口數	増加數
一九年	四一、五四八、九〇五	二八八、八二一
二〇年	四一、九六〇、五八七	二九一、六八二
二一年	四二、三七五、一五一	二九四、五六四
二二年	四二、七九二、六一七	二九七、四六六
二三年	四三、二一三、〇〇五	三〇〇、三八八

(〇表)

年次	人口數	増加數
康徳四年	三五、七八六、七四六	二四八、七六六
五年	三六、二三八、六五三	二五一、九〇七
六年	三六、六九三、七二四	二五五、〇七一
七年	三七、一五一、九八〇	二五八、二五六
八年	三七、六一三、四四四	二六一、四六四
九年	三八、〇七八、一三八	二六四、六九四
一〇年	三八、五四六、〇八五	二六七、九四七
一一年	三九、〇一七、三〇八	二七一、二二三
一二年	三九、四九一、八二九	二七四、五二一
一三年	三九、九六九、六七二	二七七、八四三
一四年	四〇、四五〇、八六〇	二八一、一八八
一五年	四〇、九三五、四一六	二八四、五五六
一六年	四一、四二三、三六四	二八七、九四八
一七年	四一、九一四、七二八	二九一、三六四
一八年	四二、四〇九、五三一	二九四、八〇三
一九年	四二、九〇七、七九八	二九八、二六七
二〇年	四三、四〇九、五五三	三〇一、七五五
二一年	四三、九一四、八二〇	三〇五、二六七
二二年	四四、四二三、六二四	三〇八、八〇四
二三年	四四、九三五、九八九	三一二、三六五

以上滿洲人口の自然増加、社會的増加を基礎にして、夫れを數類型に分類

して推定を下して來たのであるが、其の結果をここに改めて綜合すれば次の如くなる。

即ち、滿洲國人口は夫れ自體の自然増加率のみに依る時は、二十年後の將來に於て四〇、六二八、五三一人に達し、五、〇四三、一八五の増加であつて年平均増加は二五二、一五九人強である。

次に「入滿支那移民を加へた累年増加數」に於ては

表	人口數	増加數	年平均増加數
A	四一、四二八、五三一	六、〇九〇、五五一	三〇三、〇二八
B	四三、〇二八、五三一	七、六九〇、五五一	三八三、〇二八
C	四四、六二八、五三一	九、二九〇、五五一	四六三、〇二八

となるのであるが、C表に於ける年平均増加四六三、〇二八人は注目に價するものと謂はねばならぬ。

次に「入滿支那移民其の自然増加數を加へた累年増加數」に於ては

表	人口數	増加數	年平均増加數
A'	四一、四九〇、〇一九	六、一五一、〇三九	三〇七、六〇二
B'	四三、二二三、〇〇五	七、八七五、〇二五	三九〇、七五一
C'	四四、九三五、九八九	九、五九八、〇〇九	四七九、九〇〇

となるのであるが、以上の方式に依る時は何れも年平均五十萬の増加には達しない。

然し乍ら、前にも觸れた如く、此の外に未調査部分の人口關係を考慮することが絶対に必要であるから、之を右の推定數に加へれば、二十年後の滿洲人口數は一體どれ程の數に達するものであらうか。

未調査部分の人口數を加へた二十年後の滿洲人口

次に未調査部分の人口數に就て、其の増加數を推定して、日本の集團移

民計畫に依る人口數並其の増加數を除いた滿洲人口の二十年後に於ける絶對數を算出することにする。

康德三年の滿洲人口は三五、三三七、九八〇人であつて、其の増加數に占むる未調査部分の人口數は、九四八、六四〇人であつた。而も、此の數字は此の部分の人口數が將來に向つて加速度的に減少する傾向を示して居るものであるが、今後行政機能の浸透と共に完全に發見される此の部分の人口數は一體幾何に推定さるべきものか、之等未發見、未調査の人口資源は、發見調査の如何に關せず、夫れ自身の生成發展の過程にあるのであつて、之が人口數の基礎確定は二十年後の滿洲人口の推定には、重要な意義を持つものと謂はねばならない。

素より、此の未調査の實在人口は、實際は康德四年以後の人口統計に其の若干部分を累年計上されて行くのであるが、今は假に其の實在人口が康德四年に全部調査されるものとして、上記と同様の推定の方法に依り二十年後の將來を見て行くことにする。では此の未調査實在人口は幾何か。尾崎氏は此の人口數を康德三年の一〇%三、五〇〇、〇〇〇人と推定する。

其の結果は次表の如く二十年後の將來に於て三、九九六、〇二三人となり、約五十萬人の増加を示すことになる。此の人口數並増加數は、夫れが實在人口であるが故に、純増加人口に準ずる人口と稱すべきものであらう。

第四表 未調査實在人口の累年増加數

年次	人口數	増加數
康德四年	三、五〇〇、〇〇〇人	—
同五年	三、五二四、五〇〇	二四、五〇〇
同六年	三、五四九、一七二	二四、六七二

支那及滿洲に於ける將來人口の推定

同	七年	三、五七四、〇一六	二四、八四四
同	八年	三、五九九、〇三四	二五、〇一八
同	九年	三、六二四、二二七	二五、一九三
同	一〇年	三、六四九、五九七	二五、三七〇
同	一一年	三、六七五、一四四	二五、五四七
同	一二年	三、七〇〇、八七〇	二五、七二六
同	一三年	三、七二六、七七六	二五、九〇六
同	一四年	三、七五二、八六三	二六、〇八七
同	一五年	三、七七九、一三三	二六、二七〇
同	一六年	三、八〇五、五八七	二六、四五四
同	一七年	三、八三二、二二六	二六、六三九
同	一八年	三、八五九、〇五二	二六、八二六
同	一九年	三、八八六、〇六五	二七、〇一三
同	二〇年	三、九一三、二六七	二七、二〇二
同	二一年	三、九四〇、六六〇	二七、三九三
同	二二年	三、九六八、二四五	二七、五八五
同	二三年	三、九九六、〇二三	二七、七七八

以上に依つて滿洲國人口は此の未調査實在人口三、九九六、〇二三人を加へることに依つて二十年後の人口の絶對數を次の如く推定せられる。

表	人口數	増加數	年平均増加數
A 表	四五、四二四、五五四人	一〇、〇八六、五七四	五〇四、三二九人
B 表	四七、〇二四、五五四	一一、六八六、五七四	五八四、三二八
C 表	四八、六二四、五五四	一三、二八六、五七四	六六四、三二九
A' 表	四五、四八六、〇四二	一〇、一四八、〇六二	五〇七、四〇三
B' 表	四七、二〇九、〇三八	一一、八七一、〇四八	五九三、五五二
C' 表	四八、九三三、〇二二	一三、五九四、〇三二	六七九、七〇二

即ち、滿洲人口の二十年後に於ける絶對數は、最少限に推定した場合に

於ても、日本の百萬戸五百萬人の國策移民數を全然算入せずして、五四、四二四、五五四人となり、年平均増加數は五〇四、三二九人である。

吾々は此の五十萬人の増加數に對して、決して奇異の觀を持つべきでは勿論ない。日本の場合に於ては、夫れは約倍數であり過去五年間昭和五—一〇年に於て、四百八十萬の増加を示した事實を想起するならば、滿洲人口の累年五十萬人の増加は、何等奇異とするに足りない。

而も、以上は日本の百萬戸五百萬人の集團移民計畫を、全然除外した滿洲人口數なのである。

五百萬人移民計畫に於ける五百萬人の人口數は、單に送出數に過ぎないのであるから、二十年後に送出數が五百萬に達する迄には、十九年間に送出された移民の自然増加數は、相當な數になつて居るものと觀ねばならぬ。

註 内地人口の自然増加率は人口千に付一三・〇八である(列國國勢要覽昭和十二年版)

更に考慮を要することは、康德三年に於ける滿洲人口數の中には、國策移民とは別に、既に入滿して居る日本人口が相當數——内地人一八九、五〇八人、朝鮮人八六三、九五七人(註 滿鐵附屬地の日本人人口を含まず)に達して居るのであるから、今後に於ても、斯る移民計畫外に自然に流入する日本人口は、移民計畫の活潑なる進展と併行表裏して増加して行くことは、極めて自然な人口發展現象と思はれるから、ここに所謂「幾何級數」的な人口の發展激化が其の後に來るものと、今日に於て豫見することは決して妥當を失するものと謂ふを得ないと結論してゐる。

註 滿鐵附屬地の移讓により同年に於ける同地域の日本人口を加算すれば内地人 三九二、七四四、朝鮮人八九四、七四四(小山榮三)

シーボルトと弟子高良齋との問答大意

(埋め草)

文政六年七月來朝した蘭館醫シーボルトは日本に滯留中門人等に問題を提出し、答を求めたが、左は其中高良齋との間に交された出生率死亡率等に關する問答の大意である(「シーボルト」研究八五—八七頁)

(問) 日本の男女の平均年齢は何歳か? 日本の何處に長壽の人が居るか?

(答) 男女とも六十歳は高齡といふ事になつてゐる。七十歳に達する人もある。「古稀の人」或は「古稀の壽」といひ、古來稀なりといふ意味である。時には八十歳、九十歳の人もある。百歳の人は五十年か百年に一人位である。高齡な人は山の中とか邊鄙の所に居る。時には町にも居る。

(問) 日本の女子の月經初潮は何歳で來るか? 何歳で子を生むか?

(答) 初潮は平均十四歳である。時には十五歳或は十六歳以後に始まる。十三歳以下では見られないが、此の年齢で子供を作る事は出來る。

(問) 日本では男子と女子と何れが多く出生するか? 其割合は如何、歐羅巴にては男兒二十人に對し女兒二十一人の割合なるが、日本にては女兒稍多かるべしと考ふ。

(答) はつきりとは分らぬが、歐洲に於けるよりも女子が多く生れる様である。

(問) 日本にては一年間に百人中何人死亡するか? 歐羅巴にては三十三人に付一人死亡する。日本にては尙ほ少きかと考へらる。

(答) 日本にては二十二人に一人の割合で死亡する。歐洲に於けるよりも多く死ぬ。

彙報

内地在住朝鮮人出産力調査の施行

前回の本研究所出産力調査にひきつづき今回更に財団法人中央協和會の協力により内地在住朝鮮人(有配偶者)の出産力調査を施行することとなつたが、其の要綱を掲ぐれば次の如くである。

一、調査目的

本調査は内地在住朝鮮人の結婚年齢、職業、教育程度、収入、内地在住の期間等が出産力と如何なる關係を有するかを調査し、内地在住朝鮮人の實情認識の基礎資料の一部となさんとするものである。

二、調査客體

内地在住朝鮮人(單なる旅行者を除く)の有配偶者にして現に内地に於て妻と同棲するものを對象とす
註(一) 内縁關係でも事實上の妻として同棲するものは之に含む

- (二) 正式の妻を朝鮮に残し内地に於て他の婦人と同棲せる場合は其の婦人につき報告すること
- (三) 妻が内地人たると朝鮮人たるとを問はず報告すること

(四) 世帯別調査にあらざるを以て一世帯二夫婦

以上あるときは各夫婦毎に報告すること

三、調査方法

標本調査の方法により、一定地域を選定し其の有配偶者につきて別添の調査票に調査事項を記入せしむ

四、調査項目

(一) 夫婦に關する調査事項

- イ 氏名
- ロ 創氏改名の場合は舊名
- ハ 生年月
- ニ 夫の本籍地
- ホ 妻の民籍
- ヘ 寄留届
- ト 現住所
- チ 婚姻年月
- リ 婚姻形態
- ヌ 婚姻の場所
- ル 初婚再婚の別
- ヲ 兄弟姉妹の數及順位
- ワ 別票
- カ 渡來年月
- キ 渡來前の職業
- ク 渡來直後の職業
- ケ 婚姻當時の職業
- コ 現在の職業
- ク 現在の月平均収入額
- ケ 郷里へ送金の有無
- コ 公の扶助の有無
- カ 教育程度

ム 内地語理解の程度

(二) 出産力に關する調査事項

- イ 妊孕の順位
- ロ 結果
- ハ 性別
- ニ 發生年月
- ホ 發生場所
- ヘ 現在生存、死亡別
- ト 子の職業
- チ 子の教育程度

五、調査地域

北海道廳、東京府、神奈川縣、富山縣、愛知縣、大阪府、山口縣、福岡縣

以上

尚、本調査に於て使用する調査票は別掲の如くである。

人口問題研究所研究報告會

本年五月中に於ける本研究報告會の題名及報告者氏名は左の如くである。

第十七回 民族周流理論(前回の續き)

館 研究官 五月三日

第十八回 出生率減退に關する一考察

中川調査部長 五月十日

第十九回 徳川時代に於ける出生及死亡率

關山研究官 五月十七日

第二十回 婚姻統計の方法に就て

岡崎研究官 五月廿四日

秘

内地在住朝鮮人(有配偶者)出産力調査表

昭和15年8月1日現在

番號	氏名		創氏改名の場 合は舊姓名		生年月		夫の本籍地		現住所		寄留 未了							
	夫	妻			明治 大昭和	年月					未了	未了						
(一) 夫妻に 關する 調査事項	事實上の婚姻年月		婚姻の形態		婚姻の場所		初婚・再婚 の別		兄弟姉妹の 數		I	II	III	IV				
	明治 大昭和 年月		普通婚姻 入夫婚姻 重婚的 單婚的 内縁				夫 妻		人 人									
	渡來年月		渡來前の 職業(内職も記 入のこと)		渡來直後の 職業(内職も記 入のこと)		婚姻當時の 職業(内職も記 入のこと)		現在の職業 (内職も記 入のこと)		現在月平均収入額		郷里へ送金の有無		公の扶助の有無			
	夫 明治 大昭和 年月										30圓以下 31圓以上 70圓以下 71圓以上 100圓以下		有 無		有 無			
	妻 明治 大昭和 年月												有 無		有 無			
	教 育 程 度												内地語理解の程度					
	夫		無就學		書堂		小學校退		中等學校卒		專門學校以上退		完		不完		無	
	妻		無就學		書堂		小學校退		中等學校卒		專門學校以上退		完		不完		無	
	備考																	
	(二) 出産力に 關する 調査事項	妊孕 順位	結 果		性別		發生年月		發生の場所		現在生存 死亡		子の職業		子の教育程度			
0		妊娠なし																
1		出生	早産	死産	流産	男	女	明治 大昭和 年月	内地	内地外	生存	死亡		無就學	書堂	小學校 在退卒	中等學校 在退卒	
2		出生	早産	死産	流産	男	女	明治 大昭和 年月	内地	内地外	生存	死亡		無就學	書堂	在退卒	在退卒	
3		出生	早産	死産	流産	男	女	明治 大昭和 年月	内地	内地外	生存	死亡		無就學	書堂	在退卒	在退卒	
4		出生	早産	死産	流産	男	女	明治 大昭和 年月	内地	内地外	生存	死亡		無就學	書堂	在退卒	在退卒	
5		出生	早産	死産	流産	男	女	明治 大昭和 年月	内地	内地外	生存	死亡		無就學	書堂	在退卒	在退卒	
6		出生	早産	死産	流産	男	女	明治 大昭和 年月	内地	内地外	生存	死亡		無就學	書堂	在退卒	在退卒	
7		出生	早産	死産	流産	男	女	明治 大昭和 年月	内地	内地外	生存	死亡		無就學	書堂	在退卒	在退卒	
8		出生	早産	死産	流産	男	女	明治 大昭和 年月	内地	内地外	生存	死亡		無就學	書堂	在退卒	在退卒	
9		出生	早産	死産	流産	男	女	明治 大昭和 年月	内地	内地外	生存	死亡		無就學	書堂	在退卒	在退卒	
10	出生	早産	死産	流産	男	女	明治 大昭和 年月	内地	内地外	生存	死亡		無就學	書堂	在退卒	在退卒		
備考																		

調査者

管轄警察署名

厚生省

人口問題研究所

第廿一回 將來人口の計算に就て

中川調査部長 五月卅一日

厚生省衛生局の國民醫療調査

厚生省衛生局に於ては今回國民醫療狀況の精確なる調査を施行することになつたが、本調査今後の集計結果は人口政策上の一資料としても期待されるゝところ極めて多い。

一、調査地域は次の如く各地方、大小各種都市より農山漁村に亙つてゐる。

大都市	調査施行府縣
工場地帯中約二千戸	東京
商業地帯中約二千戸	大阪
住宅地帯中約二千戸	兵庫
中都市 人口十萬以上中約二千戸	福岡
小都市 人口三萬乃至五萬中約千五百戸	宮城
大町村	福岡
醫療普及せる千戸乃至二千戸の町村	兵庫
醫療不便なる千戸乃至二千戸の町村	兵庫
農山漁村	
有關業隣村にして三百戸乃至五百戸のもの	宮城、兵庫
醫療に不便なき無隣村にして三百戸乃至五百戸のもの	宮城、福岡
醫療に不便なる無隣村にして三百戸乃至五百戸のもの	宮城、兵庫
公立診療所々在村にして三百戸乃至五百戸のもの	宮城、福岡

二、調査事項は

(一) 實地調査に在つては別掲「醫療實地調査票」所載の事項。

(二) 地域概況調査に在つては別掲「地域概況調査」所載の事項。

三、調査員は實地調査及調査に關する事務に従事するもので國民醫療調査員と呼ばれ、府縣職員、市町村吏員其の他適當なる者を以て當てられ、府縣知事の推薦に依り厚生大臣之を囑託す。

更に府縣知事は「醫療實地調査票」所載の事項の實地調査に従事せしめる爲調査員の中より實地調査員を命ずる。

なほ國民醫療調査員の職務の種別其の擔當範圍等に付ては府縣知事の定むる所に依る。

四、調査の方法については實地調査に先き立ち先づ準備調査を行ふこととし、

(一) 調査の準備として、(1) 實地調査員は各調査世帯に付き準備調査を行ひ「準備調査簿」を作成、また(2) 實地調査の施行上必要なる事項(調査地區番號、所得階級區分其の他)は準備調査簿及市町村吏員たる調査員の調査する所に依り實地調査員に指示される。更に(3) 調査員は世帯番號札に世帯番號を記入し實地調査員をして各世帯の最も見易き場所に貼附せしめる。なほ(4) 府縣知事は「調査地區調」表を作成して之を厚生大臣に報告することになつてゐる。

(二) 實地調査の

(1) 調査期間は本年秋より一ヶ年間繼續施行するもので、

(2) 調査の實施方法については、實地調査員が毎月十日迄に各戸を訪問して前月分の調査事項を實地調査票に記入する。實地調査票の記入に付ては別冊「國民醫療實地調査事務要綱」に掲ぐる所に依る。

(3) 集計及報告 (イ) 實地調査員は毎月十五日迄に前月分の實地調査票に毎月調査票送致目録を添へ府縣知事の定むる調査員に送致 (ロ) 府縣知事は實地調査を行ひたる月の翌月末迄(例へば九月分の實地調査票に付ては十一月末日迄)に市町村要計表、所得階級及職業別疾病狀況、所得階級及職業別治療費額、醫師又は齒科醫師に支拂ひたる治療費内譯表、及び所得階級及職業別の病類別受療日數等の諸表を作成し、之に實地調査票を添へ厚生大臣に報告する。

(三) 地域概況調査は調査地域に選定せられたる地の市町村長(東京市、大阪市及神戸市に在りては區長とすることを得)が之を施行し府縣知事に報告する。

五、經費については、府縣に對し調査世帯數一世帯に付凡そ一圓の割を以て調査に要する經費が交付される。調査に要する諸用紙は厚生省に於て作成し府縣に交付される。

六、其の他、府縣知事は調査地域(市に在りては區町丁名等を記入)、調査の對象たる世帯數、任命すべき調査員の氏名、現職名及擔當せしむべき事務の種類、調査事務處理方法其の他參考となるべき事項を具して經費の交付申請書を厚生大臣に差出すことになつてゐる。

地域概況調査票

市町村

(一) 面積	町歩	内	田 畑	町歩、山林		町歩宅地	坪		
				町歩、原野		町歩其ノ他	町歩		
(二) 戸及人口 数	戸	人	男	名	計	名	名		
			女	名					
(三) 租稅負擔額 (昭和十四年度分)	稅目	納稅人員	納稅年額	一人平均	課稅除外人員	市 町 村 稅 圓 總 額			
	所得稅								
	營業收益稅								
	特別稅戶數割				人				
(四) 財政 政	歲入	經常部	圓	歲出	經常部	圓	內衛生費	經常部	圓
		臨時部	圓		臨時部	圓		臨時部	圓
(五) 住民ノ主ナル生業 (多キ順ヨリ記入ノコト)	業	割	分	業	割	分	業	割	分
	業	割	分	其ノ他	割	分	業	割	分
(六) 診療所分布	診療所名稱	開設者	中央ヨリノ距離	病院ノ非別	患者收容定員	勤務醫師數	備考		
(七) 診療所 調査 利用スル地域隣接區町村ノ利診	診療所名稱	開設者	利用者ノ居住スル地域ヨリノ距離	病院ノ非別	患者收容定員	勤務醫師數	利用者數	備考	

備考 (一) 市ニ在リテハ(一)及(四)ノ事項ハ當該市ノ全地域ニ付調査スルコト
 (二) (二)戸數及人口ハ準備調査ノ結果ニ依ル
 (三) (六)及(七)ノ欄ハ記入欄不足ノ場合ハ別紙ニ記入スルコト

厚生省豫防局の東京、大阪兩市に於ける兒童健康診斷成績の發表

厚生省豫防局に於ては東京、大阪兩市の學童に對し昭和十四年九月（大阪は十月）より今年三月に亙りツ

ベルクリン反應試驗を行つたが其の集計結果は次の如くである。

東京、大阪兩市に於ける兒童健康診斷成績調（昭和十四年度）

學年性別	東京		大阪	
	陽性率	陽性反應	陽性率	陽性反應
尋常科一年	四、二四八	〇・一	七四〇	〇・一
計	四、四〇六	〇・六	六八七	〇・三
女	八、六五四	〇・五	一、四二七	〇・二
男	三、一五一	〇・一	三六九	〇・一
〃	三、三五八	〇・六	三五一	〇・七
計	三、七一〇	〇・三	三七五	〇・四
女	三、九〇五	〇・二	三七五	〇・九
男	七、六一五	〇・一	七三〇	〇・六
〃	二、八三九	〇・一	一、三三七	〇・一
計	三、一四八	〇・一	一、三〇四	〇・一
女	五、九八七	〇・一	六〇	〇・一
男	二、六二九	〇・一	二、六四一	〇・二
〃	三、一四六	〇・二	三、二七四	〇・二
計	三、七七五	〇・一	三、〇二九	〇・二
女	三、九七〇	〇・三	六二二	〇・二
男	七、九二七	〇・二	六、三〇三	〇・六
〃	三、九五四	〇・一	一一、八一	〇・一
計	三、九七〇	〇・一	一〇、八六一	〇・一
女	二〇、五三四	〇・一	二二、六七二	〇・一
男	二一、九三三	〇・一	一七、八八六	〇・一
計	四二、四六七	〇・一	三四、四九三	〇・一

備考	高等科一年		〃二年		高等科		小計		總計	
	計	男	計	女	計	男	計	女	計	女
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
本表中比率は百分比とす	二、六八八	一、五八三	四、二七一	三、二一二	五、九〇〇	三、五四八	九、四四八	二、六四三	二、五、四八一	五、九一五
	四七・一	四九・八	五七・一	五二・二	五五・二	四九・九	五二・八	三三・四	三三・四	三五・〇
	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・四	〇・五	〇・四	〇・二	〇・二	〇・二
	一・一	〇・七	〇・九	〇・七	〇・九	一・〇	〇・九	〇・六	〇・五	〇・五
	六・七	一〇・五	八・一	五・一	六・九	八・五	六・八	五・八	五・八	五・七
	六四・一	五二・九	一、一七〇	六七・〇	四九・〇	一、〇一九	二、三三〇	一、一六〇	一、三一一	三六、八二三
	六六・六	六二・四	六四・七	六四・五	六七・六	六五・五	六五・二	六五・八	六五・五	五九・九
	〇・三	〇・二	〇・二	〇・三	〇・二	〇・一	〇・二	〇・二	〇・一	〇・一
	一・七	二・一	一・九	〇・七	一・六	一・九	一・五	〇・七	〇・八	〇・七
	二一・四	一五・一	一八・五	二一・三	一九・九	一六・五	一九・二	二〇・二	二〇・二	一九・八

昭和十三年全國結核死亡統計の集計

厚生省豫防局に於ては内閣統計局死因統計を基とし昭和十三年に於ける全國結核死亡統計の種々なる集計を完成發表したが、其の内特に重要なものを掲ぐれば以下の如くである。

昭和十三年地方別結核死亡率

(人口一萬ニ付)

地方別	全結核死亡	肺結核死亡
北海道	二七・一三	一八・六六
東京府	二五・三七	一八・七四
京都府	二六・一七	一八・八九
大阪府	二五・四八	一九・〇七
神奈川縣	二三・四八	一七・七八
兵庫縣	二五・〇五	一八・二八
長崎縣	一九・三五	一三・八三
新潟縣	一八・四四	一三・二五
埼玉縣	一五・三六	一〇・三七
群馬縣	一七・一六	一二・〇五
千葉縣	一三・四一	九・四八
茨城縣	一一・五五	八・三三
栃木縣	一三・五九	九・七七
奈良縣	一八・二六	一二・八七
三重縣	一九・四二	一四・七四
愛知縣	二二・七三	一五・七五
靜岡縣	一八・四九	一三・九八
山梨縣	一二・三三	七・七四
滋賀縣	二二・五四	一四・七七
岐阜縣	二三・二四	一六・四九
長野縣	一五・三六	九・九二
宮城縣	一四・八六	九・九三
福島縣	一四・二四	九・四八
岩手縣	一三・九九	九・二二
青森縣	一九・三一	一三・五〇
山形縣	一三・一九	九・二一
秋田縣	一四・二六	一〇・〇九
福井縣	二三・五七	一六・九一
石川縣	三三・六〇	二一・五二
富山縣	二四・九八	一六・六五
鳥取縣	二〇・三八	一三・九五
島根縣	二一・五三	一五・七二
岡山縣	一七・六九	一二・六四
廣島縣	一九・九三	一三・七四
山口縣	二二・七〇	一七・三二

貴族院議員法學博士 下村 宏

自明治三十九年人口一萬に對する全國結核死亡
至昭和十三年

年次	肺結核	其の他結核	全結核
明治三十九年	一五・六	四・三	一九・八
同 四十年	一五・四	四・三	一九・七
同 四十一年	一五・五	四・五	二〇・〇
同 四十二年	一六・六	六・二	二二・八
同 四十三年	一六・四	六・〇	二二・四
同 四十四年	一五・七	五・八	二一・五
大正 元年	一五・八	六・一	二一・九
同 二年	一五・二	五・八	二一・〇
同 三年	一五・二	六・〇	二一・二
同 四年	一五・三	六・〇	二一・三
同 五年	一五・七	六・四	二二・一
同 六年	一五・七	六・五	二二・二
同 七年	一七・八	七・五	二五・三
同 八年	一六・六	七・〇	二三・六
同 九年	一五・六	六・八	二二・四
同 十年	一四・六	六・七	二一・三
同 十一年	一四・八	六・九	二一・七
同 十二年	一三・九	六・二	二〇・一
同 十三年	一三・四	五・九	一九・三
同 十四年	一三・七	五・七	一九・四
昭和 元年	一三・三	五・四	一八・七
同 二年	一四・〇	五・五	一九・五
同 三年	一三・八	五・四	一九・二
同 四年	一四・一	五・六	一九・七

同 五年	一三・四	五・二	一八・六
同 六年	一三・六	五・〇	一八・六
同 七年	一三・二	四・八	一八・〇
同 八年	一三・九	四・九	一八・八
同 九年	一四・二	五・一	一九・三
同 十年	一四・一	五・〇	一九・一
同 十一年	一五・三	五・四	二〇・七
同 十二年	一四・七	五・六	二〇・三
同 十三年	一四・九	五・七	二〇・六

備考

昭和八年以降の肺結核欄の計数は呼吸器(氣管及氣管支)の淋巴腺を
含む結核とす

厚生省主催國民優生大講演會の開催

厚生省豫防局では今第七十五回帝國議會の協贊を経て公布された國民優生法の主旨を徹底普及するを目的として、昭和十五年五月十七日神田一橋共立講堂に於て國民優生大講演會を開催した。其の講演題目及び講演者氏名を擧ぐれば次の如くである。

一、國民優生法に就て

厚生省豫防局長醫學博士 高野 六郎

一、國民體力と優生方策

公衆衛生院長醫學博士 林 春 雄

一、遺傳と人生

日本遺傳學會會長九州帝國大學農學部長農學博士 田 中 義 磨

一、戦争と國民優生

職員健康保險法並船員保險法の實施

昨昭和十四年第七十四回帝國議會の協贊を経た職員健康保險法並船員保險法は、其の後關係法令の公布も見、其の一部は既に施行せられてゐたが、昭和十五年六月一日よりいよいよ其の全部的實施を見るに到つた。兩法の施行は、工場、鑛山、交通及運輸關係の労働者を對象として昭和二年一月實施されたる健康保險法、土木建築關係労働者に關する同七年實施の労働者災害扶助責任保險法、並に農山漁村及中小獨立企業者に關する同十三年實施の國民健康保險法と併せて我が國社會保險制度に更に新分野を加へたるものであるのみならず、特に船員保險法に於ては養老年金制度等の劃期的部面を開拓せるものとして注目し得るものである。なほ健康保險の給付範圍を被保險者の世帯員にまで擴張することを主旨とせる第七十四回帝國議會協贊の健康保險法中改正法律も本年七月一日よりいよいよ實施の運びとなつた。

尚、參考の爲各種健康保險別の包容人員概數を擧ぐれば、健康保險は五百萬人、労働者災害扶助責任保險は約六十萬人、國民健康保險は百五十萬人(本年中に二百五十萬人に擴充の見込み)、職員健康保險は七十萬人、船員保險は十二萬人となつてゐる。

いま新實施の職員健康保險法及船員保險法の概要を掲ぐれば以下の如くである。(「法」は職員健康保險法又は船員保險法、「令」は職員健康保險施行令又は船員保險法施行令の略)

職員健康保險法(昭和十四年四月六日)に就て

本法は事務所、商店等の被傭者の健康の保持増進を圖ると共に其の生活の安定に資せんが爲の制度で、被保險者は勿論、事業主及政府も其の經費を負擔する國家の社會政策的制度であり、疾病又は負傷の際の醫療費又は傷病手當金、分娩の際の分娩費或は出産手當金、死亡の際の埋葬料等を支給するを目的とせるものである。

被保險者中の主體たる強制被保險者は都市又は厚生大臣指定の町村にありて當時十人以上の使用人を使用する「法」定種類の事業所の使用人一年の報酬千二百圓以下の者である(「法」第十八條、「令」第八條)。この場合、團體加入の規定もあり事業主は被保險者となるべき者の半数以上の同意を得て厚生大臣の認可を求めることになる(「法」第十九條、第二十條)。また強制加入の必要のない者に於ても同様の團體加入は可能である(「法」第二十一條、第二十二條)。其の外、被保險者が退職其の他の理由によつて被保險者の資格を喪失せる場合更に一定期間内續いて被保險者となることもできる(「法」第二十七條)。

保險事業經營の主體である保險者は政府と職員健康保險組合とであるが、後者は事業主及其の事業所に使用せられる被保險者(當時三百人以上)を以て組織される法人格を有つ自治團體で、其の組合員たる被保險者の保險を管掌する。

保險事業に要する費用の負擔の中大體事務費に相當する額は國庫の負擔(「法」第七十三條)。保險料(標準

報酬月額額の千分の二十六)は事業主及被保險者が各二分の一宛を負擔する(「法」第七十五條)。但し前掲被保險者の資格喪失後に自ら續いて被保險者たる者は全額負擔(同上)、又少額所得(報酬月額十五圓未満)の被保險者に對しては事業主は二分の一以上を負擔する(「法」第七十六條、「令」第九十八條)。なほ被保險者が陸海軍に徵集又は召集せられたときは保險料は免除されることになつてゐる(「法」第七十六條)。

當保險制度の實體たる保險給付に就いては、疾病又は負傷の爲の療養費の支給は總費用の八割(「令」第七十六條)、支給期間は六月間である(「法」第七十八條第一項)。疾病又は負傷に關する保險給付は近い將來に於て被保險者の世帯員にも及ぶことになつてゐる(「法」第一條)。また被保險者が傷病に罹り療養の爲に勞務に服することの出来ない時は四月目(日給者に付ては十一月目)から勞務不能の期間報酬の五割に相當する金額を傷病手當金として支給される(「法」第四十九條)。支給期間の限度は三月(日給者は六月)である(「法」第五十條)。又、被保險者の死亡せる場合の埋葬料の支給は標準報酬月額の一月份に相當する金額(但し最低三十圓)であり(「法」第五十一條第一項)、被保險者の分娩せる場合の分娩費の支給は二十圓(「法」第五十二條)、分娩の日以前二十八日、分娩の日以後四十二日以内の休業に對しては標準報酬日額の五割に相當する金額を出産手當金として支給される(「法」第五十二條、「令」第八十二條)。

なほ本保險に於ては積極的豫防の趣旨を以て健康相談施設の擴充、保健衛生思想の涵養、榮養改善施設或は結核豫防施設の經營、體育施設等も行はれる筈であ

る(「法」第七十條)。

[參照]

職員健康保險法

- 第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ノ事業所ニシテ市又ハ主務大臣ノ指定スル町村(以下指定町村トス)ニ在ルモノニ使用セラルル者ハ職員健康保險ノ被保險者トス
- 一 物ノ販賣ニ關スル事業
- 二 金融又ハ保險ニ關スル事業
- 三 物ノ保管又ハ貸貸ニ關スル事業
- 四 媒介周旋ニ關スル事業
- 五 集金、案内又ハ廣告ニ關スル事業
- 六 前各號ニ掲グルモノノ外勅令ヲ以テ指定スル事業

前項第一號乃至第五號ニ掲グル事業ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ職員健康保險ノ被保險者トセズ

- 一 第一項ニ規定スル者ヲ當時十人未満使用スル事業所ニ使用セラルル者
- 二 健康保險ノ被保險者及健康保險法第十四條第一項ノ規定ニ依リ健康保險ノ被保險者ト爲ルコトヲ得ル者
- 三 一年ノ報酬千二百圓ヲ超エル者
- 四 前各號ニ掲グル者ノ外勅令ヲ以テ指定スル者

船員保險法(昭和十四年四月六日)に就て

本法は四面環海の我が國が一朝有事の際に補助海軍として必要とする優秀船舶と優秀船員の國家的保護を

主旨として成立せるもので、船員をして永く安んじて其の職に留まらしむる爲め船員の老後及廢疾に對する生計の保障を主眼とし、併せて其の疾病死亡等に對する經濟的保障を興ふるを目的とせるものである。右の如く老齡及廢疾に關する年金制度を其の中軸となし疾病保險的性質は寧ろ第二次的となす點に於て本法は從來の健康保險、前掲の職員健康保險等と趣を異にし、我が國社會保險制度としては正に劃期的なるものといふべきである。

本保險の保險者は政府であり（「法」第二條）、本法の對象とする主要な被保險者、即ち強制被保險者は船員（「法」第一條に規定する帝國臣民たる船員で本法施行地に船籍港を定むる船舶の乗組員である）（「法」第十七條、（令）第十二條）。

本法に於ては疾病又は負傷に際しては療養の給付（「法」第二十八條）を爲すを第一とし、時に之に代へて療養費の給付を爲すこともある（（令）第二十三條、第二十四條）。療養給付の期間は六月間であるが、但し厚生大臣の指定する疾病（結核等）に對しては更に六ヶ月を加へて一年に及ぶ（「法」第三十二條）。療養中勞務不能の場合に其の期間支給せらるる傷病手當金の制度もあり、支給額は一日に付被保險者の資格喪失當時の標準報酬日額の百分の六十に相當する金額（「法」第三十條）、支給期間は六月間である（「法」第三十二條）。本法の中心たる養老年金に就いては、十五年以上被保險者たりし者が其の資格を喪失して後五十歳を超えた時、又は五十歳を超えて其の資格を喪失した時に、其の者の死亡に至る迄支給されるもので（「法」第三十四條）、支給額は、被保險者たりし期間十五年以上十六

年未滿に對し被保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の二十五、被保險者たりし期間十五年以上一年を増す毎に其の一年に對し被保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の一に相當する金額を加へたるものになる（「法」第三十五條）。この外、疾病又は負傷によつて惹起されたる廢疾者に對する廢疾年金及廢疾手當金の制度も設けられ（「法」第四十條）、廢疾年金の額は被保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の二十五、被保險者たりし期間十五年以上一年を増す毎に其の一年に對し被保險者たりし全期間の平均標準報酬年額の百分の一に相當する金額を加へたるものとなる。廢疾手當金の額は被保險者たりし全期間の平均標準報酬月額の七月分に相當する金額となる（「法」第四十一條）。更に脱退手當金（「法」第四十六條）及び死亡手當金（「法」第五十條）の制度もあり、死亡手當金は被保險者たりし全期間の平均標準報酬月額の三月分（最低百圓）となつてゐる。

尙、本制度運営上の必要經費の負擔は、國庫は療養給付及傷病手當金支給以外の保險給付に要する費用の五分の一、其の他の保險給付に要する費用は總て船舶業者と被保險者との折半である。保險料率は報酬年額千八百圓を超ゆる所謂高級船員（及資格喪失後任意繼續する者）に在つては其の標準報酬月額百圓に付六圓四十錢の割、其の他の被保險者に在つては同じく月額百圓に付八圓二十錢の割である。

紀元二千六百年記念全國社會事業大會

の開催

明治三十六年五月大阪府に於て同府下社會事業關係者主唱の下に第一回全國慈善大會の開催せられたのが社會事業に關する全國的大會の初めであるが、第三回以降は財團法人中央社會事業協會の主催となり昭和十年までに會を重ねること八回に及んでゐる。本年開催せらるゝ第九回大會は皇紀二千六百年記念の意義深き大會であるのみならず、最近の各種社會事業の分化發達の趨勢に鑑みて其の協議方法に重要問題別綜合討議の様式を採擇するなど時勢に應ずる新機軸を見せてゐる。

尙、六月七日専門委員會に於て決定せる本大會開催に關する要綱を掲ぐれば次の如くである。

紀元二千六百年記念全國社會事業大會

要綱

第一項 目的其他に關する事項

- 一、名稱 紀元二千六百年記念全國社會事業大會
- 二、趣 旨 光輝ある紀元二千六百年に方り肇國立基の大精神を昂揚し社會事業報國の意圖を益々鞏固にし現下重大の時局に處して國策に即應する斯業萬全の方途を攻究し以て皇國の進運興隆と興亞の目的達成とに資せんとす。
- 三、會 期 昭和十五年十月十日（木曜）十一日（金曜）十二日（土曜）三日間
- 四、開催地 東京
- 五、會 場 總會々場を日比谷公會堂となし各部會の會場は左記候補箇所に就き交渉すること

- 協調會館、女子會館、芝公會堂、日本赤十字社、産業組合中央會、帝國教育會、日本青年館、青山會館
- 六、主 催 厚生省、財團法人中央社會事業協會

七、後援 内務省、陸軍省、海軍省、司法省、文部省、拓務省、對滿事務局

八、協賛 東京府、東京市、其他本大會開催に協賛をなす團體

第二項 組織並協議に關する事項

一、大會の組織

(一) 大會には總裁を推戴すること

(二) 大會には名譽會長並會長以下必要なる役員を設けること

名譽會長は厚生大臣、會長は財團法人中央社會事業協會長の職に在る者を之に推すこと

(三) 協議員

協議員は別項に定むる所の本大會出席有資格者たること

二、大會の行事

(一) 式典

(二) 厚生大臣表彰

(三) 大會會長表彰

(四) 協議

イ、總會

ロ、部會

ハ、特別委員會

(五) 講演

(六) 視察

(七) 御苑拜觀を申請すること

三、諮問事項

(一) 厚生大臣諮問

(二) 陸・海軍大臣諮問

(三) 司法大臣諮問

四、協議事項

現下非常世局に際し、銖後國民生活の安定に萬全を期し、以て國力の充實培養を圖るは我が社會事業に課せられたる重大任務たり、仍て斯業の各分野に於て夫々適切なる事業の實施と之が擴充強化とに力むるの要あることは言ふを俟たざれども更に其の全面に互る綜合的見地より現在當面する重要諸問題を討議攻究し、以て之が解決處理に斯業の統制ある積極的活動を展開すること極めて緊要なり、乃ち刻下緊切なる諸問題を擧げて協議部門を左の如く定めむとす

第一部 國民保健に關する事項

本部門に於ては左記例の事項を取扱ふこと

一、母性並兒童保健

一、結核、精神病、癩病及性病

一、醫療保護

一、國民健康保險

一、國民體力問題

第二部 勞働保護に關する事項

本部門に於ては左記例の事項を取扱ふこと

一、勞務者福利

一、職業保護

一、勞働婦人保護

一、勞働少年保護

一、移住其他植民問題

第三部 經濟保護に關する事項

本部門に於ては左記例の事項を取扱ふこと

一、小商工業者の生活問題

一、家族生活保護と人口問題——家族を國家社會の單位とするならば、家族生活の保護強化を圖

ることはやがて國家社會の基礎を鞏固ならしむる所以であらう。而して家族生活を弱め或は破壊する原因は多々あらんも特に經濟問題を以て最となす。故に家族の經濟生活の安定を圖るは緊急の急務なるが、之がためには生活不安の真相を明かにして最も適切なる手段が講ぜられねばならぬ。また救護法、母子保護法、方面委員令等關係法令の積極的運用を圖るは勿論、互に凡ゆる社會施設の組織的活動が必要である。今日の社會事業は果して克くこの役割を果すに足る體制を整へてゐるであらうか。

尙貧困の原因が家族數の過多にある場合は決して尠くないが、其の多子家庭の爲に保護の途を開くことは出生率の低下を憂ふる今日、結婚獎勵金制度を確立することと共に、生活保護と人口問題解決といふ一石二鳥の効果をねらふこともならう。更に一步を進めて生活保護の積極的方面を考ふるならば、家族手當制度の擴充及年金制度の新設等も大いに考慮さるべき事項である。

一、必需物資の配給問題

一、庶民金融問題

一、住宅問題

第四部 軍事援護に關する事項

本部門に於ては左記例の事項を取扱ふこと

一、生活安定

一、教養教化

一、軍事援護思想の強化

第五部 司法保護に關する事項

本部門に於ては左記例の事項を取扱ふこと

一、司法保護思想の啓蒙普及

一、對象者の職業保護

一、被保護者の大陸移民

第六部 教育並教化に關する事項

本部門に於ては左記例の事項を取扱ふこと

一、教育と社會事業

一、宗教と社會事業

一、社會教化

第七部 社會事業組織化に關する事項

本部門に於ては左記例の事項を取扱ふこと

一、都市及農村問題と社會事業

一、社會事業の連絡並研究の問題

一、社會事業従事員の問題

一、社會事業の助成並財源問題

一、社會事業の立法並行政問題

一、日滿支社會事業の協力問題

五、豫備審議並議案

(一) 地方に於ける豫備審議並議案の提出

協議事項に關しては道府縣、朝鮮、臺灣、樺太、關東州各地方社會事業協會若くは之に準ずる團體

毎に夫々管内に於ける豫備審議を行ひ其の具體的意見を取纏め昭和十五年七月末日迄に財團法人中

央社會事業協會宛提出方を依頼すること

右期日は之を嚴守すること

(二) 中央に於ける豫備審議並議案の整理

協議事項に關しては中央に於て豫め専門委員を委嘱し各部豫備審議を行ひ地方提出議案の整理を爲

すこと

第三項 參會資格並協議員に關する事項

一、參會人員

參會人員は三千名を限度とすること

二、參會者資格

(一) 社會事業關係者にして道府縣、朝鮮、臺灣、關東州各地方社會事業協會長及樺太廳長官、南洋廳

長官若くは之に準ずる機關に於て推薦したるもの

(二) 主催者に於て推薦したるもの

三、參會通告(略)

四、參會協議員の部屬(略)

第四項 會費、旅費其他に關する事項(略)

司法省の支那事變前後に互る一般及少年犯罪増減調

支那事變が國內犯罪現象に及ぼせる影響如何は種々の觀點より見て興味ある事柄

であるのみならず人口政策的見地よりしても極めて重要な資料たるはいふ迄もないが、司法省の調査になる支那事變前後に互る一般及少年犯罪の増減は以下の諸表の示すが如くである。

第一表 支那事變前後に於ける犯罪事件數調 (新受事件) (司法省調査部調査)

事由 月別	第一審 裁判事件			終局件數	捜査 事件			終局件數
	刑法犯	特別法犯	合計		刑法犯	特別法犯	合計	
昭和十一年一月	四、七五二	三、二二三	七、九八五	八、二九八	二八、一一〇	九、三八四	三七、五〇四	三一、七四四
二月	三、五八八	二、九六二	六、五五〇	七、〇一三	一六、九三四	七、八八八	二四、八二二	一九、七七六
三月	四、七六九	四、六七七	九、四四六	九、〇九一	二四、五八〇	一〇、六〇四	三五、一八四	三〇、〇七九
四月	六、六八六	四、六九三	一一、三七八	一〇、九七〇	三〇、九九三	九、二六七	四〇、二六〇	四二、〇一三
五月	七、二五六	四、八〇三	一二、〇五九	一二、二〇五	三四、四七四	九、九九六	四四、四七〇	四七、六九三
六月	七、一四二	四、九二〇	一二、〇六二	一二、一四九	三四、一七八	一一、五二〇	四五、六九八	四七、五九〇

昭和十三年一月	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	昭和十二年一月	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月								
五、〇九五	五、三九四	五、四七五	五、八三七	六、二八四	五、八七九	六、三八四	五、五七二	四、五二八	六、八一九	五、九〇七	五、九六五	六、三三〇	四、八五六	六、一一六	五、四九五	三、八五五	四、八五四	六、五三二	六、三〇五	四、九一五	七、三九四	六、一四九	六、三二七	六、五八六	五、三一九	六、四三〇
三、〇九四	三、〇〇六	三、〇四一	三、五二七	三、九二七	三、二七一	三、一八〇	二、八三二	二、九三四	四、六一八	四、〇〇八	三、六一七	三、九三五	三、四九五	五、〇九三	六、三四〇	四、七三六	三、九六四	三、六四五	三、四二三	三、一三四	四、九九九	四、二〇五	五、三一六	四、四八一	三、三二八	四、六八四
八、一八九	八、四〇〇	八、五一六	九、三六四	一〇、二一一	九、一五〇	八、四〇四	七、四六二	二、九三二	一、四三七	九、九一五	九、五八二	一〇、二六五	八、三五一	一一、二〇九	一一、八三五	八、八一一	一〇、一七七	九、七二八	八、〇四九	一二、三九三	一〇、三五四	一一、六四三	一一、〇六七	八、六四七	一一、二七四	一一、一四
八、五〇一	八、二八一	八、四〇三	九、六六五	一〇、二六九	九、〇五二	八、八五八	七、六二九	七、七九八	一一、二三九	一〇、〇三〇	九、五八五	一〇、五〇七	七、七九八	一一、二五二	一一、四九六	八、七七五	一〇、〇三四	八、一三三	一二、三六七	一一、九六四	一一、六三五	一一、四五〇	一一、四五〇	七、七一一	一一、二七四	一一、二七四
二四、二四六	二五、三三七	二四、八七〇	二六、五九九	二八、九七三	二七、四〇〇	二七、〇七三	二六、八八九	二六、八八九	三〇、八五九	二七、四二八	二六、九六六	二八、五五二	二五、五七〇	二八、四七〇	二七、四三七	二五、二四三	三一、八〇四	二七、八八〇	二八、一八三	三六、三五二	二九、二一五	三四、八一四	三四、八一四	三四、五四八	二九、二五九	三三、九五七
一〇、四一四	九、二四四	七、六四一	八、九五六	九、一六四	七、九九八	七、三二六	八、三五七	八、三五七	一〇、四二二	一〇、五四二	九、九三三	一〇、五二二	七、八一五	九、八二四	一一、六五七	九、六〇五	八、一三〇	九、三六四	一四、一八四	一〇、五五八	一三、八七三	一四、一三六	九、九二八	一一、一六八	一一、一六八	
三四、六六〇	三四、五八一	三三、五一	三五、五五五	三八、一三七	三五、三九八	三四、三九九	三三、三〇三	三三、三〇三	四一、二八一	三七、九七〇	三六、八九九	三九、〇七四	三三、三八五	三八、二九四	三九、〇九四	三四、八四八	四一、三一〇	三七、五四七	五〇、五三六	三七、七七三	四八、六八七	四八、六八四	四九、六七五	三九、一八七	四四、一二五	四四、一二五
三三、七七三	三二、五一二	三三、〇六一	三五、七二〇	三八、九七六	三四、三一一	三三、三九五	二九、九二六	二六、七一一	四九、三三九	四〇、一八四	三七、九五九	四一、七七七	三二、四一九	四一、一七三	四〇、三七二	三二、二三八	四〇、〇四四	三五、〇〇四	五九、四九五	四〇、七一七	四九、九六七	四九、六七五	三六、三一一	四五、〇三四	四五、〇三四	

昭 和 十 四 年 一 月	十 二 月	十 一 月	十 月	九 月	八 月	七 月	六 月	五 月	四 月	三 月	二 月
三、九四〇	六、一七二	四、八二五	四、六五八	四、七四八	四、八一四	五、〇四三	五、五〇四	五、八三〇	五、二二八	六、〇二〇	四、九〇〇
一、九八七	三、五〇一	二、七九四	三、一〇四	三、二五六	三、三〇九	三、五五七	三、一二九	二、八九七	二、三六八	二、三一四	二、一三四
五、九二七	九、六七三	七、六一九	七、七六二	八、〇〇四	八、一三三	八、六〇〇	八、六三三	八、七二七	七、五九六	八、三三四	七、〇三四
六、二四〇	九、四三四	七、六六一	七、四九〇	八、〇二一	七、八八〇	八、四六八	八、四六二	八、七九九	七、四八三	八、三〇三	六、八七三
二〇、三六八	二七、〇三〇	二四、〇九九	二二、八八一	二〇、二〇五	二二、八四〇	二一、一〇七	二一、七〇八	二四、六三六	二一、九一一	二一、六一四	二〇、五六五
六、四六五	八、〇三九	八、五八一	九、三三〇	一〇、四七六	八、一一六	八、七三八	八、八二〇	七、七六一	六、四二〇	六、二八八	五、六三八
二六、八三三	三五、〇六九	三二、六八〇	三三、二〇一	三〇、六八一	三〇、九五六	二九、八四五	三二、五二八	三二、三九七	二八、三三一	二九、九〇二	二六、二〇三
二二、五一一	四二、六七二	三三、一七一	三三、〇一六	三〇、九八五	二九、一三五	二九、九二三	三〇、八六一	三一、四九四	二七、八三六	二八、七一一	二五、四二八

第二表 支那事變前後に於ける犯罪事件數の各月増減調

(第一表の新受事件合計に付)

年 次	月 別	事件別	昭 和 十 二 年 に 對 し			
			昭 和 十 一 年 は	同 十 二 年 は	同 十 三 年 は	同 十 四 年 は
一	月	第一 搜查	七、九八五	八、〇四九	七、四六二	五、九二七
二	月	〃〃	三七、五〇四	三七、五四七	三二、三〇三	二六、八三三
三	月	〃〃	六、五五〇	九、七二八	八、四〇四	七、〇三四
四	月	〃〃	二四、八三三	三六、〇一〇	三〇、八二一	二六、二〇三
五	月	〃〃	九、四四六	一〇、一七七	九、五六四	八、三三四
六	月	〃〃	三五、一八四	四一、三一〇	三四、三九九	二九、九〇二
七	月	〃〃	一一、三七九	八、八一八	九、一五〇	七、五九六
八	月	〃〃	四〇、二六〇	三四、八四八	三五、三九八	二八、三三一
九	月	〃〃	一一、〇五九	八、五九一	一〇、二一一	八、七二七
十	月	〃〃	四四、四七〇	三〇、九三五	三八、一三七	三二、三九七
十一	月	〃〃	一一、〇六二	一一、八三五	九、三六四	八、六三三
十二	月	〃〃	四五、六九八	三九、〇九四	三五、五五五	三二、五二八
一	月	〃〃	一一、一一四	一一、二〇九	八、五一六	八、六〇〇
二	月	〃〃	四四、一二五	三八、二九四	三二、五一一	二九、八四五
三	月	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃
四	月	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃
五	月	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃
六	月	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃
七	月	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃
八	月	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃
九	月	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃
十	月	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃
十一	月	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃
十二	月	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃	〃〃

八	月	〃	〃	八、六四七	八、三五一	八、四〇〇	八、二二三	二九六	四九	二二八
九	月	〃	〃	三九、一八七	三三、三八五	三四、五八一	五、八〇二	一、九六六	二、四二九	二、二八
十	月	〃	〃	一一、〇六七	一〇、二六五	八、一八九	八、〇〇四	八、〇二	二、〇七六	二、二六一
十一	月	〃	〃	四八、六八四	三九、〇七四	三四、六六〇	九、六一〇	四、四一四	四、四一四	八、三九三
十二	月	〃	〃	一一、六四三	九、五八二	七、七六二	二、〇六一	一、八二〇	四、六九八	二、〇七六
		〃	〃	四八、六八七	三六、八九九	三二、二〇一	一一、七八八	四、六九八	四、六九八	二、〇七六
		〃	〃	一〇、三五四	九、九一五	七、六一九	二、二九六	二、二九六	二、二九六	二、二九六
		〃	〃	三九、七七三	三七、九七〇	三二、六八〇	一、八〇三	五、二九〇	五、二九〇	二、二九六
		〃	〃	一一、三九三	一一、四三七	九、六七三	九、二五六	一、七六四	一、七六四	二、二九六
		〃	〃	五〇、五三六	四二、二八一	三五、〇六九	九、二五六	六、二二二	六、二二二	二、二九六

地方裁判所管轄別全國少年犯罪調 (司法省保護課調査)

廳名 昭和十年 同十一年 同十二年 同十三年 同十四年 五ヶ年平均

東京	八、八四〇	八、七三三	八、二一八	七、七九元	七、五七六	八、一九二	三、一六六	三、〇六四	三、〇六六	三、〇〇一	二、九五三	二、九五三
横濱	一、〇一三	七、七六	七、〇	七、〇	六、四七	七、七〇	四、七六	四、四六	四、四六	四、四六	四、四六	四、四六
浦和	九、九	七、七八	七、六三	五、〇	四、七五	七、〇三	四、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
千葉	六、三	五、七〇	五、二	五、四三	四、四六	五、四三	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
水戸	七、四一	一、〇三三	一、〇三三	九、四六	七、四	九、〇三	五、〇	五、〇	五、〇	五、〇	五、〇	五、〇
宇都宮	六、六一	七、〇	七、七三	七、四三	八、〇九	七、〇五	五、〇	五、〇	五、〇	五、〇	五、〇	五、〇
前橋	一、七三	一、三七一	一、三三	一、〇五六	七、七三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三	一、三三
静岡	八、三	八、五九	七、六八	八、七四	八、七二	八、三九	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
甲府	四、四六	四、五	三、三六	四、八	四、〇五	四、一	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
長野	五、四三	五、四一	四、五	四、四三	四、四三	五、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
新潟	八、三	八、四三	九、三〇	七、三	七、〇七	八、〇六	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
京都	一、〇〇一	九、六〇	七、七	八、五五	六、五六	八、四九	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
大阪	五、六三	六、一〇五	四、〇三	三、九三	三、九三	四、七六	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
神戸	一、四二七	一、八八一	一、五三〇	一、三七	一、六八	一、五	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
奈良	三、九	三、五	二、六七	二、五五	一九九	二、九四	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
大津	四、三	二、九〇	四、三	四、四	三、五	三、八五	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
和歌山	九、六三	一、〇一四	八、五三	九、〇	四、一五	八、二	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
徳島	七、六	六、七	六、七	六、七	六、八	七、四	六、八	七、四	六、八	七、四	六、八	七、四
高松	一、七	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六
名古屋	三、一六	三、〇六四	三、〇六四	三、〇六四	三、〇六四	三、〇六六	三、〇六六	三、〇六六	三、〇六六	三、〇六六	三、〇六六	三、〇六六
安濃津	四、七六	四、六	四、六	四、六	四、六	四、六	四、六	四、六	四、六	四、六	四、六	四、六
岐阜	六、一	六、九	六、九	六、九	六、九	六、九	六、九	六、九	六、九	六、九	六、九	六、九
福井	二、四	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
金澤	四、三	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇	三、〇
富山	五、〇	五、一	五、一	五、一	五、一	五、一	五、一	五、一	五、一	五、一	五、一	五、一
廣島	一、五〇七	一、七三	一、七三	一、七三	一、七三	一、七三	一、七三	一、七三	一、七三	一、七三	一、七三	一、七三
山口	九、七	八、六	八、六	八、六	八、六	八、六	八、六	八、六	八、六	八、六	八、六	八、六
岡山	一、三六	一、〇七六	一、〇七六	一、〇七六	一、〇七六	一、〇七六	一、〇七六	一、〇七六	一、〇七六	一、〇七六	一、〇七六	一、〇七六
鳥取	三、三	三、五	三、五	三、五	三、五	三、五	三、五	三、五	三、五	三、五	三、五	三、五
松江	六、七	七、〇	七、〇	七、〇	七、〇	七、〇	七、〇	七、〇	七、〇	七、〇	七、〇	七、〇
松山	七、三	七、六	七、六	七、六	七、六	七、六	七、六	七、六	七、六	七、六	七、六	七、六
長崎	七、〇	六、五	六、五	六、五	六、五	六、五	六、五	六、五	六、五	六、五	六、五	六、五
佐賀	六、一	六、五	六、五	六、五	六、五	六、五	六、五	六、五	六、五	六、五	六、五	六、五
福岡	二、四〇	三、一五九	三、一五九	三、一五九	三、一五九	三、一五九	三、一五九	三、一五九	三、一五九	三、一五九	三、一五九	三、一五九
熊本	一、六八	一、九七九	一、九七九	一、九七九	一、九七九	一、九七九	一、九七九	一、九七九	一、九七九	一、九七九	一、九七九	一、九七九
大分	三、五	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三
鹿児島	五、一〇	三、八	三、八	三、八	三、八	三、八	三、八	三、八	三、八	三、八	三、八	三、八

宮崎	五三	四八	五〇〇	四〇八	二六	四三	青森	五九	四三	四九二	三三三	五三	四七八
那覇	八	一〇九	一九	七	七	七	札幌	六五	八五	一〇五	九〇〇	五七	八五九
仙臺	三九	三四	二五八	二五	二四	二九〇	函館	六四	三八	三六	二六一	二〇六	三五五
福島	四九	四七	五〇〇	四	四	六九	旭川	四〇	三五	二九七	二四六	三〇一	三二四
山形	二六	三六	二四一	二	三	二七	釧路	三六	三七	三三	二九	三〇	二九九
盛岡	二九	三四	四三	三	三	三〇	太田	一四	一四	一五七	一六一	一七	一五五
秋田	三三	四一	四九	三	三	三三	計	五、二五	五〇三九	四六九七九	四三、四三	四二、七五	四七、四四

東京市に於ける市民調査の施行

戦時下物資配給の正確なる基礎資料整備の必要から東京府及市に於ては昭和十五年七月一日現在の府民調査及市民調査を施行したが、其の今後の集計結果は都市人口問題上にも新しい一資料を加へるものとして期待されるゝところが多い。

特に東京市の市民調査に關する東京市民調査提要の一部を摘記すれば次の如くである。

東京市民調査提要(調査の要綱)

- 一、調査の主旨 本調査は東京市民籍に關する最新資料を急速に徴收し一般生活必需品の需給調整に關する緊要な對策の樹立實行上須要なる基礎資料の作成整備を目的とす。
- 二、調査の時期 本調査は昭和十五年七月一日現在を以て調査す。
- 三、調査の範圍 本市内に定住する者を以て構成する世帯及び其の世帯員に付調査す。
但し左記を除外する。

一、宮城、離宮、皇族の殿邸其の他之に準すべき

箇所

- 一、外國の大使館、公使館
- 二、陸海軍の部隊及艦船
- 三、刑務所、留置場

(一) 世帯には普通世帯と準世帯とがある。

(イ) 普通世帯とは住居及家計を共にする者を含む。家族は勿論、主家で寝泊りする雇人(抱藝妓、住込女給等も雇人と看做す)は其の世帯員とする。

一人にて住居を有し家計を立て、居る者も一の普通世帯である。

家計を共にするも別に住居を有する者は住居を異にする毎に各一の普通世帯である。

一軒の家でも間借りや二階借りをして別世帯を營んで居る者があれば夫々別の世帯とする。

(ロ) 準世帯とは寄宿者、下宿屋、合宿所等に在る家計を共にしない者の集りをいふ。

下宿屋の場合には營業主の家族、雇人から成る世帯を一つの世帯とし、下宿人は之を一纏めにして別の準世帯とすること。但し素人下宿の下宿人の如きは其の世帯(下宿先)の世帯員

とする。

(二) ここに定住者とは常時市内に住居を有する者をいふ。

(イ) 随つて民法の住所とは大多数の場合一致するが、民法の住所の要件を爲す生活の本據たる事を要するものでない。平常居住の場所であればよい。而して定住地は唯一のものとするべきであるから交代に二軒の家に住んで居る者の如きは何れか一軒に決まなくてはならない。

(ロ) 一時の旅行とか入院とかして居る者は平常居る世帯の世帯員に加へる。

(三) 水上生活者に就ては警視廳に依頼する事になつてゐる。

四、調査票及調査の事項(調査表及調査事項に就いては別掲「市民調査票」参照)

五、調査の機關 本調査は區長が市長の指揮を受け區内の調査の執行を掌るのであつて、之が執行に關する事務は隣組區域により隣組長に委嘱する。

六、調査の方法

(一) 調査票用紙その他の印刷物の交付 市民調査票用紙其の他の印刷物は市長から區長、町會長を経て隣組長に夫々交付する。

(二) 實 査 隣組長は所屬町會名、隣組名、世帯番號を記入の上、一世帯正副二通宛市民調査表用紙を世帯主又は世帯管理者(準世帯の管理者)に配付する。

世帯主又は世帯管理者(以下世帯主とあるは世帯管理者を含む)は調査票用紙に各調査事項を記入し署名又は捺印の上七月一日迄に隣組長に提出する。

世帯主にして調査事項の記入をなすことの出来ない者ある時は隣組長は調査票蒐集の際、口頭を以て申告させ代つて記入をなし讀み聞かせた上これを蒐集する。

(三) 調査票の検査、整理竝に提出 隣組長は市民調査票の記入事項を仔細検査の上檢印欄に檢印、調査票の世帯番號順に整理し要計表を添へて七月三日までに町會長に提出する。町會長も亦其の町會所屬の世帯の要計表を作成し一通は手元に保管し他の一通に隣組長が作成せる要計表を添へて七月五日までに區長に提出する。區長は市民調査票を町會長より受取つた時は其の記入事項を一枚毎に検査し、誤謬又は脱漏ある時は隣組長をして其の訂正の手續を取りしめる。區長は其の手續を終つた後其の調査票に區に關する要計表、町會に關する要計表と隣組に關する要計表とを整理して七月七日までに市長に提出する。

七、要計表の作成(要計表略)

市 民 調 査 票

隣組長
檢 印

昭和十五年七月一日現在		世帯主氏名	捺 印
所屬町會名	隣 組 名	世帯番號	
所轄警察署名	警 察 署	巡 査 派 出 所 名	又ハ 駐 在 所 名
世帯所在地	區	町	丁目 番地 方
準世帯ノ種類	管 理 人 ノ 名	瓦 斯 設 備	有・無・
室 數	室 疊 數	疊 風 呂 用 燃 料	石炭・煉炭・其ノ他
氏 名	男 女 別	出生ノ年月日	世帯ニ於ケル地位 職 業 従業ノ場所
1.		年 月 日	
2.		年 月 日	
3.		年 月 日	
4.		年 月 日	
5.		年 月 日	

(表) 枚ノ内第 號

東 京 府 東 京 市 〇 警 視 廳

氏 名	男 女 別	出生ノ年月日	世帯ニ於ケル地位	職 業	従業ノ場所
6.		年 月 日			
7.		年 月 日			
8.		年 月 日			
9.		年 月 日			
10.		年 月 日			
11.		年 月 日			
12.		年 月 日			
13.		年 月 日			
14.		年 月 日			
15.		年 月 日			
16.		年 月 日			
17.		年 月 日			

(裏)

財團法人人口問題研究會の罹災

厚生省内に事務所を置いてゐた財團法人人口問題研究會は昭和十五年六月二十日の火災に際し類焼の厄を蒙り其の苦心蒐集せる文献の大半を喪失したが、厄後直ちに厚生省社會局生活課内に事務所を設け鋭意復舊に努めてゐる。

厚生科學研究會の創立並機關誌「厚生科學」の創刊

時代の要求に添ひ厚生科學に關する理論並に應用の發達を促進するを目的として創立された厚生科學研究會は既に其の發會式を昭和十五年一月二十三日公衆衛生院に於て舉行し、別掲の如き會則を議定し、評議員選舉、理事互選を行ひ、また公衆衛生院長林春雄博士を會長に推せるものであるが、更に本年五月同會の機關誌として季刊「厚生科學」の第一卷第一號を刊行した。其の内容目次は別掲の如くである。

厚生科學研究會會則

名稱

第一條 本會ヲ厚生科學研究會ト稱ス

目的及事業

第二條 本會ハ厚生科學ニ關スル理論並ニ其應用ノ發達ヲ促進シ併セテ會員相互ノ親睦ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ其ノ目的達成ノ爲メ次ノ事業ヲ行フ

1 機關雜誌ノ發行並ニ其他ノ出版

2 研究會、講演會、學會等ノ開催

3 其他本會ノ目的達成ニ資スル事業

會員

第四條 會員ヲ分チテ次ノ三種トス

1 名譽會員

名譽會員ハ特ニ吾邦衛生ノ進歩改善ニ功勞大ナリシモノニシテ總會ノ決議ヲ經テコレヲ推薦ス

2 贊助會員

特ニ本會ノ趣旨ニ賛同シテ援助セントスル者ニシテ理事會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

3 普通會員

衛生ニ關スル研究又ハ實務ニ携ハル技術家其他一般ニ衛生ノ研究又ハ實務ニ密接ナル關係ヲ有スル者

第五條 普通會員タラントスル者ハ其ノ氏名、住所、職名ヲ記シ會員ノ紹介ヲ以テ本會事務所ニ申込ミ理事會ノ承認ヲ經テ之ヲ定ム

第六條 會員ニシテ本會ノ名譽ヲ毀損シ又ハ其他ノ不都合ノ行爲アル時ハ理事會ノ決議ニリテ除名スルコトアルベシ

役員

第七條 本會ニ役員トシテ會長一名、理事、評議員、幹事各若干名ヲ置ク

役員ノ任期ヲ二ヶ年トシ再選ヲ妨ゲズ但シ次期ノ役員就任スルマデハ其任ニアルモノトス

尙事業處理ノ必要ニ應ジテ雜誌編輯委員及事務員ヲ置ク

第八條 評議員ハ會員中ヨリ之ヲ選舉ス

理事ハ評議員中ヨリ之ヲ互選ス

會長ハ理事中ヨリ互選ニヨリ之ヲ定ム

理事ニ庶務理事、會計理事並ニ編輯理事ヲ置キ會長之ヲ委囑ス

編輯委員ハ會員中ヨリ會長之ヲ委囑ス

事務員ハ會長之ヲ囑託ス

役員ニ缺員ヲ生ジタル時ハ會長ノ指名ニヨリ之ヲ補缺スルコトヲ得

第九條 會長ハ本會ヲ代表ス

理事ハ理事會ヲ組織シ本會ノ常務ヲ處理ス 評議員ハ理事會ヨリ附議セラレタル主要ナル事項ヲ審議ス

總會及會議

第十條 本會ハ毎年一回通常總會ヲ開ク

第十一條 理事會ニ於テ必要ト認ムル場合又ハ會員ノ要求アリテ理事會之ヲ適當ト認ムル場合ハ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第十二條 總會ノ議事ハ出席會員ノ過半数ヲ以テ決ス

第十三條 理事會ハ會長必要ト認メタルトキ之ヲ開催ス

第十四條 評議員會ハ會長必要ト認メタルトキ理事會ノ決議ヲ經テ之ヲ開催ス

第十五條 本會ノ經費ハ會費及理事會ノ承認シタル寄附金ヲ以テ之ヲ支辨ス

第十六條 普通會員ノ會費ハ年額三圓又ハ一時金五十圓トス

贊助會員ノ會費ハ年額二十圓又ハ一時金百圓以上トス

第十七條 會計決算ハ曆年度トス

第十八條 本會發行ノ機關雜誌ハ會員ニ無償配布ス

附 則

第十九條 本會會則ハ總會ノ決議ヲ經ルニアラザレバ之ヲ變更スルコトヲ得ズ

第二十條 本會事務所ヲ公衆衛生院内ニ置ク

なほ同研究會現在の理事名は次の如くである。

會長	公衆衛生院長、東大名譽教授醫學博士	林、春雄
理事	公衆衛生院教授醫學博士	赤塚京治
〃	公衆衛生院講師兼厚生技師農學士	池田 錫
〃	公衆衛生院教授醫學博士	石川知福
〃	公衆衛生院教授醫學博士	川上理一
〃	公衆衛生院教授醫學博士	齋藤 潔
〃	公衆衛生院教授醫學博士	野邊地慶三
〃	公衆衛生院教授兼東大工學部助教醫學士	平山 嵩
〃	公衆衛生院教授兼東大工學部助教醫學士	廣瀬六郎

「厚生科學」第一卷第一號内容目次

卷頭言

厚生科學の創刊に際して

林 春雄

綜 說

衛生技術員養成機關に就て

野邊地慶三

原 著

ツベルクリン反應検査方法に就て(第一報)

野邊地慶三其他

結核死の年齢分布に就て

久保秀史

負荷重量の生理衛生學的研究

白井伊三郎・土屋弘吉

防毒面に關する研究(第一報) 鈴木幸夫

沈澱活性汚泥中に於けるチブス菌の生存期間に就て

集團検査に適する網狀赤血球染色法の新變法に就て

赤塚京治・森下正次其他

調査報告

北滿開拓地の夏期に於ける青少年義勇軍並に開拓民の生活狀況

東北地方農漁村住宅視察報告

農村に於ける小兒保健並に榮養改善事業

夜業の影響に關する一調査

資 料

活性汚泥生物の定量法に就て

論著紹介

疫 學(七篇) 心理學(二篇) 産業衛生(六篇)

建築衛生(一篇) 衛生化學(一篇)

雜 報

恩賜財團愛育會昭和十五年度事業計畫

恩賜財團愛育會は昭和十五年五月評議員會に於て昭和十五年事業計畫を決定した。其の要目を擧ぐれば次の如くである。

昭和十五年度事業計畫要目

第一、本會に關する事項

(一) 道府縣市區町村別乳兒死亡率の調査

昭和八年統計局に依頼し本調査を行ひたるが本年は恰かも國勢調査を施行せらるゝを機會として第二回の調査を行はむとす

(二) 農山漁村に於ける愛育諸施設狀況の調査

農山漁村に於ける愛育諸施設狀況を調査し愛育事業施行の資料となさむとす

(三) 兒童愛護思想普及

(四) 愛育事業關係者の選奨

愛育事業の第一線に活動しつゝある保健婦其他の従事員及愛育事業に關し盡力せる篤志者を選奨せむとす

(五) 妊娠、出産、育兒等に關する民俗資料の編纂

各府縣當局の配慮に依り蒐集せる標記の資料を分類編纂して之を刊行せむとす

(六) 愛育村の指導、聯絡

昭和十四年度に於て全國に愛育村の設置を見ることとなりたるに依り之が指導、聯絡を緊密ならしむる要あるを以て愛育班員の訓練を一層強化する外

イ、地方別に關係者の聯絡協議會を開催するとともに

ロ、愛育村の保健婦に對し再教育を行ひ愛育事業の實績を擧ぐるに努めむとす

(七) 地方巡回展覽會施設

(八) 會報「愛育」及「愛育新聞」發行

第二、愛育研究所に關する事項

(一) 研究事項の擴充

現に研究に従事しつゝあるものの外研究事項を擴充する爲所員及助手を増員し猶他の關係團體よりの援助に依り一層研究を進めむとす

九一

(二) 愛育醫院の充實

- 1 小兒科擔當の醫員を増員し現在醫長一人、醫員三人を醫長一人、醫員五人とする外、耳鼻咽喉科及皮膚科の囑託醫を置く
- 2 産科を新設し醫長一人、醫員二人、産婆二人、看護婦六人を置く

(三) 相談所及母親學校

相談所の事業を擴張し深川區住吉町深川母子園に健康相談所を開設す

母親學校を設け一期約五十時間の豫定を以て年三回之を開き兒童を同伴せしめて實際的指導を行ふ

第三、愛育隣保館に關する事項

(一) 戦死者遺族保育講習

軍事保護院の援助を受け本年三月開始の戦死者遺族保育講習は本年度に於ても引續き之を施行し九月中旬終了の豫定なり

(二) 乳兒の哺育

現に隣保館に於て實施しつつある幼兒の保育と關聯して乳兒の哺育は隣保館の使命を達成する上に於て最も必要なる事なるが故に經費の許す場合に於ては乳兒の哺育を開始し愛育研究所と聯絡して乳兒の榮養其他保護に關し實際的指導をなさむとす

社団法人日本産業衛生協會の健康保險法の改善に對する決議

社団法人日本産業衛生協會理事會に於ては昭和十五年四月二十三日同協會内社會保險制度及醫療制度調査委員會の調査になる健康保險法の改善に對する決議案を承認決定、五月十七日理事長より保險院社會保險局長宛提出した。其の全文を掲ぐれば次の如くである。

健康保險法の改善に對する決議

一、定額式に由る適性診療報酬の決定

說明

本年度日本醫師會との診療契約は諸種の點に於て改善されたるも府縣により診療の報酬動搖するのみならず、而も往々にして高物價を示す大府縣に於て低額なるを以て、被保險者に満足を與へ得ず、又保險醫にも經濟上の不安を齎し、延いては診療内容を更に低下するに至る虞あり。故に地方的事情を考慮し、且診療方法並に診療經濟上の合理性を具備せる定額報酬を制定すること

但し、この制定に當りてはたゞに政府並に醫師會のみならず、此の方面に造詣深き民間人をも之に參與せしむるの必要あり

二、被保險者の診療費一部負擔

說明

被保險者の診療費負擔なき現行制度は亂診濫療を來す虞多きを以て、診療費の極めて少額を被保險者に負擔せしむること

三、保險醫療機關の整備

說明

イ、専門醫制度の實施

保險醫の技術及教養には多くの段階あるにも不

拘、その診療報酬は低額單一化を目標として實施されてゐる

これは一方被保險者に安心と満足とを與ふるの道に非ざると共に、他方醫師にも亦満足を與へざる理由である。この弊を除去する爲には新に専門醫制度を設くるの必要あり。即ち、専門的醫術に深き造詣を有する醫師を以て専門醫とし、その撰定を嚴格にすると共に、専門醫たる保險醫の報酬と一般保險醫の報酬との間には適切且妥當なる區別を立つること。尙専門醫の撰定に關しては適當なる資格規準を定め、特に委員會等を組織して慎重に撰任すること

ロ、保險醫の指定

(1) 健康保險法施行當初に於ては開業醫全部を保險醫たらしめるために種々の情弊を生ぜり。依りて社會保險を理解せず、或は社會保險醫療をなさざる有名無實なる保險醫に關して合理的制限を行ふこととする

(2) 私立診療所に於ける醫師にして社會保險を理解し之が診療を希望するものに就ては、その設備不完全ならざる限り銓衡の上之を保險醫たらしむること

(3) 現行制度下に於ては、日本醫師會は醫者に非ざる者の設立する病院例へば大會社の社長が表面上病院の設立者たる場合、産業組合設立の病院等を政府管掌保險の保險醫たることを欲せざるが如き場合あるも政府は醫師に非ざる者の經營する病院と雖社會保險醫療に適するものは廣く之を指定され度きこと

(二) 愛育醫院の充實

- 1 小兒科擔當の醫員を増員し現在醫長一人、醫員三人を醫長一人、醫員五人とする外、耳鼻咽喉科及皮膚科の囑託醫を置く
- 2 産科を新設し醫長一人、醫員二人、産婆二人、看護婦六人を置く

(三) 相談所及母親學校

相談所の事業を擴張し深川區住吉町深川母子園に健康相談所を開設す

母親學校を設け一期約五十時間の豫定を以て年三回之を開き兒童を同伴せしめて實際的指導を行ふ

第三、愛育隣保館に關する事項

(一) 戦死者遺族保育講習

軍事保護院の援助を受け本年三月開始の戦死者遺族保育講習は本年度に於ても引續き之を施行し九月中旬終了の豫定なり

(二) 乳兒の哺育

現に隣保館に於て實施しつつある幼兒の保育と關聯して乳兒の哺育は隣保館の使命を達成する上に於て最も必要なる事なるが故に經費の許す場合に於ては乳兒の哺育を開始し愛育研究所と聯絡して乳兒の榮養其他保護に關し實際的指導をなさむとす

社団法人日本産業衛生協會の健康保險法の改善に對する決議

社団法人日本産業衛生協會理事會に於ては昭和十五年四月二十三日同協會内社會保險制度及醫療制度調査委員會の調査になる健康保險法の改善に對する決議案を承認決定、五月十七日理事長より保險院社會保險局長宛提出した。其の全文を掲ぐれば次の如くである。

健康保險法の改善に對する決議

一、定額式に由る適性診療報酬の決定

說明

本年度日本醫師會との診療契約は諸種の點に於て改善されたるも府縣により診療の報酬動搖するのみならず、而も往々にして高物價を示す大府縣に於て低額なるを以て、被保險者に満足と與へ得ず、又保險醫にも經濟上の不安を齎し、延いては診療内容を更に低下するに至る虞あり。故に地方的事情を考慮し、且診療方法並に診療經濟上の合理性を具備せる定額報酬を制定すること

但し、この制定に當りてはたゞに政府並に醫師會のみならず、此の方面に造詣深き民間人をも之に參與せしむるの必要あり

二、被保險者の診療費一部負擔

說明

被保險者の診療費負擔なき現行制度は亂診濫療を來す虞多きを以て、診療費の極めて少額を被保險者に負擔せしむること

三、保險醫療機關の整備

說明

イ、専門醫制度の實施

保險醫の技術及教養には多くの段階あるにも不

拘、その診療報酬は低額單一化を目標として實施されてゐる

これは一方被保險者に安心と満足とを與ふるの道に非ざると共に、他方醫師にも亦満足と與へざる理由である。この弊を除去する爲には新に専門醫制度を設くるの必要あり。即ち、専門的醫術に深き造詣を有する醫師を以て専門醫とし、その撰定を嚴格にすると共に、専門醫たる保險醫の報酬と一般保險醫の報酬との間には適切且妥當なる區別を立つること。尙専門醫の撰定に關しては適當なる資格規準を定め、特に委員會等を組織して慎重に撰任すること

ロ、保險醫の指定

(1) 健康保險法施行當初に於ては開業醫全部を保險醫たらしめるために種々の情弊を生ぜり。依りて社會保險を理解せず、或は社會保險醫療をなさざる有名無實なる保險醫に關して合理的制限を行ふこととする

(2) 私立診療所に於ける醫師にして社會保險を理解し之が診療を希望するものに就ては、その設備不完全ならざる限り銓衡の上之を保險醫たらしむること

(3) 現行制度下に於ては、日本醫師會は醫者に非ざる者の設立する病院例へば大會社の社長が表而上病院の設立者たる場合、産業組合設立の病院等を政府管掌保險の保險醫たることを欲せざるが如き場合あるも政府は醫師に非ざる者の經營する病院と雖社會保險醫療に適するものは廣く之を指定され度きこと

四、給付困難なる地域に於ける直接給付

説明

給付困難なる地域に於ける被保険者に對する醫療給付は日本醫師會の請負契約より削除し、保險者に於て直接給付の制度に改むること

五、重症者の診療(入院診療を含む)の重視

説明

從來の經驗に徴し且現下の情勢に鑑み、重症者の診療(入院診療を含む)に重點を置きたる診療制度に改むること。從來は多數の輕症者は比較的充分なる診療を受けたるも、重症者は保險經濟等のために未だ不充分、不完全なる診療を受ける者あり。此の事實は診療内容の一般的低下を意味し、重大なる問題を提起しつゝあるものなり

六、結核保險(假稱)制度の創設

説明

結核病診療を各種社會保險より切離し、新たに結核保險(假稱)制度を創設し、一般健康保險の療養給付六ヶ月を経過して尙未治なるものを凡て該保險に加入せしめ、轉歸迄治療し以て結核病に對する豫防及醫療の完璧を期すること

説明

結核病以外の長期慢性病のため勞務不能なる者の診療には特に發疾保險の制度を考慮すること

八、家族健康保險制度の擴充

説明

被保險者より一定の家族保險料を徴收し、以てその家族の保險醫療を徹底すること (次頁に續く)

一九三九年獨逸の婚姻、出産及死亡(總數)

全 國 (1)	婚姻		出生		死亡		一般		自然増加
	出生率(死産を除く)	死亡率(死産を除く)	出生率(死産を除く)	死亡率(死産を除く)	出生率(死産を除く)	死亡率(死産を除く)	出生率(死産を除く)	死亡率(死産を除く)	
全 國 (1)	九四四、二四六	一、六三三、〇七八	三八、三五五	一、〇〇九、二九〇	一〇〇、二三四	六二、七八八	一〇〇、二三四	六二、七八八	六二、七八八
舊領土内	七七一、一〇六	一、四〇七、四九〇	三三、五〇五	八五三、四一〇	八四、四〇七	五五四、〇八〇	八四、四〇七	五五四、〇八〇	五五四、〇八〇
舊オーストリー	一七、五三〇	一三八、八三六	三、七〇〇	一〇一、六四六	九、五一	三七、一八〇	一〇一、六四六	九、五一	三七、一八〇
ズデーテン獨逸	四九、四三四	七四、七二〇	一、八七五	四七、二六六	五、一八四	二七、五五四	四七、二六六	五、一八四	二七、五五四
メーメル地方	一、五二六	三、〇八二	八五	二、二六八	三六九	九一四	三、〇八二	八五	九一四
舊ダンチヒ自由市	三、六六〇	八、九六〇	一九〇	四、九〇〇	六五三	四、〇六〇	八、九六〇	一九〇	四、〇六〇

一九三九年獨逸の婚姻、出産及死亡率(前年及一九三三年と比較)(人口千に付)

全 國 (1)	婚姻		出生率(死産を除く)		死亡率(死産を除く)		自然増加率		出生百に付一歳未満死亡						
	出生率(死産を除く)	死亡率(死産を除く)	出生率(死産を除く)	死亡率(死産を除く)	出生率(死産を除く)	死亡率(死産を除く)	出生率(死産を除く)	死亡率(死産を除く)							
全 國 (1)	二二八	九六	九三	二〇四	一八八	二四八	二六	二九	二五	七八	七〇	三三	六一	六二	八〇
舊領土内	二二	九四	九七	二〇三	一九六	二四七	二二	二六	二二	八〇	七九	三三	六一	六〇	七七
舊オーストリー	一七七	一三四	六五	二〇九	一四〇	一五二	一四	一四	一四	五六	(一〇)	一一	七四	八三	九四
ズデーテン獨逸	一四五	八二	八五	二二九	一四二	一六〇	三六	三九	三四	八一	一三	二七	六九	八九	二六
メーメル地方	一〇〇	七七	六八	二〇一	二二二	二四二	一四	一九	二二	七四	六七	三〇	二九	二九	三三
舊ダンチヒ自由市	九二	九〇	九三	三三三	三三三	一九〇	三三	二〇	二五	二〇	一一	七五	七三	六〇	八八

舊オーストリーの一九三七、八、九年に互る人口動態(總數)

一九三九	婚姻		出生		死亡		一般		自然増加
	出生率(死産を除く)	死亡率(死産を除く)	出生率(死産を除く)	死亡率(死産を除く)	出生率(死産を除く)	死亡率(死産を除く)	出生率(死産を除く)	死亡率(死産を除く)	
一九三九	一一七、五二〇	一三、八八六	三、七〇〇	一〇一、六四六	九、五一	三七、一八〇	一三、八八六	九、五一	三七、一八〇

九、保險制度の休養期間への延長

說明

傷病治療による診療打切りは必ずしも労働可能、作業場への復帰を意味せざるを以て、此の兩者間に休養期間を設け茲にも保險制度を延長すること

一九三九年獨逸の婚姻、出生及死亡

統計の發表

昨一九三九年に於ける獨逸の人口動態の集計結果は全國統計局機關誌 Wirtschaft u. Statistik 1940 Nr. 9 に發表されたが、一九三三年ナチス政權確立以降その出生減退の國民的危機を克服して驚異的な回復傾向を辿り來つた獨逸は昨年亦引き続き好調を持續してをり、特に獨逸へ歸屬後の舊オーストリー、ズデーテン獨逸地方等に現はれた未曾有の出生増加の如きは世界の識者をしていよ／＼矚目せしむるに足るものがあるといへよう。其の主要統計は別掲の如く、之に對する全國統計局の附帶的説明の大意を摘記すれば以下の如くである。

婚姻に就いて

一九三九年に於ける全國婚姻數の未曾有の増大(前年に對し一七四、八二一件増)は、一つは獨逸への歸屬後に現はれたオーストマルク(舊オーストリー)及ズデーテン獨逸地方に於ける顯著な婚姻増加に依るものであるが、之と共に開戦以來とり結ばれた多數の戦時結婚に依る所も多い。七・八・九月中にも前年同期に比し著しい増加を見せてゐるが、更に十・十一・十二月中には對前年同期に對し實に三五・七%の増加となつて

一九三八	九〇、〇二二	九四、三六四	二、四六九	九四、九九二	七、三七六	(-)	六〇八
一九三七	四六、三〇八	八六、三四二	二、四四七	八九、九五八	七、九三八	(-)	三、七二六

舊オーストリーの一九三七、八、九年に互る人口動態(人口千に付)

婚姻率

出生率

死亡率

自然増加率

乳幼児死亡(出生百に付)

一九三九	一七・七	二〇・九	一五・三	五・六	七・四
一九三八	一三・四	一四・〇	一四・一	〇・一	八・三
一九三七	六・九	二二・九	一三・四	〇・五	九・二

(1) 現在オーストマルクとよばれてゐるが、現行政區劃としてのオーストマルクはズデーテン獨逸地方の一部を加へてゐる。
(2) 一九三九年九月一日以降の戰死數を除く。

ズデーテン獨逸地方の一九三〇―三九年度の人口動態(人口千に付)

婚姻率

出生率

死亡率

自然増加率

乳幼児死亡(出生百に付)

一九三九	一四・五	二二・九	一三・八	八・一	六・九
一九三八	八・一	一四・二	一二・九	一・三	八・九
一九三七	八・四	一四・二	一三・二	一・〇	九・七
一九三六	八・〇	一四・四	一三・〇	一・四	一〇・三
一九三五	七・六	一四・七	一三・三	一・四	一〇・七
一九三四	七・六	一五・六	一二・八	二・八	一一・〇
一九三三	八・五	一六・〇	一三・四	二・七	一一・六
一九三二	八・六	一七・五	一三・三	四・三	一一・九
一九三一	八・八	一八・四	一三・八	四・六	一二・〇
一九三〇	九・四	一九・四	一三・六	五・七	一二・八

(1) 現行政區劃に於ける Reichsgau Sudetenland は所謂ズデーテン獨逸地方より小き。
(2) 一九三九年九月一日以降の戰死數を除く。

九、保險制度の休養期間への延長

說明

傷病治療による診療打切りは必ずしも労働可能、作業場への復帰を意味せざるを以て、此の兩者間に休養期間を設け茲にも保險制度を延長すること

一九三九年獨逸の婚姻、出生及死亡

統計の發表

昨一九三九年に於ける獨逸の人口動態の集計結果は全國統計局機關誌 Wirtschaft u. Statistik 1940 Nr. 9 に發表されたが、一九三三年ナチス政權確立以降その出產減退の國民的危機を克服して驚異的な回復傾向を辿り來つた獨逸は昨年亦引き続き好調を持續してをり、特に獨逸へ歸屬後の舊オーストリー、ズデーテン獨逸地方等に現はれた未曾有の出產増加の如きは世界の識者をしていよく矚目せしむるに足るものがあるといへよう。其の主要統計は別掲の如く、之に對する全國統計局の附帶的説明の大意を摘記すれば以下の如くである。

婚姻に就いて

一九三九年に於ける全國婚姻數の未曾有の増大(前年に對し一七四、八二一件増)は、一つは獨逸への歸屬後に現はれたオーストマルク(舊オーストリー)及ズデーテン獨逸地方に於ける顯著な婚姻増加に依るものであるが、之と共に開戦以來とり結ばれた多數の戦時結婚に依る所も多い。七・八・九月中にも前年同期に比し著しい増加を見せてゐるが、更に十・十一・十二月中には對前年同期に對し實に三五・七%の増加となつて

一九三八	九〇、〇二二	九四、三六四	二、四六九	九四、九九二	七、三七六	(-)	六〇八
一九三七	四六、三〇八	八六、三四二	二、四四七	八九、九五八	七、九三八	(-)	三、七二六

舊オーストリーの(1)一九三七、八、九年に互る人口動態(人口千に付)

婚姻率	出生率	死亡率	自然増加率	乳幼児死亡
一九三九	二〇・九	一五・三	五・六	七・四
一九三八	一三・四	一四・一	〇・一	八・三
一九三七	六・九	一二・九	〇・五	九・二

(1) 現在オーストマルクとよばれてゐるが、現行政區劃としてのオーストマルクはズデーテン獨逸地方の一部を加へてゐる。
(2) 一九三九年九月一日以降の戰死數を除く。

ズデーテン獨逸地方の(1)一九三〇―三九年度の人口動態(人口千に付)

婚姻率	出生率	死亡率	自然増加率	乳幼児死亡
一九三九	二一・九	一三・八	八・一	六・九
一九三八	一四・二	一二・九	一・三	八・九
一九三七	一四・二	一三・二	一・〇	九・七
一九三六	一四・四	一三・〇	一・四	一〇・三
一九三五	一四・七	一三・三	一・四	一〇・七
一九三四	一五・六	一二・八	二・八	一一・〇
一九三三	一六・〇	一三・四	二・七	一一・六
一九三二	一七・五	一三・三	四・三	一一・九
一九三一	一八・四	一三・八	四・六	一二・〇
一九三〇	一九・四	一三・六	五・七	一二・八

(1) 現行政區劃に於ける Reichsgau Sudetenland は所謂ズデーテン獨逸地方より小き。
(2) 一九三九年九月一日以降の戰死數を除く。

ある。殊に現在結婚最適期に在る一九一〇年生れの男子が全國で約七十五萬を算するに過ぎないことを考へると此の婚姻著増の事實は更に注目し得る。平時に於ける男子の結婚率は其の約九〇%と見做されてゐるから、假令死離別男子の再婚を加算しても、三九年度の婚姻件数は平常時に豫期さるゝ數を二十萬も超えたことになる。而かも一九一五——一九一〇年生れの男子數が一九一〇年出生男子數より更に遙かに尠いことを考慮に入れると、豫期の超過は二十萬どころではない。この未曾有の婚姻數は確かにオストマルク及ズデーテン獨逸地方で今まで繰り延べられてゐた結婚の大最成立と、全國で取りいそぎ行はれた多數の戰時結婚とが同時に惹き起した一時的現象で、さう永續性をもつたものでないことは婚姻適齢人口の涸渇が生む將來の反動に際して誤解の生じない爲にも注意しておく必要があらう。併し今日までの所では猶ほかゝる傾向は認め難く今年一・二・三月中の婚姻件數は昨三九年度同期に對し尙四二・四%の増加を見せてゐる。

一九三九年度の婚姻統計を特に舊獨逸領内に就いて見ると、前年に對し一二七、七四三件の増、また嘗て異常な婚姻數(七四〇、一六五件)を示した一九三四年に對しても約三二、〇〇〇件の増加となつてゐる。而かも當時の婚姻増加は之に先立つ恐慌期中から繰りこされてゐた結婚の取りもどしに依るもので婚姻階級人口の過剩に因由するものであるが、昨三九年度の婚姻増加は之に先立つ六ヶ年間の婚姻増加に引き續くものであるのみならず、現在結婚最適期に當つてゐる一九一五——一九一〇年生れの者の特に尠いことも前述の如くである。それにも拘らず前三九年初頭以來最初は僅かに

ではあつたが兎も角漸増の傾向(前年同期に比し前半期中に一〇、一二二件増)を示してゐるのは國民大衆を潤はした經濟的好況が尙引き續いて上昇傾向をとつてゐたことを證據立てる。後半期には前年同期に對して實に一一七、六二二件の増加で、若し戰爭の勃發がなく後半期の對前年増加數も前半期同様と考へてみると舊獨逸領内で約一〇八、〇〇〇件の戰時結婚があつたと看做してよいことになる。尙、この舊領土内の婚姻統計を地域別に見て興味を惹くことは、ズデーテン地方の併合によつて邊境地域としての危險性を解消した地方に特に増加の顯著なことである。

オストマルクは合邦以來その婚姻數を著増してをり、既に一昨三八年は前三七年に對し二倍の婚姻率を示すに到つてゐるが、昨三九年も亦この著増傾向を持續してゐるのは別表の如くで、三八、九年合計の總婚姻件數は舊オストリー治下の最後の四ヶ年年半に互る總婚姻數に匹敵してゐる。この事實こそ獨逸合邦に對するオストマルク住民の心からなる贊意と、竝に同地方經濟の迅速なる復興を證明するものに外ならぬ。

獨逸合邦の半年後本國へ再歸せるズデーテン獨逸地方、では其の婚姻増加はオストマルクには及ばないが、それには又同地方にオストマルクに見る如き大都市がないといふ事情にも依るところが多い。(因にワイーン縣の婚姻率は人口千に付二二・一で、オストマルクの婚姻増加に尠く劣るところ極めて多い。)蓋し農村や小都市の住民は大都市の市民ほど直接に生活環境に左右されるゝことがなく、事情さへ許せば一般に極めて早く結婚してふと考へられるからである。併し同地方の婚姻率はオストマルクの農村地方の其れと較べれば全

く同じ水準に立つてゐる。

出産に就いて

一月以降上昇傾向を辿つてきた昨三九年度の出生増加は最後の三ヶ月殊に十一月に弱勢を見せるに到つて最終期待せられてゐた年總數を實現するには到らなかつたが、この弱化は昨三九年一・二・三月中の流行性感冒の蔓延によるもので、既に今年一月には昨年同月に比し一一・八%増の出生數を示してをり、今年一・二・三月中の諸大都市の報告も同様の増勢を語つてゐる。

舊獨逸領内に就いて見ると、昨三九年度出生數の對前年増は六〇、五七九で、一昨三八年の對前年増六九、八五六の數字と共にナチス人口政策の効果を確證するものである。この出生増加の一部は三七、八年中の婚姻増加にもよるには相違ないが、根本に於ては各人當りの出産頻數の上昇に基くものとすべきで、唯その精確なる檢證は今のところ尙不可能である。之を出生率に見ても別表所載の通りで、どん底に落ちてゐた一九三三年に比較照合して隔世の感を抱かしめる。尙、この出生率上昇を地域別に見ると、一九三三年に最悪の状態にあつた地方が必ずしも豫期せらるゝ如き最も大幅の回復を見せてゐることにはならず、寧ろ嘗ても高率の地方が其の後の躍進率に於ても亦著しいことが目立つ。また之を南部及北部獨逸人の區別から見ると、確かに北獨逸の方に躍進度は顯著だが、併しそれは北獨逸の大都市及工業地帯が一九三三年以降莫大な労働青年層を吸収せるが故で、南獨逸にあつても之に類する處にはやはり總平均以上の躍進度を示してゐる。總じて工業地方は平均以上の躍進度を示し、農村地方

は平均以下になつてゐるといへよう。

オストマルク及ズデーテン獨逸地方は昨三九年を以て其の出産統計に劃期的なる好轉を示すに到つた。

オストマルクでは合邦後間もなく、特にウィーン縣に、出生數の漸増を見せた。これは寧ろ墮胎その他の

幼児處分の減少の結果と考ふべきものであるが、併し一昨三八年十二月の最後週及昨三九年一月中には出産

數の著増が認められ、この傾向は三九年を通じて中斷せらるゝことなく繼續した。三九年中の出生數は前々

年三七年に對し六一%の増加で、この増加割合が一九三三年以降の舊獨逸の其れよりも大きいことは出生率

の比較に見るも明瞭である。尙、著増したとはいへ未だ低いウィーン縣の出生率(一五・三)は、同縣がオス

トマルク總人口の約三分の一を占めてゐる關係上オストマルク總平均の出生率をかなり低めてゐるわけで、

其他の諸縣は平均出生率を遙かに抜いてゐる。

躍進の顯著なズデーテン獨逸地方も一昨三八年の出生率が一九三三年の舊獨逸の其れより更に低位にあつ

たことは合邦前のオストマルクと同様である。獨逸への歸屬(二八年十月)に因由する出生増加は三九年後半

期までは現はれて來ないわけであるが、既に三九年の出生増加は前年に對し四一・三%に及んでをり、之と併行して出生率の高上も亦著しい。

一九三九年の出生過不足

更に昨一九三九年の出生數が國家的最少必需量を充足してゐるか如何かを検討してみるに、二十歳男子の數を昨三九年同様に將來も維持してゆく爲めには全國(オストマルク及ズデーテン地方を含む)で毎年一、六

四〇(千)の出生數が必要で、メーメル地方及舊ダンテ自由市を加へるとこの數字は更に一、六五二(千)となる。之を全國(舊波蘭領の東部地方を除く)の總人口七九、九二四(千)に割り當てると人口千に付二〇・七の出生率を必要とすることになる。

この一、六五二(千)の要出生數を(昨年の國勢調査による年齢構成状態は未だ利用不可能ゆゑ)總人口の割合で振り當てゝみると、舊領土内へ一、四三三(千)、

舊オーストリーへ一、三三七(千)、ズデーテン獨逸地方へ七〇(千)となり、出生率は夫々一様に二〇・七となる

ことになるが、之を昨三九年の實數と比較すれば、舊獨逸領内の出生總數は其の最少必要數に對し僅かに

一・八%の不足、オストマルクは之を完全に充足、ズデーテン獨逸地方は必要數を四、七〇〇も超過してゐる

ことになる。舊ダンテ自由市も同じく超過剩餘を示し、その出生率二二・二は一・五も要出生率を超える

ことになる。要之、最近までは出生過少に悩んでゐた

これらの諸地方は獨逸への歸屬後その出生餘剩を以て本國を支援する状態になつたわけである。それ故に全國

總計に於て見るならば出生數の不足は僅かに一九、〇〇〇即ち一・二%に過ぎないこととなる。

勿論このことは今後もこの最小必要量が確保される

といふことを意味するわけではない。出産數の僅少だつた一九一五——一九一八年生れの者、更に成績の悪かつた二二——三三年生れの者が結婚適齡期に達する頃の

最適離婚者數の減少は豫期せらるゝ所であり、之に現下の戦争に伴ふ影響も亦考慮せねばならぬ。孰れに

せよ今後其の減少を豫期せらるゝ最適離婚者數を以て年一、六五二(千)の出生數を維持しようとするには

各個當りの出産頻數を少くとも現在より一六%高めることが必要で、この比率は今次動亂の擴大程度や獨逸今後の必要とする人的資源の程度如何によつて更に多少の増加を必要とするだらう。

死亡に就いて

一九三九年の死亡に就いては年初頭の流行性感冒による死亡増の後は完全な好調を示してゐるが、高年齢者の漸増と出産の著増とは或る程度の死亡増加を結果してゐるのは止むを得ぬ。人口一萬五千以上の市町村合計の主要死因別統計は別掲の如くで、之によつて見ても流行性感冒の蔓延(流行性感冒、氣管支炎、肺炎)高年齢者の増加(老衰、心臟病、癩、糖尿病、腦卒中)及び出生増加(乳幼児死亡)が昨三九年の死亡増の三原因たることは明かだ。その少くとも七〇%は之に歸すべきであらう。其の他の點で國民的健康並に醫療狀況の良好であつたことは結核、盲腸炎及び産褥熱による死亡減に見ることが出来る。乳幼児死亡の總數は出生増加に伴ひ増加してゐるが、率からいへば前三八年と同じであり、流行性感冒蔓延の年頭初を除けば四月以降は前年よりも好成績を示してゐる。

死因

人口一萬五千以上市町村總計の主要

死因	死亡數	人口千に付
チブス	一九〇	一・九六
麻疹	五〇〇	五・〇〇
猩紅熱	三〇一	三・〇一
百日咳	七六	〇・七六

チフテリア	三三六	二九六九	一一	一〇
流行性感冒	五九七	二八〇三	一八	〇九
結核	一八一	一八五七	五七	五九
癌及悪性腫瘍	四八三	四七五七	一五三	一五三
腸病	六六三	六三五四	二一	二〇
糖尿病	三〇七	三〇四三	九七	九八
脳卒中及癱瘓	五五五	五二八〇	一七九	一六六
心病	四七三	三八五九	一五	一三
氣管支炎	二八〇	二四九四	八八	八〇
肺炎	一七六	二一三〇	〇六	〇七
盲腸炎	五三六	五七三六	一七	一八
腎臓炎	一八七	一八九七	三三	三六
産褥熱その他 妊婦及産婦中の 不慮の傷害	二七四	二四四六	八八	七九
老衰	八九六	九二二七	二八	二九
自殺	二九三	二八六	〇一	〇一
他殺	二二七	一〇四三	三七	三四
不慮の傷害	二二七	一〇四三	三七	三四

一歳未満の特殊死因

早産	七四四	七四三三	一三四	一四二
先天性畸形	九三二	八九〇六	一六七	一七一
賢及分娩による 産児の障害	三二九	二四七四	五九	四七
腸カタル	一〇七	三三	〇三	〇一
微毒	一〇七	三三	〇三	〇一

- (1) カルルスルーエ、ビルマーゼンス、ツワイブルネッケン及ザール地方の市町村を除く。
- (2) 出産(出生及死産)千に付。
- (3) 出生千に付。

オストマルク及びブズデーテン獨逸地方に於ける死亡増も全く舊獨逸の其れと同様で、たゞ後者に死亡總數の減少を見るのは大量の労働人口が舊獨逸へ移動せる

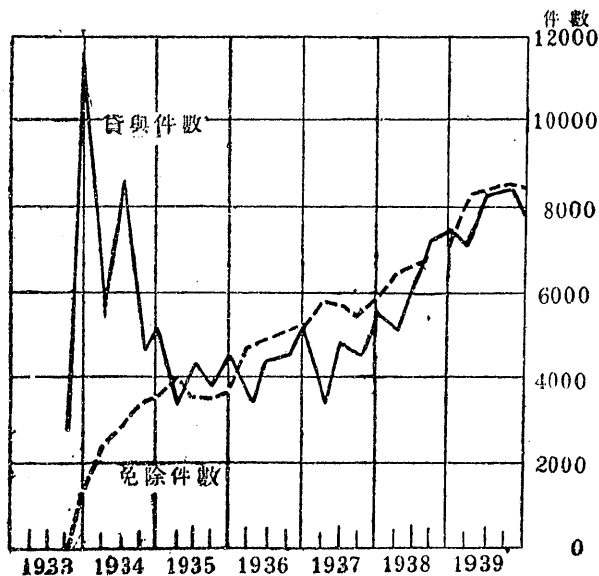
による。なほ兩者共に乳幼児死亡率の低下は顯著である。

一九三三—三九年間獨逸の結婚資金
貸與及其の償還免除件數の集計

結婚資金貸與制度は一九三三年六月失業救済策に兼ねて施行されたナチス政府最初の人口政策の一つであるが、一九三三年—三九年間の資金貸與件數及規定により出生児一人に付其の四分の一の金額を棒引される償還免除件數の集計は Wirtschaft u. Statistik 1940 Nr. 5/6 に發表さるゝ所に依れば次の如くである。

資金貸與件數	一九三三	一四、五五九
舊獨逸内	(八一二月間)	一四、五五九
新獨逸内	一九三四	三、四六九
計	一九三五	一五、〇二八
償還免除件數	一九三三	一七、四六〇
舊獨逸内	一九三七	一八、五五六
新獨逸内	一九三八	二四、三六一
計	一九三九	二七、〇九一
計	一九三三	一、四四五、八七七
舊獨逸内	一九三三	一、三六一〇
新獨逸内	一九三四	二九、九六一
計	一九三五	一五、〇六九
計	一九三六	一八、六九四
計	一九三七	二二、五三三
計	一九三八	二七、四九八
計	一九三九	二七、五六〇

一九三九 三三八二〇 三三二、四六三
計 一、三三三、八九〇



獨逸 D A F の多子家族生計費調査

一家の収入は子供數に比例して増加するわけではなく多子家族は種々の節約による以外に之が對策を有つてゐないが、多子家族の増加支出と支出節約とは果して如何なる點に行はれてゐるかを調査することを目的として Deutsche Arbeiter Front の労働科學研究所では一九三七年の労働者家計調査の結果を集計してこの方面には先例のない多子家族の生計費調査を完成した。併し新しい試みにつきものの多少の缺陷は致し方なし

く、調査客體の一千家族を凡て同一収入の家族に取ることができなかったのも其の一つといへよう。調査の對象とされた無子家族の平均月収は一九七、一子家族は一八八、二子家族は一八八、三子家族は二〇〇、四子及それ以上の多子家族は二一三RMとなつてゐる。同調査の主要數字を掲ぐれば次の如くである。

項目	(總支出に對する百分比)		
	(1) 無子家族	(2) 四子家族	(3) 増減する百分比
飲食費	三・六	四・三	(七) 七七
被服及洗濯費	七・七	八・七	(十) 二〇
住宅整備費	一・七	三・三	(十九) 〇六
入浴費	二・三	一・五	(十四) 〇三
光熱費	四・二	四・三	(十) 〇一
その他	九・一	二・一	(十四) 三〇
税金	三・三	〇・一	(一) 三二
家賃	二・〇	二・五	(一) 二五
娯樂費	四・六	三・三	(一) 二三
教養費	三・七	二・四	(一) 二三
保險金	九・一	八・〇	(一) 一三
寄附金	一・四	〇・五	(一) 〇九
諸會費	一・八	一・三	(一) 〇六
保健費	一・四	一・〇	(一) 〇四
交通費	一・三	〇・八	(一) 〇四

右表によれば支出増は飲食費、被服費、住宅整備費(増築、子供の寢臺など)に著しいが、其の他の要費中には借金も含まれてゐる。光熱費は實際上も豫期される通りさしたる増加を見せられてゐない。併し之等の支出増も子供數に比例して増大してゐるわけではなく、從

つて多子家族は恐らく安くて且つ榮養價も低い飲食物や簡粗な服装、僅かの入浴等を忍んでゐると考へられる。税金及諸會費(例へばD.A.F.の組合費)の減少はよろこばしい現象だが、之以外の節約部分が問題で家賃の減少は多子家族が小さくて恐らくはまた舊い家に住んでゐることを物語つてゐる。教養費の減少は芝居や音樂會などは勿論、新聞購讀にまでも及んでをり、保險費の減少は多子家族が非強制的な保險(物件及生命保險)に殆んど加入してゐない爲である。交通費の低下は自轉車利用等による所も多いが、また多子家族に對する種々の恩典の所爲もある。

なほ右表による四子家族の節約の總計は一・六%で、其の内税金、諸會費、寄附金等の節約を除いた眞の節約は七・〇%となる。いひ換へれば月収一九七マルクの無子家族が四人の子を持つて同程度に暮してゆくには二〇八・八マルクの月収が必要となるわけだが、調査對象となつた四子(及其れ以上の多子)家族の平均月収は二一三マルクの家族で、若し収入が均等であつたならば節約度は更に一層強化されねばならぬことになる。其の點まで究明し難いところに前述本調査の瑕瑾があるといへよう。

尙、本調査が資料とした原調査一九三七年以後、昨三九年の税制改革は更に人口政策的改善の跡を示してをり、又一昨三八年の家族手當の制度は第三及第四子には月々十マルクを、第五子以上には夫々月々二十マルクを支給することになつてゐる。(Soziale Praxis 1940 2 Heft 所載)

世界最大人口収容力の推定

(埋め草)

- E・G・ラヴェンシュタイン 五、九九四(百萬)
- 『歐洲人の猶ほ入植し得る地域について』王立地理學會講演集 第十二卷 一八九一年
- V・フィルクス 七、八〇〇(百萬)
- K・バロッド 五、六〇〇(百萬)
- 『地球は幾何の人口を養ひ得るか』シュモラー年報 第三十六卷 一九一二年
- H・ロッシュ 七、〇〇〇(百萬)
- 『世界人口の限界』ヴェルテンブルグ年報 一九二一—二二年
- A・ベング 七、六八九(百萬)
- 『人類地理學の根本問題』プロシア學士院就任講演集 一九二四年
- A・フィッシャー 六、二〇〇(百萬)
- 『人口収容力の問題について』政治地理學雜誌 第二卷 一九二五年

く、調査客體の一千家族を凡て同一収入の家族に取ることができなかつたのも其の一つといへよう。調査の對象とされた無子家族の平均月収は一八七、一子家族は一八八、二子家族は一八八、三子家族は二〇〇、四子及それ以上の多子家族は二一三RMとなつてゐる。同調査の主要數字を掲ぐれば次の如くである。

項目	(總支出に對する百分比)		
	(1) 無子家族	(2) 四子家族	(3) 増減する百分比
飲食費	三・六	四・三	(七) 七
被服及洗濯費	七・七	八・七	(十) 〇
住宅整備費	一・七	三・三	(十九) 六
入浴費	一・三	一・五	(十) 二
光熱費	四・二	四・三	(十) 〇
その他	九・一	二・一	(十四) 〇
税金	三・三	〇・一	(一) 三
家賃	二・〇	二・五	(一) 五
娯樂費	四・六	三・三	(一) 三
教養費	三・七	二・四	(一) 三
保險金	九・一	八・〇	(一) 一
寄附金	一・四	〇・五	(一) 〇 九
諸會費	一・八	一・三	(一) 〇 六
保健費	一・四	一・〇	(一) 〇 四
交通費	一・三	〇・八	(一) 〇 四

右表によれば支出増は飲食費、被服費、住宅整備費(増築、子供の寢臺など)に著しいが、其の他の要費中には借金も含まれてゐる。光熱費は實際上も豫期される通りさしたる増加を見せられてゐない。併し之等の支出増も子供數に比例して増大してゐるわけではなく、從

つて多子家族は恐らく安くて且つ榮養價も低い飲食物や簡粗な服装、僅かの入浴等を忍んでゐると考へられる。税金及諸會費(例へばD.A.F.の組合費)の減少はよろこばしい現象だが、之以外の節約部分が問題で家賃の減少は多子家族が小さくて恐らくはまた舊い家に住んでゐることを物語つてゐる。教養費の減少は芝居や音樂會などは勿論、新聞購讀にまでも及んでをり、保險費の減少は多子家族が非強制的な保險(物件及生命保險)に殆んど加入してゐない爲である。交通費の低下は自轉車利用等による所も多いが、また多子家族に對する種々の恩典の所爲もある。

なほ右表による四子家族の節約の總計は一・六%で、其の内税金、諸會費、寄附金等の節約を除いた眞の節約は七・〇%となる。いひ換へれば月収一九七マルクの無子家族が四人の子を持つて同程度に暮してゆくには二〇八・八マルクの月収が必要となるわけだが、調査對象となつた四子(及其れ以上の多子)家族の平均月収は二一三マルクの家族で、若し収入が均等であつたならば節約度は更に一層強化されねばならぬことになる。其の點まで究明し難いところに前述本調査の瑕瑾があるといへよう。

尙、本調査が資料とした原調査一九三七年以後、昨三九年の税制改革は更に人口政策的改善の跡を示してをり、又一昨三八年の家族手當の制度は第三及第四子には月々十マルクを、第五子以上には夫々月々二十マルクを支給することになつてゐる。(Soziale Praxis 19 403 Heft 所載)

世界最大人口収容力の推定

(埋め草)

- E・G・ラヴェンシュタイン 五、九九四(百萬)
- 『歐洲人の猶ほ入植し得る地域について』王立地理學會講演集 第十二卷 一八九一年
- V・フィルクス 七、八〇〇(百萬)
- 『人口論』一八九八年 二九五頁以降
- K・バロッド 五、六〇〇(百萬)
- 『地球は幾何の人口を養ひ得るか』シュモラー年報 第三十六卷 一九一二年
- H・ロッシュ 七、〇〇〇(百萬)
- 『世界人口の限界』ヴェルテンブルグ年報 一九二一—二二年
- A・ベング 七、六八九(百萬)
- 『人類地理學の根本問題』プロシア學士院就任講演集 一九二四年
- A・フィッシャー 六、二〇〇(百萬)
- 『人口収容力の問題について』政治地理學雜誌 第二卷 一九二五年